

第七十七回国会 商工委員会 議 録 第十号

昭和五十一年五月十二日(水曜日)
午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 稻村佐四郎君

理事 橋口 隆君

理事 安田 貴六君

理事 上坂 昇君

理事 天野 公義君

理事 浦野 幸男君

理事 粕谷 茂君

理事 栗原 祐幸君

理事 羽田野忠文君

理事 深谷 隆司君

理事 板川 正吾君

理事 加藤 清政君

理事 勝澤 芳雄君

理事 中村 重光君

理事 野間 友一君

理事 松尾 信人君

理事 宮田 早苗君

出席国務大臣

通商産業大臣

出席政府委員

通商産業政務次官

通商産業大臣官房審議官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官官房審議官

資源エネルギー庁公益事業部長

委員外の出席者

議員 板川 正吾君

大永 勇作君

井上 力君

増田 実君

藤原 一郎君

綿貫 民輔君

河本 敏夫君

第一類第九号

商工委員会議録第十号

理事 武藤 嘉文君

理事 渡部 恒三君

理事 佐野 進君

理事 内田 常雄君

理事 小川 平二君

理事 木部 佳昭君

理事 島村 一郎君

理事 八田 貞義君

理事 山崎 拓君

理事 岡田 哲児君

理事 加藤 清二君

理事 竹村 幸雄君

理事 渡辺 三郎君

理事 近江巳記夫君

理事 玉置 一徳君

理事 河本 敏夫君

理事 綿貫 民輔君

理事 藤原 一郎君

理事 増田 実君

理事 井上 力君

理事 大永 勇作君

理事 板川 正吾君

理事 大永 勇作君

理事 井上 力君

理事 増田 実君

理事 藤原 一郎君

理事 綿貫 民輔君

理事 河本 敏夫君

理事 綿貫 民輔君

理事 藤原 一郎君

理事 増田 実君

理事 井上 力君

理事 大永 勇作君

理事 板川 正吾君

理事 大永 勇作君

本日の会議に付した案件

小規模企業共済法の一部を改正する法律案(板川正吾君外九名提出、衆法第八号)
一般電気事業者及び一般ガス事業者の社債発行限度に関する特例法案(内閣提出第四二二号)

○稲村委員長 これより会議を開きます。

板川正吾君外九名提出、小規模企業共済法の一部を改正する法律案を議題といたします。
提出者より提案理由の説明を聴取いたします。
提出者板川正吾君。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○板川議員 私は、日本社会党を代表いたします。今日、たゞいま議題となりました小規模企業共済法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律は、小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、小規模企業者の事業の廃止等につき、その拠出による共済制度を確立し、もって小規模企

業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与することを目的として、昭和四十年に制定されたものであります。対象は、常時使用する従業員が商業、サービス業では五人以下、その他は二十人以上の個人事業主及び会社企業組合、協業組合の役員となっており、また、一人であるいは家族だけで事業を営んでいる、いわゆる一人親方及び自由業者も対象となつております。労働者には、退職時に退職手当が支給されるのに対して、これら対象者が事業をやめるときや退職するときには、十分な給付がなされない実情にかんがみて、この共済制度が創設された経過があります。この制度は、昭和五十年十二月現在で四十五万余の加入を見ておりますが、加入割合は全国の小規模企業者の一割にすぎません。しかし、わが国経済が安定成長へと移行する中で、小規模企業を取り巻く経済環境は一段と厳しさを増してきており、経営や生活の不安に悩まされがちで小規模企業者にとって本制度の果たす役割が、重要性は今後ますます高まってくると思われられます。

ところで、法制定後十年を経て、この企業共済は幾つかの点で実情に合わなくなつてきております。一つには、共済契約の掛金月額額は現行一口五百円を二十口までですが、これではいざというときの生活保障にはほど遠いものになっております。二つには、企業共済の積立金運用の問題であります。現行は掛金納付済み額の九割を限度として貸し付けが受けられることになっておりますが、事業団資金を加入者のためにさらに活用するため、融資業務を拡充し、事業転換資金貸し付けと住宅建設資金貸し付けを追加し、貸付額も増加する必要に迫られております。

三つには、右に述べた事業団融資業務拡充のために、政府資金の導入が求められております。

わが党は、以上の諸点につき本法を早急に改正し、小規模企業者の生活保障を図ることが必要であると考え次第であります。

これが本法律案を提出する理由であります。

次に、その内容の概要を御説明いたします。

まず第一は、掛金月額額の口数の最高限度の引き上げであります。すなわち、法第四条を改正して、小規模企業共済契約の掛金月額額の口数の限度を現行の二十口から六十口に引き上げることとしております。これに伴い、掛金の最高月額額は現行の一万円から三万円となり、また、共済金の最高額も現行の三倍に引き上げられることとなります。

なお、第一種共済契約については、税法上全額所得控除が認められておりますので、本改正により年額三十六万円まで控除されることとなります。

第二は、小規模企業共済事業に要する費用の補助の規定の新設であります。すなわち、法第五十八条の二を新設して、政府は、小規模企業共済事業団に対し、政令で定めるところにより、小規模企業共済事業に要する費用の一部を補助することができるとしてあります。

第三は、小規模企業共済事業団の行う融資業務の拡充であります。すなわち、法第四十二条を改正し、事業団は、共済契約者に対して、一つには、事業の転換に必要な資金の貸し付けを行うことができるとしてあり、二つには、みずから居住するための住宅の建設、改良または購入に必要な資金の貸し付けを行うことができるものとしてあります。

なお、右のうち、事業転換資金の融資条件は、事業団の業務方法書により、

(イ) 融資対象は掛金納付月数が百二十ヶ月以上のものであること、

(ロ) 融資限度は三千万円。

(イ) 償還期間は、据え置き期間三年以内を含めて、十二年以内で、特別の事情がある場合は、償還期間及び据え置き期間を、それぞれ二年以内延長できるものとする。

(ロ) 利率は年八%以内で、特別の事情がある場合は、年三%まで軽減できるものとする。

以上のように定めるべきものと考えております。また、住宅建設資金の融資条件は、事業団の業務方法書により、

(ハ) 融資対象は掛金月額が八十四月以上のもの。

(ニ) 融資限度は納付に係る掛金の合計額の二倍に相当する額で、一千万円を限度とする。

(ヘ) 償還期間は七年以内。

(ホ) 利率は年八%以内。

以上のように定めるべきものと考えております。以上が、本法律案提案の理由並びにその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます。提案理由説明を終わります。(拍手)

○稲村委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○稲村委員長 次に、内閣提出、一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。板川正吾君。

○板川委員 電気、ガス事業の社債特例法案について質疑をいたしたいと思います。

まず、今回電気、ガス事業の社債発行限度の特例法を必要とした理由と背景について、要約して御説明願いたいと思います。これはエネルギー庁長官で結構です。

○増田政府委員 お答え申し上げます。

今回、社債の発行限度の増額の御審議をお願いしておりますが、その理由について申し上げます。これは電気及びガス事業両方につきましてでございますが、今後のこれらのエネルギーの需要というものが相当高まってくるわけでございまして、供給を確保いたしますための設備資金の調達につきまして、現在の社債発行限度のままでございまして不足が生じてくるということでございます。

これをさらに敷衍して申し上げますと、電気事業の資金需要につきましては、昭和五十一年度から六十年度の十年間につきましては四十七兆六千億、また、ガス事業につきましては約四兆六千億の資金需要があるわけでございますが、他方、社債につきましては限度枠がございまして、この限度枠につきましても、電気につきましても、ガスにつきましても、一部の会社は今後数カ月以内に限度枠に達するというところでございます。そういうことから、ただいま申し上げましたように、電力及びガスの供給の確保を図りますために社債の限度枠の拡大をぜひともお願いしたい、こういう趣旨でございます。

○板川委員 いまの趣旨は、こういうように理解してよろしいでしょうか。電力の場合に限定して議論してみたいと思いますが、十年後の電力の長期需要を見通すと、昭和六十年に八百五十四億キロワットアワーである。これを達成するために、

は、年率五・六%で設備を拡大していかなければならない。その電力需要を充足させるためには、発電設備が昭和六十年一兆九千二百二十万キロワット必要である。一兆九千二百二十万キロワットの発電設備を設けるために、工事資金がほぼ四十八兆必要である。現在のままでいけば十六兆八千億資金が不足となる。現に四国電力では七月に、八月には東京電力、中部電力、九州電力で社債発行の限界が来る。特に最近では不況のため証券市場で増資力が不足をして、電力のような大型増資の消化が非常に困難となつてきておる。また、増資分の配当には、配当一〇%としますと、そのさらに八

%公租公課がかかる。社債は、利子が八・八八%を含めて九・六三%の費用で済む。だから、資金コストが安い。したがって、増資よりも社債でやった方が電力会社の経営の安定を図ることになるのだ、こういうふうに理解してよろしいですか。

○増田政府委員 そのとおりでございます。

○板川委員 次に、ガスの場合についてとりあえず聞いておきますが、ガスの場合に、この社債枠を従来は一般の企業と同じだったのを今度二倍にするということになったのは、その必要性はどうなんですか。また、ガスの場合は九電力と違ひまして、全国に二百五十社の大手を含めて中小が大部分、この社債枠の二倍になるということは、中小ガスの場合にはどういうことになりますか。

(委員退席、渡部(恒)委員長代理着席)

○増田政府委員 ガスにつきましては、ただいま先生の御指摘のように、ガス会社約二百五十社でございます。この中に公営のものもございまして、公営を除きますいわゆる私企業で経営いたしますものが約八十社でございます。これらの私企業でありますガス会社につきましては、それぞれ社債の発行ができるわけでございます。ただ、現実には現在公営債を出しておりますのは四社でございます。それ以外に、いわゆる縁故債の形で出しておりますのが数社ございますので、先ほど申し上げましたように、私企業でやっておりますガス会社百八十社いずれも社債が出し得る、こういうことでございます。

○板川委員 次に、これは以下電力についてして聞きます。ガスは念頭から離して結構ですが、本法が仮に成立をしたとして、まあ、仮に公算の方が大じやないかと思いますが、仮に成立をしたとして、社債枠を現行の二倍とすれば、この五十一・六十年の十年間で十六兆八千億の資金が解決できる、こういう理屈になるわけですね。その数字的な根拠を示してもらいたいと思います。なぜ社債枠を現行の二倍から四倍にすれば十六兆八千億という資金の調達が可能となるのか、この積算の基礎といえますか、数字を挙

げて説明願いたい。

○大永政府委員 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、社債の枠だけで資金調達の問題が解決するわけではございません。十六兆八千億のうちで約十兆円はこの社債の枠を倍にすることによってカバーできますが、あとの六兆円につきましては、経営努力によります内部資金の確保、それから増資につきましても当面は年一割程度の増資しかできませんが、やはり自己資本の充実の努力はすべきでありまして、後半につきましては一割二分程度の増資の努力をいたしております。

それから借入金につきましては、現在大口規制等が行われておりますが、そういったものの緩和によります努力、それから財政資金につきましても、公害対策等につきましても開銀融資等の確保による増額、こういったあらゆる努力をいたしまして、ようやく十六兆八千億の不足が確保できる、こういうことでございます。

○板川委員 その点は後でゆっくり伺います。

次に伺いますが、増資による内部資金を使うとしたならば、先ほど私も言いましたように配当しなければなりません。配当しなければ増資なんてできるはずがないのですから。いま一二%と言ったけれども、仮に一〇%とした場合でも、それに所要の税金が八%かかります。ですから、増資による内部資金を使うとするならば、資金コストは少なくとも一八%ぐらいかかる。社債ならば、社債の発行費を含めて九・六三%でよろしい。資金コストは非常に安い。社債枠を二倍から四倍にしてコストの安い資金を使った場合に、増資の回数が減るでしょう、増資の方が資金コストが高いですから。電力会社が全体として社債の発行枠を四倍にしたことによつて、十年間どのくらい増資をせずに済む、どのくらいメリットがあるとお考えですか。この計算をしてみたことがありませんか。

○大永政府委員 現行のまま二倍の枠にいたしますと、社債発行額は十年間に約四兆二千億と見込んでおります。それを四倍にすることによりまし

て十四兆円の社債発行が可能になる。したがって、大体四倍にすることによりまして十兆円程度の資金ショートのカバーができるということでございます。

○板川委員 これは四倍にしたということですが、では、四倍にしないで現行のままでいった場合と比較したら、どの程度の資金コストのメリットがありますかというのを私は聞きたい。計算していただければ、後で計算して出してもよろしい。

○大永政府委員 後ほど計算してお出ししたいと存じます。

○板川委員 次に伺いますが、この特例法は、現在電気料金の値上げを申請しておりますのは四社ですが、いずれあと五社もかかるべき時期に出すだろうと思いますが、この電気料金の値上げと関係があると思っておりますか、それともないと思っておりますか。

○増田政府委員 今回四月に四社の電力料金の申請がござりますが、これとたまたま御審議をお願いいたしております社債特例法とは関係はございません。

○板川委員 こういうことになりますか。この特例法がたとえ仮に成立をする。社債発行の枠が二倍から四倍になる。安い資金コストが利用できる。その安い資金コストが利用できるメリットは料金に反映がないのですか。

○大永政府委員 現在四社の料金申請におきましては、おおむね五十二年の後半ぐらいに二割五分程度の増資を予定しております。しかしながら、もし本法案が成立いたしましたら、御高承のように早いところはことしの七月から社債の発行ができなくなるようなところが出てまいります。したがって、今般もし不成立に陥りました場合の当面の影響としては、その資金調達ができないうこととなるわけですが、どうしても社債を発行しようとするれば、五十二年後半に予定しております増資を繰り上げて行うとか、あるいはそれをさらにふやすとかいうことが必要になるわけでございますが、それは実際の増資市場におきまし

ても困難でございますし、もしこれを強行すれば、その分だけ資金コストがまた高くなる、こういうような関係はあるわけでございます。

○板川委員 長官は関係ないと言われども、私は思想的には関係なくちやおかしいと思うのです。特例法でこういう恩恵を受けて安い資金コストの金を使えるようになったら、それはやはり料金算定に思想的に関連を持たなければおかしい。いまのこの値上げがどれだけ響くかは別として、考え方として私はそうあるべきだと思いますよ。この点、どう思いますか。

○増田政府委員 先ほど私が料金と今度の社債について関係がないと申し上げましたのは、御指摘のとおり若干不正確でございます。社債の発行限度枠が今回の法律によって認められるようになりますと、安い資金が確保できる。これによりまして、やはり料金につきましてはマイナス効果というものが当然出てくるわけでございますので、先ほどの答弁につきまして若干不正確でありました点を訂正いたします。

○板川委員 これは大臣に伺いたいのですが、この特例法は結果的には電力会社の配当による税金を免除することになるのじゃないか、こういう説があるのです。これは私の説ですが、たとえば社債枠を四倍にしなければ、電力会社は所要の設備資金を確保するために増資をしなければならぬ。増資をして社債枠をふやすほかはない。それは政府資金、財政資金をやるとかということは別の問題として、そうするほかはない。増資するには配当をしなければできない。配当するためには、たとえば一〇%の場合には八%の公租公課を納めなければならぬ。特例法で社債枠が二倍に拡大することによって、ある意味では増資をおくらせることになりまして、増資をおくらせることになれば、税金をその分納めないで済むということになる。だから、この特例法は結果的には租税特別措置法のいわば変形じゃないか、勘ぐった説としてそういう論理も成り立つと思うのですが、この点は、企業経営の名人である通産大臣、どうお

考えになりますか。

○河本國務大臣 よく整理して御答弁をしたいと思ひます。とつきのことでございますので、正確な返事はちよつと考へてから返事をさせていただきます。

○板川委員 大臣は増資やそういうことについて名人だから、とつきでも名答弁ができるはずだと思つたのですが、それは残念ですね。説があるのですよ。結局社債枠を拡大することによって増資がおくれるし、増資をしなくても済むし、そうすれば配当の枠も小さいし、配当の枠が小さければ税金が少なくて済むという論理も成り立つ、こういう批判もあるということだけはひとつ念頭に置いていただきたいと思います。

次に、またこれも大臣に簡単な質問ですが、従来政府は、日本の企業は自己資本率が非常に低い、外部資本に余りにも頼り過ぎておる、戦前と違つておる、これは企業経営のあり方として不安定を意味するのだ、なるべく自己資本率を高めるように指導する、こういう方針で来たと思うのです。しかし、この特例法はその方針に逆行する結果をもたらすだろうと思ひます。九電力は現在でも自己資本率は四十九年現在で二九%、外部資本が七一%で、いままで低いのです。これを四倍にすることによってさらに自己資本率が低くなる。こういうことは、従来の政府の言つてきた方針とこの特例法との間に矛盾を感じになりますかどううか、伺いたい。

○河本國務大臣 いまのお話にございましたように、日本の産業におきまして一番大きな問題は自己資本比率が低いということでございます。このために将来高めていかねばならぬという議論があるわけでございます。ただし、電力の場合には非常に膨大な資金を必要といたしますので、いろいろな資金調達方法を考へていかねばならぬわけでありまして。そういう意味で考えましても、社債はもろろん外部負債には違ひありません、借入金の一部だと広い意味には言えると思ひますが、しかし、一番安定した外部負債だ

と思ひます。そういう意味で自己資本に準ずるものである、こういう説すらあるくらいでございます。その意味におきまして安定した資金調達ができる、こういうことになりうかと思ひます。

○板川委員 いずれにしましても、政府の従来主張してきた方針とは逆行することだけは事実です。この点はひとつよく考へ願ひたいと思ひます。

昭和六十年までに四十八兆の電源工事資金を調達するという計画であります。この昭和六十年までの十年間、新規増設資金として、資料によると、四十八兆のうち非電源の費用が三十兆になっていまして、四十八兆のうち三十兆は非電源の費用である。これは全体の六〇%を占めておるわけですが、この非電源の費用、六〇%に当たるものの積算の基礎というものを明らかにしてもらいたいと思ひます。いかがですか。

○大永政府委員 大体非電源が先生御指摘のように六〇%程度でございますが、この積算に当たりますのは、特に五十五年までの分につきましては、個々にその設備の所要量を出しまして、それから積み上げではじいていっているものでござい

ます。なお、現状におきましても、五十年、五十一年度設備資金所要額の中に占めます非電源部門はやはり約六〇%ということでございますので、この比率はおおむね現状と同程度でございます。

○板川委員 電力料金を決める原則は総括原価方式というものをとられていまして、「供給規程料金算定要領」、こういうものがエネルギー庁の中にあるわけですが、電力料金というのはこういう考え方の上に立つて決めるのだと言つてゐるわけですね。それにはこう書いてあるのですよ。「総括原価の算定に当たっては、実績及び合理的な将来の予想に基づく適正な業務計画、需給計画、工事計画、資金計画等を前提として算定するものとする。」こういう規定がある。それで、結論として「決定された料金をもつて計算した料金収入額は、

総括原価と一致するものでなければならぬ。と料金決定の項目の中でうたっているのです。ですから、電力料金の場合には将来にわたって需給計画、工事計画、資金計画を前提として決めるということになっている。だから、これは電気料金は普通三年間を前提とするという場合もありますが、しかし、その考え方は十年後の資金計画にも当てはまらなくちゃならないと思うのですよ。

ただ、「電気事業便覧」で見ますと、従来の非電源の比率は六五%です。昭和四十年からずっと四十九年まで十年間は、四十四年が三七%、四十五年が三八%、四十六年は四五%でありましたが、それ以外は大体三五%前後です。総費用の中における電源の費用は、これも大体三五%程度なんです。いままでは設備が小さくて燃料費が高いという火力中心であった。今度は原子力中心にやろうというのでしよう。原子力中心でやると、それには設備費が膨大にかかる、資本費がかかる、しかし燃料費が安い、こういうことで、原子力発電に重点を置いていくというのでしよう。ところが、この資金調達計画を見ると、比率は従来の原子力がない時代と変わらぬのです。どうもこの資金調達の計算の仕方はまことにずさんであって、いま言った総括原価方式の延長、この思想を適用するならば、この内容をもっと精細に積算した資料を出してもらわなければ困ると思います。いかがですか。

○大永政府委員 数字的に申し上げますと、非電源部門の比率につきましては、五十一年から五十五年は六九%でございますが、五十六年から六十年にかけましては五九%ということで、若干低下することを念に入れておるわけでございます。

ただ、先生御指摘の電源部門につきましては、原子力のみならず、LNG火力あるいは一般水力等々の脱石油ということで、今後そういう方面に力点を置いていきますとコストが上がるわけでありまして、他方、送電部門につきましても、電源立地の遠隔化ということがございます。だんだん電源立地が遠くになってきて、送電の距離が長

くなるという問題がございます。それから、都市におきましてはケーブルをいっまでも空中にはわせるわけにはまいりませんで、地中化を図っていくというふうな問題がございます。それから、送電施設の設置に伴いますいわゆる線下補償といいますが、土地の買収あるいは補償等の類も年々増大するというふうな問題もございまして、この送電部門につきましても、電源部門と劣らずやはりコストは今後上昇する傾向にあるというところでございまして、いま申しましたような理由からいたしまして、比率はそれほど変わらないというところでございまして。

○板川委員 いずれにしても、この資金計画、この資料によると四十七兆六千億かかる。非電源が二十九兆七千六百億、電源の計が十七兆八千四百億。原子力は九兆九千九百億、火力が三兆八千二百億、水力が四兆三百億、こういうふうな十年間の資金計画は出ておりますが、こういう比率から割り出したようなものでなくて、私は、これを出した積算の基礎をひとつ資料として出していただきたい、こう思います。委員長に要請しておきます。

○渡部(恒)委員長代理 わかりました。

○板川委員 この十年間の電源の増設を種別に見ますと、増加する施設が一億キロワットです。それで、その一億のほぼ半分近くを、脱石油というので原子力で賄う。LNGが約二〇%、水力が二〇%、残りが石油その他地熱等である。原子力に今後発電の重点を置くということになります。現在は十二基ですが、一体昭和六十年には何基になるという構想でありますか。

○増田政府委員 一応の計画でございまして、各原子力の一基の発電能力というのにつきまして今後情勢に応じて変更もありまして、私どもの方で昭和六十年に原子力発電所の出力四千九百万キロワットというものを計画いたしておりますが、先生のお尋ねの基数は、大体五十七基から六十基、こういうことでございまして。

○板川委員 六十年に五十七基ないし六十基です

から、大体年間五基ぐらいずつ増設をしていくという計算になります。それはそれとしておいて、電力業界が原子力発電に今後重点を置く、これは脱石油とか理由はあろうでしょうが、一体そのメリットはどういうところにあるのですか。

○増田政府委員 今後の電力の発電構成と申しますが、これに原子力というものを相当大きなウェイトを持たせている、これがどういうメリットがあるかというお尋ねでございますが、一つには、石油に非常に大幅依存している現在の電源構成を改めませんと、先般のような石油の供給削減その他によりまして電気の安定供給ができないということ、原子力、あるいはLNG、それからまた水力の増大、その他各種のエネルギー源の多用化というものを図っていくかなければならぬ、そういうメリットが一つあるわけでございまして。

それからもう一つは、これもそれに近い理由でございまして、原子力発電所は、御存じのように一回燃料を挿入いたしますと二年は動いておるといことで、これは石油の方ですと、石油がとまると直ちに発電所が動かなくなりますが、原子力発電所というのは、燃料をかけるのも二年あるいは三年目に燃料棒を交互にかえていくわけでございまして。そういう意味から言いますと、その原料が備蓄されていると同じような効果が発揮されるというふうなことでございまして。

それからまた、この原子力発電所の発電単価というものは、これは発電所につきましては、先生御高承のとおり建設費が非常にかかるわけでございまして、資本費が高くて燃料費が安いということ、石油火力発電所とはまさに逆のような形になっております。そういう意味で、現在のところ、今後想定されるコスト計算によれば、原子力発電所の方が若干割安であるということでございます。ただ、この割安である算定基礎の中には、これは十分な安全対策、環境保全対策をやるということを前提にいたしまして、それでも若干割安になるであろう、こういうことでござい

○板川委員 原子力発電は、キロワットアワー当たりの単価が非常に安くなるという説があります。現在モデルプラントで、石油の場合に発電単価というのはどのくらいか、LNGの場合、石炭の場合、原子力の場合、これを伺いたいと思

○増田政府委員 この発電単価につきましては、いろいろの計算がございまして、その相互の比較は非常に困難でございますが、一応昭和五十年に出ました施設計画から逆算いたしまして発電原価をはじいたものをまず申し上げたいと思います。ただ、これは完成時期その他にずれがありますから、必ずしも正確な比較ということにはならないかと思ひますが、この五十年に出ました施設計画の中のを単価計算いたしましたものについて申し上げますと、まず原子力は八円二十四銭、水力が十二円二十銭、石炭が九円五十銭、LNGが十四円二十銭、石油が九円五十銭ということで、これらを比較いたしますと、これは地点がたまたま非常にかかる地点ということもあるかと思ひますが、水力が最も割高になっておりますし、原子力が一番安いという形になっております。

ただいまの計算につきまして、先ほどのようないろいろの前提条件を申し上げたわけでございまして、これ以外に、昭和五十七年度に完成いたしますもの、将来のもので計算いたしましたものもございまして、余り細かくなりまして、ただいま申し上げましたものが大体大勢を示しておるということでございまして。

○板川委員 前回の料金値上げのときに、私は中曾根通産大臣と議論したのですが、そのときには、発電単価は火力が六円から七円、水力は過去が二円から三円四角、新規は六円から九円、原子力は四円四角、石炭は五円四角、こういうような話で、大差発電単価は安いいし、安全だし、心配ないとなんかを切られた覚えがあるのです。速記録を調べてみてわかったのですが、いま長官の資料を伺うと、原子力と一般の火力との差はそれほどない。しかし、私はこの原子力の中には核

燃料サイクルの費用というものが入っていないと思
うのです。実は入っていないのです。核燃料サイ
クルの諸費用というものを入れれば、石油より原
子力の方が高くなる可能性があるのではないです
か、この点はどうお考えですか。

（渡部（恒）委員長代理退席、委員長着席）

○増田政府委員 ただいま私が申し上げました数
字は、核燃料サイクルの各費用を原料費の中に込
めて計算したものでございます。核燃料サイ
クルを前提とした比較でございます。核燃料
サイクルのために、従来言われております原子
力は安くなっているというところも、その結果出
てきておるわけでございます。

○板川委員 わかりました。

次に伺いますが、原子力発電の安全性というの
は、まだ国民の合意を得ていない、コンセンサ
スを得ていない、こう私は思います。安全性の指標
として一番理解しやすいのは、稼働率であると思
います。電力業界は、あれは事故でなく故障
だ、故障なのを事故だ事故だと騒ぐのは余り過敏
過ぎるという意味のことをよく宣伝されますが、
事故というのは大体故障から起こってくるもので
すね。だから、故障でも事故でも同じ系列線上に
あるわけでありまして、この稼働率というのがい
わば事故率の割合を示していると思えます。わが
国のすでにある十二基の原発の稼働率というのは
一体どのくらいありますか。

時間が迫ってまいりましたから、私の方で申し
上げますが、昭和四十九年の当時ありました何基
かの原子力発電の稼働率は四八％である、昭和五
十年は三二％である、こういう実績が出ておりま
す。

原子力の発電単価を計算する場合に、いまの八
円二十四銭というのは、一体実際に動いた稼働率
で計算されておるのか、原子力がこうあつてはし
いという稼働率七〇％で計算してあるのか、その
点を伺います。

○増田政府委員 原子力発電所の稼働率の問題で
ございますが、私どもが正常運転あるいはいろいろ

るな計算をいたしますときには、一応設備利用率
七〇％というものを平均稼働というふうにお考え
しております。

○板川委員 ですから、いまの原子力の発電コス
トが八円二十四銭という計算は、七〇％でしてあ
るのでしょうか、この点を伺いたい。

○増田政府委員 七〇％で計算しております。た
だ、先ほど先生がいろいろ数字をお挙げになりま
した。確かに昭和五十年におきます四月から十
二月の稼働率は約三二％、そのとりの実績でござ
います。これはわが国の原子力発電の歴史の
中で最も停止の多かったときでございまして、四
月はこれが六二％に回復しておりますし、今後ま
た上がるわけでございます。

○板川委員 ですから、原子力発電の発電単価が
八円二十四銭で一番安いというのは、七〇％で計
算してあるのであつて、それが五〇％に稼働率が
落ち、三〇％に落ちれば、はるかに高いという計
算になるだろう、こういうことを私は指摘してお
きたいのであります。

アメリカでは現在五十八基、四千万キロワット
の原発が動いておるそうでありまして、アメリカ
の原発の稼働率というのはおわかりでしょうか、
大体日本の一〇％増しだろうと見ているのです
が。

○増田政府委員 手元の資料でお答え申し上げた
いと思ひます。これは各軽水炉の運転開始以降の
平均稼働率が出ておりますが、加圧水型軽水炉は
六一・二％、それから沸騰水型軽水炉は五五・
九％になっております。

○板川委員 アメリカでも平均すると六〇％にな
らない稼働率でありますね。日本が四十九年が四
八％ですから、それから一〇％足す程度でありま
す。

ところで、最近西ドイツの原子力発電の優秀性
というのが伝えられておりますが、文献によりま
すと、西独ビブリス発電所の原発A号機は加圧水
式で百二十万キロワットだが、年間の稼働率が九
〇％を超えている。さらにB号機百三十万キロワ

ットを改良して、規格を統一して標準原発の第一
号とした、こういうドイツに行つてこられた専門
家の報告がございまして、このドイツのビブリス
原発が少なくとも年間九〇％を超えている稼働率
というの、これは日本も考えなくちゃならない
のじゃないでしょうか。

日本の原発は、御承知のように、東海一号機を
除けば全部アメリカ製で、ゼネラル・エレクトリ
ックかウエスチングハウスかであります。本家の
アメリカでも稼働率がよくはない。まして分家の
日本の稼働率はさらに悪い。六十年の段階で五十
七基あるいは六十基という原子力発電所を
つくろうという計画があるのに、その大部分がア
メリカのゼネラル・エレクトリックか、ウエスチ
ングハウスか、どっちかだろうと思うのです。

ほかのイギリスとかドイツというものを入れる予
想はないのじゃないでしょうか。私はここに問題
があると思うのです。この点はどうお考えです
か。

○増田政府委員 ただいま板川先生からお話がご
ざいましたように、ドイツはアメリカの軽水炉を
改良したもので、独自の技術をつけ加えまし
て、これによって非常に成績を上げておるとい
うのは、私も聞いております。わが国におきま
しても、アメリカから軽水炉、これは先ほど先生
からおっしゃられましたように、沸騰水型はG
E、加圧水型はウエスチングハウスの技術を入
れまして、そして原子力発電というものを行つて
おるわけでございますが、しかし、この十年余の経
験というものを積み重ねまして、やはりドイツと
同じように日本独自の技術を加えて日本の改
良型をつくるべきじゃないかということで、現在
私どもの方で、関係の学者及びこの業界の技術者
の方々を加えて、標準型の、日本に最も適当
な原子力発電の型式を決めようということ、現在
作業中でございます。一応四月に中間報告をす
るに行つておりますが、これによりまして、まさ
に先生からおっしゃられましたようなドイツ方式
で、アメリカから輸入しました技術というものに

この国独自の技術を加えて改良していきたい、こ
ういうふうに考えております。

○板川委員 ドイツでは、その前の原子力発電は
八二％の稼働率だったのです。アメリカをしの
いでおるし、日本から言えば段違いに稼働率が
いい。そういうことは故障も事故もそれだけない
ということの意味する。だから、国民が原子力発電
に対する安全性というものに信頼を持つようにな
る。日本は稼働率が三二％だというような状態を
そのままにしておいて、そしてあれは故障であつ
て事故じゃないのだ、そういうようなことを言つ
ているようだから、私は国民の合意を得られない
のだろうと思うのです。

日本の原子力行政というのは、この際一時建設
を中断をして、まずいままでおけるものを試験炉
なり実証炉というように位置づけをして、もっと
安全性を確かめ、あるいは西ドイツの技術などを
導入して、事故のないよう、故障のないようにし
て、それから再出発した方が原子力行政としてい
いのじゃないかと私は思ひます。

よく言うのですが、昔、木炭車があつたとき
に、幾ら先発していても途中でえんこして
木炭車じゃ意味がないのであつて、後から出
ても性能がよければ間違ひなく走れば、その方が
終着点には早く着くのです。日本の原子力発電
行政というのはいわば木炭車みたいなもので、
途中でえんこばかりしてゐる。これじゃ時間
ばかり食つてしょうがない。それならこの辺で全
部整備を改装して新しい技術を入れて、そして
故障の起こらないように安全性を確認した上で出
発した方が、私は将来の原子力行政、発電行政の
ためにも妥当だろうと思うのですが、大臣、どう
お考えですか。

○河本国務大臣 原子力発電に関係いたしました
は、確かにいま御指摘の点が最大の課題でござい
ます。しかし、過去の稼働率を見ましても、悪
いときは確かに三割強の稼働率でございました
が、いいときには七割強というところまでいって
おりまして、平均をいたしますとさほど悪くはな

いのじゃないかと私は思います。

〔委員長退席、安田委員長代理着席〕

ただし、御指摘の点は非常に重大な問題でございまして、安全性とそれから環境問題というところは原子力発電を進める二大前提条件でございまして、そういう問題と十分真剣に取り組みながら、これは余りおくれなくても困りますので、やはり計画どおり進めながら、おっしゃったような点を十分配慮しながらやっていきたい、こう思います。

○板川委員 私は、それは不可能だと思ふものだから、ここで一時停車をして全部点検をして、国民の合意を得た上で出発することの方がいいのだ、こういう主張をしているわけでありまして、時間がございせんから、先へ進みます。

最近、核燃料サイクル論がにぎやかになっております。そのために専門家の懇談会もできたようでありまして、日本の原子力行政は、いわばトイレのないマンションと言われてきたのであります。まあ共同便所を使っておったのであります。最近ようやく、それでは不便だ、うちでもトイレをつくらうじゃないかというふうな気がついたのだらうと思ひます。原子力発電の使用済み燃料には、新しくつくられたプルトニウムや燃え残りのウランなど有用なものがあつて、それを科学的に処理して危険な死の灰を除き、ウランやプルトニウムを回収して、再び核燃料として使えるようにするのが再処理工場でありまして、したがって、再処理は核燃料を循環して使用するという核燃料サイクルのなかめであると思ひます。

日本には東海村に年間二百十トン、試験用としてのプルトニウムがつかれておりますが、これも予定より二年間もおくれでもまだ稼働しない、トイレが完成しないわけでありまして、そのうちにどんどんどんどん原子力発電はふえてくる。六基が八基、十二基になり、やがて二十基になるといふこととなります。当面でも年間千五百十トン規模の再処理工場が必要だと言っているのに、まだできていない。イギリスのウインズケールやフランスに

依存しようとして、共同便所を使おうということなんでありましょう。これからつくらうとしまして、も、千トン級の再処理工場をつくるためには、少なくとも十年なり十二、三年かかると言われておるのであります。この再処理工場の建設計画、一体これは現在のところどういふふうな具体的にたつておるのか、これを伺つておきたい。

○井上（力）政府委員 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、再処理問題は核燃料サイクル上非常に重要な問題でございまして、現在第一再処理工場を動力炉・核燃料開発事業団が東海村において試運転中をございまして、この再処理工場は来年におきまして稼働が予定されておるわけでございます。現在まだ処理はしておらないことは御指摘のとおりでございます。そのほか、海外に委託契約をすてしておるものもございまして、これはイギリス及びフランスでございまして、そこにおきまして委託をするということと、動燃事業団の再処理工場が予定どおり運用をし、この委託をもつて再処理を行えば、大体現在の原子力発電計画の昭和五十八年ごろまでは間に合うだらうというふうな考えられております。

その後、第二再処理工場をどうやってつくっていくかという問題があるわけでございますが、これの建設につきましては、第一再処理工場の建設経験を生かし、十分な準備、調査をやりましてつくるといふことで、御指摘のように相当長い期間かかると思ひます。したがって、この間におきましてさらに海外に委託するといふような交渉が電気事業者におきまして海外に進められようとしておるといふのが現状でございます。

○板川委員 イギリスなりフランスなりのいわば共同便所をお借りしよう、こういうことなんではない。しかし、この再処理というのは、使用済み燃料を輸送するための取り扱いの危険性というものがあつて、これはトイレのないマンションじやなくて、トイレをやはり自分のうちにつくるべきなんですね。ところが、まだ十数年間も第二再処理工場の建設について具体的な計画はない、十

数年もかかるのに、現在のところない、こういう状態で原子力発電を六十基も六十年までにつくる、これは私は、国の計画としてもこういうことをこのまま放置することは全くどうかと思ひます。だから、われわれは何としても原子力発電の増強に反対せざるを得ないという理由があるわけでありまして。

時間がありませんから締めに入りますが、もう二問にいたします。

最近アメリカで原子力発電の反対運動が非常に熾烈になっております。ことしの六月八日に、カリフォルニア州では原発賛成か反対かの住民投票が行われる、こういう手続がとられておると伝えられております。その他アメリカの二十四州で、カリフォルニアも含めるかもしれませんが、七十六年十一月二日の大統領選挙の日に同様の原発賛成、反対の住民投票が行われるであらう、こういう報道がされておるわけでありまして、その住民投票の議論の内容は、原子力事故の完全な賠償制ができていくかどうか、第二は、安全性が確認され、住民の合意を受けていくかどうか、第三は、放射性廃棄物の安全貯蔵が実用化されておるか、この三点が住民投票の柱になっておると伝えられております。

現在のところ、ハリス世論調査では原発に賛成者が六三%、反対者が一九%、中立が一八%といふこととありますから、住民投票が成立する可能性は少ないようであります。しかし、もしある時期、原子力発電の事故でも起これば、そういう住民の投票の結果が成立する可能性もあるわけでありまして。成立するといふことになれば、現在アメリカで五十八基、四千キロワットの原子力発電が稼働しておりますが、建設中のものが六十九基、計画中のものが百一基、停止をされる可能性もある、こういうことを伝えられておるのです。こういうアメリカの原子力反対運動は、いづれ日本でも早晚原発禁止法の制定という運動が起つてくる可能性がある。そういうことを考えますと、安全性に対する国民の合意というのが

必要である。めったにやたらに、安全性も確認しないのに六十年に六十基もつくり上げていくことは、私は将来危険性を持つ、こう考えますが、いかがですかというのが一つ。

それから、時間ですから結論を申し上げます。したがって、社債利率を二倍にふやして資金コストを低下させるという本法の趣旨には、資金コストが安くなることについて私どもは反対するものではない。しかし、この莫大な設備資金が原子力発電を中心に使われるということにわれわれは賛成しがたい、こういう考え方でありまして、結論は結論として、この前の一点について、大臣の見解を伺つておきたいと思ひます。

○河本國務大臣 今回の法律を御承認いただくということになりますと、電力会社のむずかしい資金調達が可能になるだけではなくて、コストの安い資金が企業全体として調達できる、こういうことにもなりまして、日本のエネルギー政策上非常に大きな効果がある、こういう考え方のもとにお願いしておるわけでございます。

なお、原子力の問題につきまして安全性について御指摘がございましたが、これはもうキーポイントでございますので、その点は十分配慮をいたします。

○板川委員 終わります。

○安田委員長代理 松尾信人君。

○松尾委員 一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案につきまして質疑をいたしたいと思います。

現在、電力会社とガス会社は、それぞれの法律によつてそれなりの規制と監督を受けながらも、比較的優遇されておる。そして、今回のこの特例法もその優遇策の上乗せであると思ふのであります。

それで、まず最初に、商法二百九十七条に定められました一般会社の社債発行限度額は、いかなる理由、いかなる経済的な根拠に基づいて定められたものであるか、長官にお尋ねいたします。

○増田政府委員 商法の問題でございまして、で、

私がこれの解釈、法の趣旨を御説明するのが適當かどうか問題があるかと思いますが、私が解している限りでは、社債権者の保護を行わなければならないということから限度枠を設けておることとでございします。

○松尾委員 そのような投資家を守っていく、債権の保全を図ろうという基本的な趣旨であります。この商法の規定というものは、社債を発行いたしまして借金をする、また資本及び準備金を超えて、または貸借対照表による純資産額を超えて借金をする、こういうことは、借金はしますけれども結局は担保能力がなくなる、返済に支障を来すということになるからであります。投資家保護の立場、またそういう観点でございしますけれども、この商法二百九十七条の限度を超えて発行することは、結局資本の比率を低下させていく、またある点におきましては企業の経営を危うくするというような面が心配されるわけでございします。

それで何うわけでありませうけれども、この商法二百九十七条の適用除外のものは現在どういふものがあるか、これをお尋ねいたします。

○増田政府委員 お答え申し上げます。

商法の限度額の特例を定めておりますものにつきましては、電源開発株式会社あるいは日本航空株式会社のような特殊法人、また民間では興銀、長期信用銀行等の銀行、あるいはたまた増枠をお願いしております電力会社が特例になっておるといふこととでございします。詳細それぞれございしますが、大別して申し上げると、大体以上のような内容になっております。

○松尾委員 特殊法人にはあるけれども、株式会社ではこの電力会社のみである、こういうことなんでしょうか。

○増田政府委員 そういうことでございまして、特殊会社以外で、普通の私企業、電力会社は一応電気事業法に基づく公益事業になっておりますが、そういう意味では電力が特殊会社あるいは特殊機関でないといふことが言えるかと思いま

す。

○松尾委員 そういう意味においても現在優遇されておるわけでありまして、証券会社の中に起債会というのがあるわけですね。これは公社債市場の自主的調整機関として存在しておるわけでありまして、けれども、この起債会での発行基準というものはおわかりですか。

○大永政府委員 電力債につきましては現在A A格ということで一番優遇されておるわけでございしますが、A A適格の社債の発行条件としましては、一般の会社につきましては純資産千億以上と、あるいは八分以上の配当を過去二回連続しておるとか、いろいろございしますが、電力債につきましては、現在のところ最初からA A適格ということで、これらの条件を直接適用することなく、A A債ということになっております。

○松尾委員 では、念のため、先ほどお答えも若干ございしたけれども、この電力会社のみが商法二百九十七条の適用を除外された理由をもう一回はつきり伺っておきます。

○増田政府委員 電力会社が一般商法原則と違う限度枠というものを認められたのは、すでに昭和二年に行われております。その後のいろいろ変更がございしますが、その理由につきましては、やはり電力というものが基礎エネルギーである、その供給の安定確保を行わなければならない、ところが、電力につきましては相当な設備費を要します、この資金を確保するということから、特に電力会社については特別な枠が相当以前から認められておった、こういうこととでございします。

それからまた、電力会社に対して若干特別扱いになっておるといふことと、先ほど冒頭に先生から御質問のありました限度の趣旨というもののとの関係で申し上げますと、限度を設けておりますのは、先ほど申し上げましたように、債権者の保護ということから出ておるわけでございしますが、電力につきましては公益事業といたしまして各種の規制が加わっておるわけでございします。設備投資をする場合にも全部事前に政府の許可が要ります

し、また、その販売いたしております電気料金につきましては全部認可事項になっており、経営につきましては全部政府がこれを指導監督しておるので、その面から債権の保護は全うされるということとで特例になっておるわけでございします。

○松尾委員 今回、この法案によりまして、社債の発行というものが一般企業の四倍、非常に大幅に緩和と申しますか、広げられていくわけでありますが、これはどうも一つは、電力会社というのは政府が非常に監督もするけれども、絶対につぶさない、電力会社はつぶれる心配がないのだ、そのような安心感と申しますか、結局政府が監督しながらの厚い保護、そのような上にあるような安心感という甘えがあると思ふのです。

あくまでもこれは株式会社であり私企業であるわけでありまして、他面、独占を許された公益事業でもありませうけれども、政府が厳しく監督するのだ。余り電力会社に対して特例というものを認め過ぎていくことは、基本的には好ましくないと思ふのです。あくまでもこの所要資金というものは、企業努力によって企業家自身が行うべきものである。政府はあくまでも補完的な立場でなくちゃならない。私は基本的にそのような立場でなくちゃならないと思ふのです。安易な社債の大量発行というものは、先ほど若干お答えがあったようでありませうけれども、結局料金の値上がりにつながっていくものでございします。したがって、仮に設備投資が必要であるといふにしても、この社債発行というものは極力抑えていく、このような方針でなくちゃならないと思ふのです。

基本的な考え方はそうであらうと思ふのです。が、今回四倍に引き上げていって、その社債の限度の中で設備投資をやっているところ、こういうことは、もう四倍の限度をほとんど十年間に使ってしまう、そのような計画だと思ふのですけれども、極力抑制していかなければならないという基本姿勢と、今回のこの設備投資のあなたたちの考え方、これはどうなっていますか。

○増田政府委員 今回、電力につきまして商法の原則の四倍の社債の限度枠というものの御審議をお願いしておるわけでございしますが、これにつきましては、これは電力会社に対して非常な優遇策、あるいは電力会社の甘えた経営に対する一つの施策ではないかという御質問が焦点になっておるかと思ひますが、私どもは決してそういうふうな考えをいたしません。電力につきましては、ここで先生からもお話がございましたように、地域的には独占企業でございします。消費者がその会社が気に入らなくて、これをほかから買うわけにはきません。そういう意味で一つの地域的な独占企業でございしますから、これに対して厳重な政府の規制を加えるということとは当然の施策だ、こういうふうに思っております。

そういう意味で、電力会社に対して甘い経営を許すということではなくて、今回も電力料金の申請が出ておりますが、私が当委員会ではしばしば繰返し申し上げておりますように、厳正な態度でこれに対する査定を行っておる次第でございします。

ただし、電力につきましては、もう一方の観点から見ますと、電力の安定供給というものは確保しなければならぬ。ですから、先ほど先生からもお話がありましたように、電力会社というものの会社という立場でなく、電力という基礎エネルギーの供給という立場から言いますと、これがとまってしまうということは国民生活あるいは産業全般にとつて非常に大きな影響を与えるわけでございします。そういう意味で、電力の安定供給というものを確保しなければならぬという立場にあるわけでございします。

そこで、今後の電力の需要について申し上げますと、今後十年間は日本経済は従来のような高度成長というものは望むべくして望み得ないと思ひますが、約半分ぐらいに落ちていくというふうに思ひますが、それにいたしましてやはりGNPが年率で六%ぐらい伸びるということとでございしますと、やはりそれに見合う電力というものを供給し

なければならぬ。これを供給するための設備として相当膨大な資金が要る。この資金調達につきまして、いまお願いいたしているような社債の発行限度というものを拡大するということによりましてこの設備投資を確保し、これによって需要に合った供給の責任を果たさせる、こういうこととでございます。

また、社債を発行することによりまして料金に対する影響をいたしましては、これは先ほど板川先生からの御質問のときにもお答え申し上げましたとおり、増資でこれを賄うということは非常に増資コストがかかりますので、社債というものでむしろ低コストで必要資金を確保するということによりまして、安定した、できるだけ安い電力、電気の供給というものを確保する、これが今回の社債法拡大をお願いいたしておる趣旨でございます。

○松尾委員 五十一年度だけでも九電力の設備投資計画は二兆一千億を超えるわけでありまして。前年度の実績推定の四五%増し、そういうことでございまして、結果的には社債と借入金が増えて自己資本の比率が低下する。現在、自己資本の比率は約一八%、これが昭和六十年度になりますと一〇%に落ちるわけですね。こういうことは、他面、安定供給の面、いろいろお話がいま出ましたけれども、単に電気事業の健全なる発達という点からなげますと、結局自己資本比率の大幅な低下というようなことは好ましくない、このように思うのですけれども、一言で言って、これはどうなんですか。

○増田政府委員 ただいまおっしゃられましたように、自己資本比率というものが低下の傾向にございまして、現在、先生がお挙げになりましたように、一九ないし一八%になっております。昭和四十五年度では二七%ですから、非常に低くなっております。それから、今後非常に大きな設備投資をやりますと、借入金あるいは社債というものがふえてきますので、昭和六十年度におきましては一〇・五%ぐらいまで落ちてしまうということと

ございます。これは本来から言えば、自己資本比率というものを一〇%以下に下げるといことは望ましくないと思っております。そういうことで一〇%以下に低下しない方策を講じていきたいと思っておりますが、今後十年間設備投資の資金需要が非常に急激に膨大いたしますために、これは一〇%まではやむを得ないもの、こういうふうに考えております。

○松尾委員 五十一年度の設備投資でございますけれども、これはどうも景気浮揚という観点から推進されておる。前年度比四五%もふえてくるという大きな伸びでございますが、今回のあなたたちのこの計画、特に五十一年度の設備投資の計画によりまして景気浮揚という面についてどのような寄与をしていくのか、大臣、いかがですか。

○増田政府委員 五十一年度の電力の設備投資計画が、前年度に比べて約四五%の伸びになっております。そういう意味で、結果的には私は景気浮揚に大いに役立つと思っておりますが、ただ、この五十一年度の設備投資は、今後の電力の安定供給確保のためにどうしても必要な投資でございます。ことに四十九、五十兩年度におきまして、電力企業の設備投資が非常に低くなっておりまして、その二年間は電力需要もむしろ横ばいということと、不況を反映いたしまして需要がふえておらなかったわけですが、今後の景気回復が望まれているときに、やはりそれに合った設備を、しかも早目につくりまさんと、電気の安定供給はできないというところでございます。

それで、先生のお尋ねの景気との関係で申し上げますと、ほかの産業界がなかなか設備投資に入っていないという中で、電力がわりあい早く設備投資を手がけていくということによりまして、景気浮揚に役立つ一端になるものと思っております。しかし、景気浮揚のために設備投資をするわけではございません。先ほど申し上げましたように、電力の安定供給というものを確保するための設備投資、絶対に必要な額、こういうふうに考えております。

○松尾委員 いま長官のお答えのとおりでやってみようと思つて、他の要素が加わりまして、思わないところで設備投資がふえてくるということは好ましいことではありません。

ところで、五十五年度末に、電力供給見通しによりまして一億三千六百六十万キロワット、六十年年度末で一億九千二百二十万キロワット、このような計画でございますが、これは何を基準にこのような伸び率をとられたのですか。GNP六%見当だというような伸び率を基準にしたのか、よくわかりません。また、別の表によりまして、五十五年度に一億一千六百六十万キロワット、これは供給準備率九・二%になっておりますけれども、これが現在通産省に届け出されておる。こういうところからなめてみますと、六十年年度末でこのようない億九千二百二十万キロワットの設備投資というものを行わないでもいいのじゃないか、二つの表からなめてこのように感ずるわけでありまして、けれども、その点はいかがでしょう。

○増田政府委員 今後の十年計画、これは五十五年度と六十年年度の数字をこの中に入れてございまして、ただいま先生からお話のございましたとおりの数字でございますが、この基礎となっておりまして、昭和四十九年度から六十年年度までのGNP実質伸び率を六・一%と計算いたしております。これにつきましては、通産省の産業構造審議会の長期ビジョンというものをとりまして、その基礎数字でございます。関係省庁とも相談をしましてつくった数字でございますが、これに對しまして電力の需要見通しは、四十九年度から六十年年度、六・三%と見ております。ですから、弾性値は大体一・〇三というところで、ほぼGNPと同じような伸び率を示すという計算になっております。

ちなみに申し上げますと、過去十年間、あるいは石油ショック以前の電力需要の伸びは、年率にいたしまして一〇%を超えておったわけでございまして、今後の十年間は低成長、安定成長ということになるし、また、相当なエネルギーに對する

節約が加わるということとでこの数字が算出されておるわけでございます。ただ、それにいたしまして電力の需要につきましては、昭和四十九年度に比較いたしまして六十年年度は、先ほど先生からお話のございましたように約倍になるわけでございまして、これは準備率を一〇%入れまして、また必要な電力量というものを計算いたしまして、一億九千二百二十万キロワットという設備が必要であるという計算になっております。

ただ、私がここで申し上げたいのは、この設備投資計画は決して過大ではないと思っております。むしろ、従来の伸び率に比べましては非常に低くなつておる、ところが、一方、それに要します資金というものがいろいろの面で非常に大きくなつておる、ここに社債の限度額の改定をお願いしている次第でございます。

○松尾委員 五十五年または六十年、このように発電のエネルギー源を多様化をする、そのような目標値が示されておるわけでありまして、けれども、それによりまして、LNGと原子力発電の比重が大幅に増加してきておる。これはエネルギーソースが多様化するという結構なことでありまして、けれども、この想定目標値というものは実現の可能性があるのかどうか。特にLNGの手当てはいかなる状況のもとにいまあるのか、それはどのようにして輸送されておるのか、そういう点も含めて要領よく簡単に答えてください。

○増田政府委員 現在の日本のエネルギー構造は非常に石油依存型ということで、これは他のどの先進国と比べましても日本のように石油に大幅に依存している国はないわけでございまして、ただいま先生から御指摘がありましたように、この石油の大幅な依存構造を、できるだけエネルギーの分散化を図るということをいたしますと、今後の経済の安定成長にいろいろ問題点があるわけでございまして。そういう意味で、今後のエネルギーの多様化というものを担うものとしたしまして、ただいま挙げられましたLNGと、それから原子力というものに非常に大きく期待しておるわけでござ

ざいます。ただ、これ以外にも、国産でありま
す、たとえば電力につきましては水力とか、それ
から地熱とか、いろんなものを重ねて、その総
合としてエネルギーの分散化を図るわけでござ
います。

ただいまお話のありました原子力につきま
しては、昭和六十年度におきましては発電能力四千九
百万キロワット、また LNG につきましては、昭
和六十年度におきまして輸入数量四千二百万トンと
いうものを想定いたしておるわけでございま
すが、この両方につきまして、この達成がどうか
というお尋ねでございますが、達成するにつしま
しては官民挙げてのいろいろな努力が必要だと思
います。そのままではなかなか達成は困難な点が
ございます。ことに原子力につきましては、この
安全の確保、環境の保全というものを十分に踏ま
えまして、また、発電所を建設される地域の方々
の協力と理解を得て、そして四千九百万キロワッ
トを達成して、日本のエネルギー構造の改善に役
立たせたいと思っております。

また、LNG につきましては、これを入れるに
当たりましては、積み出しにおきましても、また
日本において受け入れるに当たりましても相当
な設備投資が必要でございます。そういうこと
で、四千二百万トンの達成につきましても種々
な問題が残っておりますが、これにつきましまし
ても、先ほど申し上げましたようなエネルギーの構
成を改善し、日本経済の安定化を図るためにぜひ
とも実現いたしたい、こういうふうに考えており
ます。

○松尾委員 LNG の中で、運搬船はどうなっ
ておるかということです。タンカーは世界一とい
うようなことではありますけれども、この運搬船
は外国から全部用船しておると私は聞いてお
ります。大きく四千二百万トンとか言っておりま
すけれども、これは日本にほとんどないから、外
国から持ってくるわけにはいかない。そういうもの
を外国から用船しまして、造船日本がそういう船
を持たないということはおかしいのじゃないか。

計画があればあるほど、そういうところに力を入
れていこうと思えば思うほど、これは造船もいま
不況の真ん中でありまして、こういうものを
思い切った国が助成措置を構じながら専用船をつ
くって、そして少しでも海運界、造船界をりっば
にしたい、そういう考えはありませんか。

○河本国務大臣 いまお話がございましたよう
に、LNG の問題につきましては輸送という問題
が最大の課題になります。ところが、これは四つ
五つのプロジェクトがございまして、全部外国船
によって運ぶということになっておりますが、そ
の間の経緯につきましては長官から答弁させま
す。

○増田政府委員 LNG は現在輸入しておる数量
がまだ五百万トン前後ということでございます。
契約に当たりましては日本の引き取りで契約
いたしております。そういう意味で、船の確保、
運航その他につきまして、いわゆる船積み者側、
輸出者側が配船をする、こういう形になっており
ます。

ただ、この問題につきましては、今後の問題と
いたしましては FOB で買取り日本が船を配
船する、また、その船の建設につきましては日本
の造船所でつくるといふ形にいくべきであるとい
う先生の御趣意については、私もそのとおり
だと思っております。また、現在日本の造船所
も、この LNG 船の建造につきましては着手して
いるところもございまして、ですから、技術的には
非常にいろいろな問題がございまして、また、非
常に高い船でございまして、日本の造船技術とい
うもので今後これを建設して、そして日本が配船
して引き取るという方向に持っていくべきだとい
うことについて、私もその方向で努力いたし
たいと考えております。

○松尾委員 いま長官からお答えがありましたけ
れども、この LNG の専用船の国内建造の問題、
これは現在の造船不況を踏まえて、ひとつ通産省
としまして大きくそのようなところに力をい

で、運輸省と相提携してしつかりがんばってもら
いたい。これは大臣の決意も承っておりますので
ありますが、いかがですか。

○河本国務大臣 これまでのプロジェクトにつ
きましては大体輸送方法が決まっておりますので、
その点、大変私も残念であったと思っております。し
かし、今後の分につきましては、やはり国内産業の
振興という意味から、どうしてもいまいおっしゃ
ったような日本船による輸送ということが必要だ
と思っております。

○松尾委員 私は、この原子力発電のいろいろの
政府の計画というものは、どうももうまく
いかないのじゃないかという心配を非常に持っ
ております。疑念がございまして、それから技術の未熟
さ、また現在原子力というものがウランが効率的
に使われていない、利用の確立というものが十分
に發揮されていない、安全性についてもまだまだ
非常に不十分である、こういうものが原子力発電
の前に横たわっているいろいろの問題でありまし
ょう。でありますから、そういう基本的な問題、
特に核燃料サイクルの確立の問題、これは十年か
かると言われますけれども、そういう問題を一つ
一つまず政府がきちっと姿勢を正して、そして電
力会社に指示を与えていく。

いまは、そんなことをやらないで、年率
六%以上の伸びだとか何とかで、ただ需要がこ
うだからというのでそれに対する供給を進めてい
くというふうなことで、電力会社は余り自信もな
いのに政府の指示に従って開発開発と言いつつ
に、政府は進めと言いつつ、電力会社はやむを得ず
に前に進める、このようなかっこうだから、電源
開発の各地でいろいろトラブルを起こしてきてお
ります。それがまた開発が円滑に進まないと大
きな理由になっておるわけであります。アメ
リカでも、安全性の問題を中心に住民投票まで
やろうというふうな動きがございまして、

まず安全性の問題、それから核燃料のサイクル
の問題、それからいろいろな廃棄物をどのように
するかという基本的な問題を片づけるのが先であ
る、そういう問題を片づけないで、これだけ電

力が要るからつくっていく、おまえたらしつ
かりがふえというふうないまの行き方は、トラ
ブルがふえ、これは、本当の解決にならないのじ
やないか、私はこのような感を強く持ちます。で
ありますから、以上申し上げましたような諸点と政
府はがっちり取り組みまして、そして国民に安
心を与える。要するに、国民的なコンセンサス
が得られますとこれはスムーズにすべての問題が
片づいていくと思っております。現在の
原子力発電のあり方というものは本末が転倒して
おるのじゃないかという感じを強く持つもので
ございます。

そういう点において、政府の姿勢というものを
私は正してもらいたい。正すべきである。そし
て、その上に立った原子力発電の設備投資とかそ
ういふものをやっていくというふうにしていきま
せん、先に進んだら、どうもついている人
だ、先におる。問題はそこにある、こう思うので
すけれども、これはまず長官からいろいろの面
で、お答えを願って、そして最終的には大臣にお
答え願いたい。

そしてもう一つは、あわせて申し上げておきま
すけれども、いまそれぞれ電力各社が原子力発電を
やっておりますけれども、これは非常にロスが多い
のじゃないか。広域開発、広域運営を目指す、特
にこの原子力発電においてはそのことが必要であ
ろう、こう思っています。そうしますと、ここに原子
力発電を専門的にやる一つの発電会社というもの
に専任させて、そして各社の技術を集め、各社の
資本を集め、広域的に開発する、他方、政府は国
民の安心するような各種の施策を講じていくとい
うふうなやり方をいきたいと思います。ばらばらであり
まして不安があり、国民の納得が得られないいま
にこれが推移していくのは、逆に電力の安定供給
というものを妨げるのじゃないか、こう思う
のですけれども、この点をあわせてまず長官か
ら、それから大臣から結論を承って、私は本日の
質問を終わりたいと思うのです。

○増田政府委員

原子力発電を今後進めていくために核燃料サイクルを確立することが必要である、先生のおっしゃられるとおりでございます。

核燃料サイクルの内容といたしましては、まずウランの資源を確保すること、ウランの濃縮というものの確保、また使用済み核燃料の再処理、放射性廃棄物の処理、処分というものの、こういった一貫した核燃料サイクルの確立が必要でございいます。現在、核燃料サイクルができていないという言われておりますが、少なくとも今後十年間につきましては核燃料サイクルというものについては確保される。そのところはともども私も説明不足で、核燃料サイクルが確立されてないから原子力発電は早過ぎると常に言われておるわけでございますが、たとえばウラン原料につきましては今後十年間の分につきましては全部確保しておりますので、さらに数万トンの余剰がまだ約定済みで残っております。

また、ウラン濃縮につきましては、四千九百万キロワット以上の濃縮契約がアメリカ及びフランスとの間でできておるわけでございます。また、使用済み燃料の再処理につきましては、第一工場というものがこれから動くわけでございますが、これではもちろん能力が不足でございす。その不足分につきましては海外に委託する。それから、将来は第二工場建設。この第二工場の建設の計画はまだ具体化してない。これはわれわれの進めなければならぬ一つの問題だと思っております。

〔安田委員長代理退席、委員長着席〕また、それ以外の放射性廃棄物の処理、処分の問題につきましても種々検討を行っております。これにつきましても、少なくとも今後十年間は発電所に支障がないように対策を立てておるわけでございます。

こういう核燃料サイクルの計画につきましましては、これはやはり政府が相当はつきりした方針を決め、そしてそれを公表するということがないと、先生が先ほどおっしゃられましたように、原子力に対する不安、また原子力行政に対する信頼性というものが得られないというふうに思っております。私もできるだけ早く核燃料サイクルに対する基本方針というものを発表したいというところで、現在原子力委員会あるいは科学技術庁と相談しております。作業は相当進んでおるところでございまして、近くこれを公表したいというふうに考えております。そういうことで、原子力につきましましては、いま御指摘の核燃料サイクルというものの体制を確立するというところに邁進していきたいと思っております。

それから、今後の発電所の投資、ことに原子力発電所につきましては広域開発というものが必要だという先生の御主張に対して、私も必要だというふうに考えております。現在、九電力と電源開発株式会社と電力体制ということになっておりますが、これは昨年のたしか六月と思っておりますが、九電力と電源開発株式会社で今後広域運用あるいは広域開発というものをやっていくという基本方針を打ち出しております。そういう意味で、効率的な設備投資というものを、また電力の安定供給を確保するためには、今後広域運用、広域開発というものが必要であると私も思っております。これを進めていく方針でございす。

○河本國務大臣 原子力発電はこれからのエネルギー政策にとりまして最大課題の一つでございす。その進め方につきましては、先ほど長官が詳細申し述べたとおりでございす。その方針に従って進めていくつもりでございす。

○稲村委員長 玉置一徳君。○玉置委員 社債特例法案につきまして若干の質問を行いたいと思ひます。そこで、エネルギー庁長官にお伺いしますが、昭和六十年度までのエネルギーの需要の伸び、そのうち電力の需要の伸びをどのようにお考えになっておるか。

○増田政府委員 昨年の八月に総合エネルギー調査会が中間報告が出ておまして、これが、六十年間におけるエネルギー及び電力の今後の需要見

通しを発表したのでございす。これは総合エネルギー調査会という通産大臣の諮問機関の報告の内容でございす。これにつきましては関係各省の協力を得てつくった数字でございす。また、これは昨年の十二月のエネルギー対策閣僚会議でも採択されておることでございます。

この数字で申し上げますと、昭和六十年度における一次エネルギーの総量というものが、四十八年から六十年度までの年平均伸び率が五・三％と五・三％でございす。その中で発電電力量は五・八％、また電力の需要量というものが五・六％でございす。大体総合エネルギーの年平均伸び率に比しまして電力の方が若干高目になっておる、こういうことでございす。

○玉置委員 そのうち、所要工事資金量をどのようにお考えになっておるか。しかもそのうち、在来の実績からすれば、開銀資金、いわゆる政府資金というふうなものとの社債等の割合はどのようになっておるか。

○増田政府委員 先ほど申し上げました電力の需要量に合いますための設備投資の総額が四十七兆六千億という一応の算定になっております。四十七兆六千億につきましては非常に巨額でございまして、これを現状のままですと、たとえ現在御審議願っております社債の特例もなしということと現状のままにいたしますと、三十兆五千億しか調達できない。そうなりますと約十七兆の不足が出てくるわけでございす。その中で、先ほど先生からお尋ねのありました社債金額、つまり現状のままですと、その社債金額は四兆二千億というものを考えております。これは、現在のように電力については二倍の特例法でそのままだという考えでございす。それから借入金金は十兆円、それから財政資金は二兆一千億というものを相定いたしました。その合計が先ほど言いました三十兆五千億、不足が約十七兆、こういう計算になっております。

○玉置委員 通例、どの会社も同じであります

が、資本金の伸びというものはどうしても現在の物価の上がりについていけない。したがって、社債その他借入金等で賄っていくわけでありすが、どの程度の資本金の増並に社債の増というふうなものが工事を確保していくために一番割合としていいかというふうな御検討をなさったことがあるかどうか。

○増田政府委員 お答え申し上げます。必要資金の調達のための方法といたしまして、増資で賄う、この増資がどれくらい可能かということにつきましては、ほかの産業の増資伸び率は過去の平均では大体六・九とか七％でございすが、電力事業につきましては、今後大体年一割の増資が可能ではないかということで考えております。それで、過去の数値その他から見ましても、年一割、それから無理をすれば一割二分ぐらいの増資ができる。しかし、それ以上の増資を行うことにつきましては、増資引き受けの問題、それから先ほどから問題に出ておりますように、非常にコストが高くなりまします。これが料金にもはね返るという点で、一割ないし一割二分が望ましいのではないかとこのように考えております。

それから、もう一つお尋ねの社債の問題でございす。これにつきましては、事業債の年間の伸び率が大体二〇％前後でございすので、電力事業につきましても今後二〇％前後の毎年毎年の伸び率で社債の増資をいたしたい、こういうふうな考えでございす。またそれが可能だと考えております。ただ、繰り返しになって恐縮ですが、現在のような社債の発行限度がありますと、ことしじゅうに社債の発行ができないような状況になるわけでございす。

○玉置委員 社債の特例という形のを審議する上でもう一つ必要なのは、社債のその限度ぐらゐの発行では何ら返還その他経営に支障がないということは保証できますか。

○増田政府委員 社債につきましましては、商法の一級原則で資本金と準備金を限度として発行すると

いうことになっております。この商法の原則は、やはり社債権者の保護という立場に立つて限度額を設けておるわけでございます。それに対しまして、今般電事業につきまして四倍の社債の発行限度をお願いいたしておるわけでございますが、これが債券所有者保護について問題がないかどうかという点につきましては、この電力事業につきましては、電氣事業法によりまして各種の経理、それから新しい設備投資、また設備の処分その他、全部これは政府の許可、認可事項にかかっておるわけでございます。

そういう意味で、電力会社が社債の償還につきまして問題のあるようなことは私どもはないように運営させる所存でございますし、また、電力というものの重要性から言いますと、電力の供給がとまるような経営というものはさせてはならないというふうな思っております。そういう意味で社債権者の保護というものは行われるということで、今回、例外的に十年間を限って四倍の社債の発行限度の拡大をお願いしている次第でございます。

○玉置委員 電力の需要の伸び、したがって、これに対する工費、電力をあらかじめ確保しなければならぬ先行投資に必要な資金、それが資本の伸びに比べてどうしても需要が多くなりまから、当然この程度の社債の限度の引き上げが必要というところは常識的によくわかるわけでありますが、一番心配なのは、この計画を推進していく上で、違った観点から、立地条件等々の問題でスムーズにこのことがいけるかどうかということに問題点がかかってくるのじゃないか、こう思っています。

そこで、お伺いしたいのは、火力発電についての立地条件の今後のスムーズな伸長というものはどのようにして確保しようと思いいなっておりますか。

○大永政府委員 お答え申し上げます。

火力発電につきましては、今後やはり石油火力のウェイトはだんだん減ってまいりまして、L N

G等、あるいは一般石炭というものがふえてくると思うわけでございますが、一番問題になりますのは公害問題でございます。これにつきましては、L N Gについて余り脱硫の問題はございませぬが、石油につきましてはございまして、いわゆるサルファ分の低下を図りまして、地元との了解をうまくとるようにいたす、公害対策というのが第一の問題であらうかと思ひます。

それからもう一つは、いわゆる電源三法の活用によりまして、火力発電所の設置によりまして地元の公共施設が少しでも向上するように配慮していく、そういうふうなことをやりまして推進を図ってまいりたい、こういうふうな考えでおります。

○玉置委員 電氣需要量、あるいは投資の方でも同じであります。これを確保するための所要の資金としては、電源開発がどのくらいを占めておりますか。

○増田政府委員 先ほどお答えいたしました中に、五十一年から六十年度の工事資金といたしまして四十七兆六千億が必要であるということをして上げましたが、この中で、いまお尋ねの電源開発は十七兆九千億、構成比といたしましては三八％ということでございます。残りの分が非電源、いわゆる配電、送電関係の費用でございます。

○玉置委員 原子力発電に所要のものは、そのうち何割ほど占めておりますか。

○増田政府委員 十兆円でございます。構成比二一％、約五分の一でございます。

○玉置委員 そこで、原子力発電の立地の確保はこれまで困難でありました。将来ともそれを確保するために、原子力発電についての問題点は何かあるか。

○増田政府委員 原子力発電所の建設を進めて、日本におきますエネルギー構成の改善を進めるといふことのために一番問題になりますのは、やはり安全性の確保、それから環境の保全という問題でございます。また、その安全性の確保につきま

しては、実態的に確保するのみならず、国民一般に安全性についての信頼を得るということが必要でございます。こういうことで、私も、原子力発電所の建設につきましては、いまのような点についてあらゆる努力を重ねて、国民一般の信頼と協力がなければ原子力発電所の建設は非常にむずかしいと思っております。

○玉置委員 その安全性の確保と国民一般の御理解をいただくために、どのようなことをやらなければならぬと思ひになりますか。

○増田政府委員 お答えいたします。この原子力発電につきましては、設置から運転その他につきまして各種の審査、検査というものが政府で行われておりますが、これを厳正に行うことによりまして、原子力行政あるいは原子力の安全確保につきましてのチェックというものが十分に行われているということではなければならぬと思ひます。そのために現在の原子力委員会があり方々の問題その他も言われておりますが、この審査、検査体制というものを確立するということが一つでございます。

それからまた、原子力発電所につきましての安全性というものを、実証試験で証明することが必要であるということだと思っております。そういう意味で、たとえば原子力発電炉というものが地震に遭ったときどういう影響を受けるかということ、また計算だけでなく、実際に振動盤をつくりまして、そして大型のものをこれに載せまして、どれくらいの影響を受けるかということを実証的に証明することのために、つい三月に原子力工学試験センターというものを発足させまして、これは四十数億でいまの振動台の建設にかかるわけですが、これは総額で二百億ぐらいの非常な費用がかかります。しかし、いずれにいたしましても、実証的に安全性を証明するということが信頼を得るための必要條件だといふふうに考えております。そういうことで各種の実証試験、いま例で申し上げましたのは地震によって原子力発電機がどういう影響を受けるかということを上上げ

たわけでございますが、それ以外に、各種のパイプのひび割れその他が起ったときにどういふことになるかというところを実証試験で示すというふうなことを行うということでございます。

それからまた、原子力発電に伴います温排水の問題がございまして、温排水がどういふ影響を及ぼすかということにつきまして、これは温度が上がるわけでございまして、その影響、また被害があるならその被害の補償をどうするかというところの対策を立てなければならぬと考えております。

それからまた、先ほど御答弁で申し上げましたが、日本に向いたと申しました発電技術を建設する技術というものをいれまして、発電技術を建設する技術が必要だと思ひます。このために原子力の標準化を行うというところで、日本の改良を行う。ドイツがいろいろの改良を行っておりまして、日本も日本の技術で行うということが必要だと思っております。

それ以外にも、原子力発電を推進するためにはいわゆる核燃料サイクルの確立が必要だと思ひます。また、原子力の広報の推進、それから電源立地が行われます周辺地域の福祉の向上を図るというところで、これも電源三法によりまして交付金の交付によりまして、電源立地が行われます付近の方々の福祉向上に努める。各種の政策を総合的に強力に進めることによりまして原子力発電の推進ができるもの、こういうふうな考えでおります。

○玉置委員 必要な手順と時期を考えながら着実に物をやっていくということが必要だと思ひます。すけれども、日本人はどうしても、一つはドイツ式な論理構成の風習があります。したがって、再処理並びに廃棄物の処理はあります。したがって、これも考えておらぬじゃないかというふうな論理が出てみたりするものであります。そういうふうな意味では、再処理と、それからただいまおっしゃいました日本式な工夫をこらした方法も必要でありましようけれども、廃棄物の処理についても、大体いつまでに、どうしたやり方で、どのように片を

つけるつもりでありますという処分せんは、日本人には必要じゃないだろうか、こう思うのですが、御説明をいただきたいと思ひます。

○増田政府委員 先生御高承のように、原子力発電に伴ひまして、一つは使用済み燃料棒をどういうように再処理するかという問題、またそれ以外のいろいろな廃棄物が出るわけでございまして、その廃棄物をどういうように処分するかという二つの問題が出てくるわけでございまして。

それで、前者につきましては、これは動燃事業団に第一工場が、これは実験工場のような小型のものでございまして、一応近く正式に操業を開始することになっております。これの成功に引き続きまして第二工場というものを、本格的な工場を今後建設したいと考えておりますが、ただ、核燃料の再処理を行うために、その中間期間は外国に委託するというところでつないで、この再処理については万全を期するといふふうに考えております。

また、廃棄物につきましては、廃棄物には各種の廃棄物がございまして、一番量がかさみますのは、中で作業をしておられる方々の服とか手袋とかくつというものは外に出せませんから、これをドラムかんに詰めて構内に置いてあるわけですが、これをどういうふうにして処理するか、これは簡単に燃すわけにいきません。そういう意味で、現在はこの処理について、地中に埋めるとかいろいろな方法を確立しなければならぬわけでございますが、これにつきましては、廃棄物処理センターというものが近く発足いたしましたので、現在のいろいろな方法、つまり地中に埋めるとか海中に投棄するとかいう方法について具体的に調べていくといふことをやっていくわけでございします。

○玉置委員 順序は経なければいかぬのだけれども、せっかくな説明といふこともむずかしいと思ひますが、大体どのぐらいのめどでそれは進んでいくものと思ひますか。

○増田政府委員 先ほど御説明いたしました第二

処理工場につきましては、これは計画いたしましたので、建設して正式に操業を行うまでには少なくとも十年かかると思ひます。そういう意味で、その間のつなぎといたしましては、現在交渉もいたしておりますが、英、仏におきまして再処理工場にこれを処理させるということになるかと思ひます。ただ、これにつきましては、すでに昭和五十八年度までの分については全部契約済みでございますので、五十九年度以降の分につきましては、現在その交渉を行っているところでございします。

それからもう一つの、先ほど申し上げましたような衣服とか、その他そこで使ったタオルとかいうものをドラムかんに詰めておられますのを、現在は発電所の敷地内に厳重保管しておられるわけでございますが、この数量がふえますとどこかへ処理しなければならぬということ、先ほど申し上げました廃棄物処理センターというものがこの数カ月の間に発足いたしますので、これらの処理の方針をできるだけ早く決めて、そしてこういう処理方針が確立したということで、核燃料サイクルにつきましましていままでのいろいろな御心配を解消していききたい、こういうふうに考えております。

○玉置委員 話を交えて、ガスの方は立地の問題が同じようにむずかしいと思ひますけれども、電力はどの程度のじやないだろうか。これから資金需要の一番必要なのはガスについてはどの程度か、ひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○増田政府委員 ガスにつきましては、これは電力よりもむしろ都市ガスの需要は年率がふえていくと思ひます。私どもの方の想定では、今後の十年間、大体一〇%前後の伸び率になると考えております。

そうなりますと、これに対する供給を確保するために各種の設備の増設が要るわけでございしますし、また、今後の大都市における供給のためには輸入LNGでガスを供給することになるわけでございします。

でございますが、そのためにLNGを受け入れます基地の建設、また気化設備の建設が要るわけでございします。これが発電所の建設と同じように、いろいろその地域の方々の間の問題が起つておりまして、このLNG基地の建設につきまして、その安全性の確保、また環境の保全につきまして十分対策をして、そして地域住民の方々の理解を得て建設しなければならぬという問題がございします。

それからまた、ガス供給を拡大いたしますために導管を建設しなければならぬわけでございしますが、ガスの建設につきましてもいろいろな反対も起つております。ことに人口密集地域におきまして、新しく導管をかえる、能力をふやすといふことにつきましてもいろいろ問題が起つておられるわけでございしますが、ガスは非常に生活に便利で、しかもカロリーの高い原料でございますので、これにつきましてはやはり消費者の方々、その地域の方々の理解を得て建設を進めたい、こういうふうに考えております。

○玉置委員 高圧ガスに切りかえるときの安全性について特に注意をお願いしたいわけですが、どのような計画をお持ちになつていますか。

○大永政府委員 現在、東京とか大阪におきましては、いままでの五千カロリーのガスから一万カロリーのいわゆる天然ガスへの切りかえ作業をやつておりますが、先生御承知のように、天然ガス自身は一酸化炭素も含まれておりませんし、比較的安価なガスであると思ひますが、ガス器具の調整をうまくやりますと非常に問題が起くことといふことで、ガス器具の調整につきまして、通産省といたしましては、その安全化のための基準をつくることと、特に点検については、再三にわたる点検をやることによりまして万全を期す指導を行つていくところでございします。

○玉置委員 そこで、大臣にお伺いしたいと思ひます。

電力並びにガス、こういうものは電気事業法及びガス事業法で国がその料金並びに経営その他に

ついて全般の監督をしておるのは、その公共性の高いゆえんだと思ひます。これにつきまして、電気にしろガスにしろ、ふえていく需要をかなりの先行投資をしながら確保していくといふことが非常に大切な問題で、一たんその確保が危ぶまれるような場合には、ごうごうたる非難が出るものであります。

つきましては、今度の社債その他の問題につきまして、これは設備投資の資本金等の伸びぐあいの違うものを理めるわけでありまして、よくわかりますけれども、特に原子力発電を含みまして、立地条件の問題につきましては最大の努力を払わなければいかぬし、打つ手を打つていかなければいかぬ、こういう問題がございします。こういう問題について、大臣は、今後このエネルギー資源の確保と円滑な供給をなすためにどのような御決意でおいでになるか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○河本國務大臣 電気、ガス等のエネルギー問題を処理いたしますときに、やはり必要とする量を十分確保するといふことが第一だと思ひます。それから、できるだけ安くこれを供給するといふことが第二だと思ひます。しかも安全に供給するといふことが第三だと思ひます。非常に建設に時間がかかりますので、いまお示しのような先行投資が必要であります。そして、今回お願いをいたしております法律案をお認めいただければ、コストも安くなると思ひますし、莫大な資金の調達、いまだ大変困難でございしますが、それも可能になる、したがって先行投資ができる、こういうことになろうかと思ひます。いまいろいろ御意見がございしましたが、御意見の点を十分心にためまして進めていきたいと思ひます。

○玉置委員 最後に、エネルギー庁長官にお伺いしておきます。

社債の発行限度の特例をいま提案されておりますが、その緊急性と申しますか、どの程度に緊迫した状態であるかどうかを御説明いただきたい、こう思ひます。

○増田政府委員 お答え申し上げます。

現在、発行限度にはば各社近づいておりまして、このまま推移いたしますと、四国電力は七月に、また東京電力、中部電力及び九州電力は八月に限度に達してしまう。これは限度に達した場合、増資してまたその限度額をふやすこともできるわけですが、先ほど申し上げましたように、増資もそう簡単にできない、またコストもかかるということから言いますと、いまの四社は七、八月に限度に達するし、また、ほかの各社につきましても大抵今年いっぱい、遅くとも来年の初めには限度に達するというので、これによりまして設備資金の調達にいろいろ問題が生じてくるということ、非常に急を要するような状況になっておるわけでございます。

○玉置委員 最後に一点、長官にもう一つお伺いしたいのは、ちょうど赤字国債の発行、建設国債の発行等々、市中消化に困っておるような状況が見受けられます。電力並びにガスの社債の発行限度を高めることによりましてこういった消化はどのような状況になるか、困難ではないか、ひとつあなたの見通しをお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○増田政府委員 五十一年度、本年度におきましては、国債の増発、地方債の増発その他がございます。そういうことで、いまお尋ねのように、電力債の発行についてこれが十分消化できるかどうか、ほかとの競合があるのではないかと、いさかごいさかでございますが、本年度電力会社が一応予定をいたしております電力債の発行額、これは償還を加えた数字でございますし、また今回の法律がお認め願えませんがこれはできないわけでございますが、それを前提にいたしまして、約一兆円の電力債の発行を計画しておるわけでございます。ただ、これにつきまして、先ほど申しましたように国債、地方債との競合がございますが、実際には電力債の引き受けは七〇％は個人でございます。国債は大部分金融機関引き受けでございますが、私も関係のところその他いろいろお話し合

いたしましたが、この電力債の発行につきましては、現在の金融情勢がそのまま続く、あるいはこれよりその変化がないことを前提にすれば、この発行については問題がない、むしろ引き受け能力がある、こういうことでございます。

○玉置委員 終わります。

○稲村委員長 これより参考人からの意見の聴取及び参考人に対する質疑を行います。

本日は、参考人として、日本エネルギー経済研究所理事長向坂正男君、電気事業連合会会長加藤乙三郎君、日本瓦斯協会会長安西浩君、以上三名の方々の御出席を願っております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。

参考人各位には、御多用のところ本委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

本委員会におきましては、目下、一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案について審査を行っておりますが、参考人各位におかれましては、本法案についてそれぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べいただき、今後の審査の参考にいたしたいと存じます。

なお、議事の順序でございますが、最初に御意見をそれぞれ十分以内に取りまとめとめてお述べいただきます。次に委員の質疑に対してお答えいただきますと存じます。

まず、向坂参考人にお伺いをいたします。

○向坂参考人 それでは、御意見を申し上げます。

石油危機以降、特に先進工業諸国では各国とも、インフレを抑制するためにエネルギー価格など公共料金を抑制するというようなことがございまして、これに対してエネルギー開発のための投資コストは、石油危機以降二倍、三倍に増加しております。たとえば油田の開発のコストにしましても、大体二倍以上に増加しているようにござい

ます。原子力その他についてもほぼ同様なことが言われるわけでございます。したがって、エネルギー産業は料金、価格が抑制されるために収益状況が悪くなり、そのことによって資金調達が思うようにいかないという状況になってまいりました。

先般、私は、今世紀中の世界のエネルギー供給をいかにして確保するかという国際会議に出てまいりました。アメリカ、ヨーロッパ、日本の専門家がそれぞれ集まりまして、今後十年、二十年、三十年にわたってどのようにして国際的なエネルギーを確保したらいいかというように検討をいたしました。石油がやがて増産の限界に達するので、原子力その他代替エネルギーの開発を進めなければならない、また、OPEC地域以外の石油開発を大いに進めなければならない、そのための必要な資金が現在のようないかなる情勢では果たして十分調達し得るかというように、したがって、長期的なエネルギーの供給を確保するために、エネルギー価格政策というものを政府は再検討する必要があるのではないかという意見がその会議でも出てまいりました。

長期的なエネルギーの安定供給のためには、エネルギー価格政策及び資金調達をいかにして可能にするか、制度的な問題を含めましてそういうことを検討する必要があるというところが、この国際会議の一つの重要な結論でございました。わが国でも、石油危機以降の価格抑制と、不況で石油の価格が悪いために、そういったエネルギー産業の収益悪化、したがって資金調達の将来について不安が生じているという状況は、御承知のとおりでございます。

私は、エネルギー調査会及び電気事業審議会で資金問題懇談会の一のメンバーとして参加いたしました。座長を務めたわけですが、その審議の内容を踏まえまして、資金問題、きょうの議題である社債発行限度の拡大についての私の考え方を申し上げます。

まず第一は、エネルギー産業、特にここで問題

になる電力や都市ガスの将来の資金調達額がなぜ巨大なものになったかという理由が第一の問題であらうと思います。

これは先ほど申し上げたように、たとえば電力にいたしましては、新規の発電力一単位を開発するための投資額が二倍ないし三倍に増大するという物価の影響があること、これは非常に重要な事実でございますが、そのほかに、発電設備においても、原子力あるいはLNG火力というふうには、発電力一単位当たりの投資額が非常に大きい、いわゆる資本係数の非常に大きなものの能力増強をしていかなければならないという事実。それから、また、発電所がだんだん遠隔地になりますから、そのために送電幹線を新しくつくったり、あるいは東と西の周波数の転換の設備をつくるというふうな必要も出てまいりますし、もちろんそのほかに公害防除とか原子力の安全対策などのための投資額もふえていっているわけでございます。そういった意味で、今後の増加する発電力一単位当たりの投資額というものが非常に大きくなっているということでございます。したがって、今後とも電力需要は相当に伸びますし、それ以上に発電設備をふやさなければならぬ状況でございますから、将来の電力業が調達すべき資金量は巨大なものになるということでございます。

この点は都市ガスについてもほぼ同様な事情であって、社債発行限度枠の拡大の対象になる四社については特にそうですが、燃料のLNG化を進めるために、その関連投資、受け入れ基地なり、製造設備なり、あるいは大きな幹線輸送パイプをつくっていくというような意味で、非常に所要量が大きくなるわけでございます。

そういった意味で、資金問題懇談会で試算したときには、電力が今後十年にわたっておよそ四十七兆円以上の資金を必要とするし、都市ガスについても、四社だけとりましても三兆六千億円余を必要とするという計算が出てまいっているわけでございます。

このような資金をどういうふうによって調達し

たらしいのかという点で、懇談会ではいろいろな試算をやってみました。その結果、たとえば増資についても、今後の増資市場を見込んで年一割程度の増資、つまり二年に二割増資とか三年に三割増資とかというようなテンポでやっていくのが限度であらうし、それから内部留保は、過去に比べて全体の資金調達に占める償却積立金その他の内部留保額の占めるウェイトはこのままの制度では恐らく下がりますが、ある程度償却や積立金などの増強によって、内部留保を少なくとも全体の所要資金の三分の一以上は確保していかないと、全体の資金調達がむずかしくなる、資本構成の悪化がもたらされるということが結論でございます。

そのほか、長期信用銀行など長期性の融資をする金融機関からの借入金をするとか、あるいは開銀からの政策融資もございましょうし、そういったことをいろいろ勘案いたしましたけれども、どうしても社債発行に依存する度合いをかなり大きくせざるを得ない。現在の社債の発行枠、電力で言いますと二倍、正味資産といいますが、そういうものの二倍ですけれども、その枠内では、ほかのいろいろな資金調達源を勘案いたしますと、とても全体の所要資金が賄い切れないのではないかと。電力の場合には特に非常に大きな不足資金が出てしまふ。都市ガスにおいても、特にこれから五、六年の間、相当に大きな資金の不足が生ずる。もちろん五十年代の後半においてもある程度の資金不足は生ぜざるを得ない、そういった様子がわかりましたので、資金問題懇談会としては、社債発行限度を拡大する必要があるという答申を出したわけでございます。

そこで、さて、社債の枠をそんなに拡大しても、果たして社債市場で消化できるのかどうかという問題になります。この点についても、懇談会では金融市場あるいは証券市場、社債市場などいろいろな専門家で研究をしていただきまして、今後個人の金融資産がふえてまいりますし、特にこれからの成長率が下がりますし、安定

した利息が得られる確定利付債券のような社債を選ば、投資をそういうところに個人や機関投資家が向けるという可能性が大きい。したがって、社債市場全体としても相当に拡大いたしますし、電力やガスが相当な程度の社債発行をいたしまして、その消化は十分可能であらうということでございます。

それから、もう一つの点は社債権者の保護の問題でございますが、社債発行枠を拡大したときに、債権担保に不足するのとかどうかということも検討してもらいましたけれども、やはり専門家の意見ではその点も不足をしないだろうということでございます。しかし、いずれにしても、資金調達のためにはこういった金融機関や電力会社そのものが社債の販売についての努力を従来以上に必要があると同時に、いろいろな金融機関や証券会社が電力、ガスなど国民の必要とするエネルギーを確保するための所要資金を調達することに協力してほしい、協力しなければ十分な調達が可能でないかもしれないというようなことがあったわけでございます。

そういったことで、どうしても将来の資金需要を考えると、電力業や都市ガス業においては社債発行限度を拡大しないと必要な工事資金が賄えないのではないかとということが結論でございます。

ただ、そういったことを進めていくためには、特に電力会社はそうですけれども、いずれの産業においても、巨額な投資を行うだけに、その投資効率をできるだけ高めるといふ努力をする必要があるのではないかと。懇談会の答申においても、電力業について新しい広域運営、広域運営の強化といふことをする必要があるのでないかと、それは従来のような電力融通だけではなくて、発電所の共同開発とか、輪番投資とか、あるいはそれ以外にいろいろ、たとえば軽水炉などを改良し、標準化するといふ努力も必要でありましょうし、安全研究を進めるといふこともありましょうし、いろいろな意味で電力業界の協力する体制といふものを

強めていく必要があるのではないかと、それによって投資効率を少しでも高めることによって、料金を長期的にできるだけ安定するという上に貢献することにもなるということで、その前提のもとに社債発行枠の拡大をすべきであらうというのが結論でございます。

ちよっと時間を超過いたしましたけれども、私の御意見を申し上げた次第でございます。○稲村委員長 次に、加藤参考人をお願いいたします。

○加藤参考人 ただいま御紹介いただきました電気事業連合会の加藤でございます。

電気事業の運営につきましては、本委員会の諸先生方には日ごろから大変格別な御指導を賜っておりますことを、一同にかわりまして深く厚くお礼を申し上げます。

本日は、九電力会社にかわりまして、業界のただいま当面いたしております資金問題の状況と、これに対する対策としてただいま御審議いただいております特例法案につきまして、手前どもの考えを述べさせていただきます。

初めに、電気事業の資金問題の状況でございますが、ただいま向坂参考人からお話がございましたように、今後の十年間に設備資金としまして四十七兆五千億ないし四十八兆円という大変巨額の設備資金を必要とするものと考えております。

御案内のように、電力需要も過去の年平均増加率一・二％というような高い水準の伸びは考えておりません。約半分の六割前後ではないかと存ずるのでございます。しかし、この六割の伸びを前提といたしましても、五十年度末で発電供給設備は約九千九百六十万キロワットに相なっておりますのでございまして、これが昭和六十年年度末までの約九千六百六十万キロワットの発電設備を開発しなければ供給に支障を来す、かように存ずるのでございます。

しかも、電気事業の設備投資は、電源部門にありましては、まず石油への依存を少しでも脱却い

たしまして、エネルギー源の多様化を図ることが国の基本政策にいたる道ではないかと存じまして、水力開発の見直しをさらに検討し、あるいは石炭、LNG火力等への依存度を高める、あるいは原子力発電を開発するとか等々いたしますと、従来に比較しまして相当の建設費増加を必要といたしますのでございます。また、社会情勢にこたえまして、排煙脱硫装置を初めいたします公害防止投資、あるいはまた原子力の安全対策への投資等々相重なりまして、ますます設備投資の増高を来すことに相なるのでございます。

それに加えて、発電所をつくりましてお客様に届けますまでのいわゆる送電設備につきましても、電源立地が遠隔化するに伴いまして設備距離の増加、規模の巨大化を来しますし、さらに近年民生用の需用、たとえばルームクーラー等々ございまして、配電設備の強化、安全化が要求されまして、これまた設備投資の増高に拍車をかけておるといふような状況でございます。

これらの設備投資を賄う資金は、本来その多くを内部資金に依存すべきであります。遺憾ながら石油危機を契機といたします物価上昇の影響から、資産の簿価と時価の乖離によります償却不足等、内部留保が少なくなりまして、結果として外部資金にその多くを依存せざるを得ないのがたまたまの状況でございます。

なお、自己資金としての増資による資金確保につきましても、資本構成の改善、企業体質の強化という観点から好ましいものの、これまた株式市場の状況、収益性の低下傾向の現状から、資金コストとしても高くなりまして、これは一面、電気料金への影響といふことをあわせ考えますと、これもまた限度があると申し上げざるを得ません。

また、外部資金のうち借入金は、所要資金がこれまた巨額であることから、資金市場の制約、金融の繁閑によります安定性の問題がございまして、急激な拡大は困難でございます。したがって、長期資金調達の柱といたしましては、大量

かつ安定的な資金源といたしまして、個人消化を中心とした社債に依存することが当面最も妥当な方策と考えておるような次第でございます。

しかしながら、この社債につきましては、現在法定発行限度枠による制約がありますために、その量的拡大が阻まれておりまして、冒頭申し上げました四十七兆五千億ないし四十八兆円という必要資金のうち、従来どおりの社債発行限度枠でまいるますとどうしても約十七兆円の不足が生ずる、このように考えておるのでございます。したがって、この不足額を社債で充当するといったしますと、どうしても法定限度枠はこれを見直していただきまして、最低発行二倍を四倍にしたい、いただきたいというのが私どもの悲願でございます。

次に、電力債の消化状況について申し上げますと、その消化の基盤は個人を中心に順調な広がりを見せておりまして、近年におきましてはおおむね六五割を個人消化の比率が占めておるのでございます。これはもとより個人資産の蓄積が拡充、増大したという日本経済の客観的情勢に基づくものであり、さらに証券業者によりましてはゆる証券民主化の促進といった要因を加味されておるのでございますが、また一面……

○稲村委員長 加藤参考人に申し上げます。時間の関係上、簡潔に取りまとめていただきたいと思います。

○加藤参考人 これには手前ども全職員、いま大体十二、三名おりますが、われわれが出先の店へ参りましてこの話をいたしますと、相当の者が、自分らは発電所をつくり電気を売るために電力会社へ入ったのだ、しかし、このころではなかなか発電所もできない、また売るのは社債であると言うほど、実は全員徹底しまして発電所をつくることと資金をつくることにかかっておるのでございます。この点も何がかし御理解いただければ幸いはいたしておりますが、私どもはさように努力はいたしておりますが、なお一層、個人消化に、証券会社あるいは金融機関の力をいただきまして、この上とも努力する所存でございます。

なお、緊急の問題といえますか、当面のきょう、あすの問題でございますが、実は五十一年度末の社債発行残高は三兆二十五億に達するのでございまして、これは、社債発行限度が三兆三千五百二十億でございまして、もう余力は三千二百七十億しかございません。一方、本年度大体七千億円の社債発行をしなければ資金調達が不足をするという状況でございます。この点につきましても、私は、ただいまこのような社債を発行し設備投資をすれば、インフレあるいは物価高というような点を心配していただく向きもあるやに聞くのでございますが、現在われわれが相手とします会社あるいは建設業者におきましては、われわれの発注を一日も早くというふうな、千天に慈雨を求めるといふぐらには実は期待をいたされておるのでございます。どうかこの辺の事情をこの上とも御認識いただきまして、これが法案の一日も早い成立を心からお願いをいたしまして、私の陳述といたします。

○稲村委員長 次に、安西参考人をお願いいたします。

○安西参考人 私は、日本瓦斯協会の会長をいたしております安西浩でございます。

本日は、本委員会における電力、ガスの社債特例法の御審議に当たり、参考人としてお招きいただき、都市ガス事業に関する意見を述べ、機会を与えてくださいましたことに對しまして、心から感謝申し上げます。

また、委員の諸先生方におかれましては、平素から都市ガス事業の運営につきまして格別の御配慮を賜っておりますが、この席をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、御案内のように、政府におかれましては、今回、一般ガス事業における社債発行の法定限度枠の拡大を国会に御提案いただいております。

一般ガス事業の当面する資金問題につきまして、去る昭和五十年十二月、総合エネルギー調査会都市熱エネルギー部会におきまして、一般ガス事業の資金問題に関する中間報告として取りまとめられまして、通産大臣への報告が提出されましたが、ここに改めて、一般ガス事業における資金問題について、当業界の置かれております厳しい現況を御説明申し上げまして、格段の御配慮を賜りたいと存じます。

まず、都市ガスの需要動向について申し上げます。すなわち、昭和五十年度は、わが国の戦後最大と言われる不況と需要家の消費節約思想の浸透によりまして、都市ガス販売量の伸びはかつてない低調を余儀なくされましたが、基調をいたしましては、民生用を中心として需要は着実に増加しております。

これに加えまして、当業界が他に先駆けまして硫酸生産を全く含まないクリーンエネルギーであるところのリキイフアイド・ナチュラール・ガス、つまりLNG、液化天然ガスであります。これはメタンを主成分としておりますが、これは、サルファは全然ないのでございまして、こういう液化天然ガスの導入を進めてまいりました結果、大都市周辺におきます大気汚染問題の解決に大きく寄与することができまして、いまや大都市圏の地方自治体におきましても、積極的に家庭外の工業用の燃料を都市ガスに転換するよう指導が行われておる状況でございます。したがって、今後都市ガスの需要は、民生用にとどまらず、工業用の分野におきましても大きく増加していくものと考えられるのでございます。

ちなみに、昭和五十年八月十五日に通産大臣に對して報告が行われました総合エネルギー調査会の中間報告におきましても、「都市ガスは熱効率が高くて高いこと、無公害のクリーン・エネルギーであること、都市の防災の観点から安全性の高いエネルギーであること、また、原料が多様性、代替性に富むことから供給の安定性が高いこと等」を高く評価していただいたのでございまして、

て、今後は「単に民生用分野における需要の拡大のみならず、産業用熱エネルギーの分野においても供給の増大を図ることが望ましい」とされておるのでございます。

現在、東京瓦斯、大阪瓦斯、東邦瓦斯及び西部瓦斯は、それぞれの地域の都市ガス事業の核となりまして、他の都市ガス事業者から要望がありますれば、適正な範囲でみずからの都市ガスを御し供給しまして、お役に立つてまいりたいと考えておる次第でございます。

この都市ガスの主原料となりますLNGについて申し上げますならば、同中間報告の長期エネルギー需給計画におきましては、今後石油に対する依存度の引き下げに對応いたしまして、原子力とともにLNGの大幅な増加が見込まれておりますが、LNGの供給量につきましては、昭和四十八年度の実績二百三十七万トン、一次エネルギーに占める比率は〇・八%でございまして、これを昭和六十年には四千二百萬トン、七・九%にいたしまして、飛躍的に高めるといふ計画が打ち出されておるのでございます。

このような将来の需要の伸びに對し、かつ、国のエネルギー政策にも御協力を申し上げるためには、各都市ガス事業者とも今後さらに設備投資の努力を積み重ねることが必要でございます。

都市ガス事業者は、現在全国で二百五十五事業者を数えておりますが、昭和五十年における設備投資総額は年間約二千億円でございまして、この金額は、通産省所管業種では上位十指に入っております。しかしながら、今後の需要の増加に對応いたしまして円滑に都市ガスの供給義務を果たしてまいりますためには、製造工場の増設はもとより、新たなガス導管の敷設、より大口径、高圧な導管の入れかえ等の設備投資を推し進めてまいらなければなりません。

また、東京、大阪、名古屋の三大都市圏におきましては、従来の都市ガスにかえまして、LNGを主原料とする高いカロリーの都市ガスに切りかえつつございます。これは、今日の大都市の道

路、交通等の事情によりまして、従来の供給方式をもつてはほとんど物理的に不可能な都市ガスの長期にわたる供給の安定を達成する画期的な方策でございまして、短期的にはLNGの受け入れ基地の建設や大口径、高圧の輸送幹線の敷設等が必要となることから、先行的かつ大規模な投資が集中いたします。

これらを含めまして、当業界の今後の設備投資額を試算いたしますと、十年間で約四兆円以上となりまして、電力業界と比べると十分の一以下でございまして、昭和五十年の売上高の五カ年分に相当する資金が必要でございまして、これら巨額の設備資金を賄うために、各都市ガス事業者とも、当面外部資金への依存度を急速に高めざるを得ないのが実情でございまして。

都市ガス事業は、昭和五十年末の全事業者の固定資産が約八千億円を上回る典型的な設備産業であり、設備資金につきましては、従来からその半ばを減価償却費を中心とする内部資金によつて賄つてまいりましたが、昭和四十八年の石油クライシス以降の諸物価高騰によりまして、資産の帳簿価格と時価との間に乖離が生じ、ために既存資産の減価償却費は相対的に低下するとともに、所要資金に対する内部資金の割合もまた低下いたしております。この影響は、都市ガス事業者にとりましては他業界以上に深刻なものでございまして、資金調達を外部に依存せざるを得なくなつております。

次に、資金の調達方法について申し上げます。資金の調達方法としては、外部資金による場合は、社債、借入金、財政資金等が挙げられますが、現状においてはいずれも制約と限度があります。一方、自己資金としての増資による方法につきましては、原材料費を初めとする諸経費の恒常的な上昇によつて、現状、各都市ガス事業者の収益は軒並み低下しております。また、増資の資金コストが高いこともあわせて考えますならば、おのずからこれにも制約があると申さなければなりません。特に資金コストにつきましては、社債等

の資金コストが年率約一〇%の支払い金利のみであるのに対し、増資の場合、配当一〇%といたしますと、それに見合う法人税まで含めると約一八%にもなることから考えますと、ガス料金への影響も無視できないところでございまして。

ここで、当業界が置かれております実情をさらに御理解賜りますために、数字をもつて御説明申し上げます。

いま仮に、公債を発行しております東京瓦斯、大阪瓦斯、東邦瓦斯及び西部瓦斯の各都市ガス事業者において、今後十年間にわたつて資本金を毎年一割増資し、これに応じて社債を限度額まで発行するとともに、銀行からの借入額を前半の五年間は一八%、後半の五年間は一五%ずつ増加させた想定いたします。さらに、財政資金も毎年設備資金の八%を借り入れさせていただくというかなり無理のある資金調達を考えました場合、これをもつてしても四社合計で十年間の資金調達不足額は約三千億円に達する状態にございまして。このような状況から、今後急速に増大する設備資金を調達するための最も有効、確実な方法として、現行商法の規定による社債発行限度枠を拡大していただきますようお願い申し上げます。

先ほど申し上げました公債発行の四社は、さきに申し上げました資金需要の実情から、現状のまま推移いたしますならば、西部瓦斯は本年九月に、また、他の三社は昭和五十二年当初から、いずれも社債発行が不可能となります。そして、この四社は、都市ガス販売量において全国の約八〇%のシェアを有しており、資金調達が困難になれば、都市ガスの安定供給に多大の不安をもたらすものと考えざるを得ないのでございまして。

以上、るる御説明申し上げたとおり、当業界といたしましては、今後一層の経営努力を行い、都市ガスの安定供給に努めることはもとよりでございますが、需要家に対しては責任ある対話を実行し、また、ガス機器、ガス導管等の保安に万全を期することによつて、公益事業としての責務を全

うしてまいりたいと考えております。また、四社におきましては、その経営力、購買力、技術力等をもつて、基盤の弱い地方中小都市ガス事業者に協力し、率先して当事業の発展に寄与してまいりますので、何とぞ、本法案の御審議につきましては格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

時間を少し超過したことをおわびいたします。ありがとうございます。

○稲村委員長 以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○稲村委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。質疑の際は、まず参考人の氏名をお示し願います。佐野進君。

○佐野(進)委員 参考人には御苦勞さまで。御承知のとおり、いま一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案の審議をいたしております。私もすでにこの二日間にとりまして審議を続けておるわけであります。この審議を続ける中において、この法案の持つ内容について私どもは幾つかの疑点があるわけでありまして、この疑点を究明いたしてまいりますと、結果的にこの法案はない方がいいのではないか、いわゆる通さない方がいいのではないかというような気持ちに実はなつておるわけですね。しかし、いま参考人の御意見等をお伺いしておりますと、それぞれの立場に立つての審議の経過等々もございまして、一応その趣旨については理解することもできるわけであります。が、以下、私の疑問点等を中心にしたしまして、時間がきわめて短いわけですが、各参考人に質問をしてみたいと思つております。

最初に、向坂参考人にお尋ねしてみたいと思うのであります。参考人は電気事業審議会の資金問題懇談会の座長をおやりになっておりまして、うしてまいりたいと考えております。また、四社におきましては、その経営力、購買力、技術力等をもつて、基盤の弱い地方中小都市ガス事業者に協力し、率先して当事業の発展に寄与してまいりますので、何とぞ、本法案の御審議につきましては格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

また、たびたび当委員会に諸種のエネルギー問題等について参考人としておいでいただいておりますわけですが、参考人としておいでいただくわけではございませんが、私どもはよく知っております。そのお話を伺いたしまして、何か電力会社の立場にのみ立ち、消費者ないし安全性を願う国民の立場というものに対する配慮が少し不足しておるのではないかと。

もちろん資金問題懇談会の座長でございまして、資金をどう集めるかというところでございまして。しかし、学者としての先生という立場に参考人はお立ちになっておられるわけでございまして、この特例法案によつて私ども一番心配しておるのは、原価に対する資金需要が一番多いわけだと思つておるわけで、こういう歯だめもなく、ただ原発をつくらばいいと言われても、それはつくられない付近住民がかえつて怨嗟の声を上げるのじゃないか、そういうような配慮もなく、ただ資金を集めてつくればいいのだと言うことは、資金問題懇談会の座長をしておられるにいたしまして、何かちよつと私ども矛盾を感じますので、この点の御見解をまずお伺いをいたしておきたいと思つておる。

○向坂参考人 きようは資金問題についての意見を申し上げたわけでございますが、私の考えとして申しましては、日本は長期的には原子力発電の開発を着実に進めていくことは必要であると思つておる。それができるといふことは資金面においても用意していく必要があるかと思つておる。したがつて、資金さえあれば幾らでも原発をどんどんつくればいいということではなくて、そのための前提としては、何よりもやはり操業の安定、あるいは安全性に対する配慮、そういうことを十分やるべきだと思つておる。したがつて、現在の軽水炉についてもその技術を改良し、あるいは標準化を進めて、安全審査その他も容易にし、そういったいろいろな総合的な原子力開発のための体制を整備していく必要がある、それを前提

にして資金問題も考えたつもりでございます。

○佐野(進)委員 もう一度向坂参考人にお尋ねいたしたいと思うのでありますが、そういう安全性についてもそれぞれがお考えの上で資金問題を考へておることとごいいまするが、それでは、資金問題懇談会といたしまして発行限度額を特例法としたという、いわゆる十年の特例にするというこの持つ意味がちょっと不明瞭ではないか、こう思うわけですね。なぜならば、その十年でこれが終わるわけでないと思うのです。いまのお話の経過からするならば、少なくとも電力の場合は十年で終わるということでない。それを十年にしたのは、やはり外部的な圧力、銀行であるとか、あるいはその他一般企業であるとか、そういう関係から、電力あるいはガスだけを特別に社債発行限度額を公益事業だという形の中でやるのとが都合だ、そういう反対的な見解を資金問題懇談会等も考慮したのじゃないか、いわゆる政治的な考慮の中でこの特例法にしたのではないかという気がするわけですが、懇談会としてはそういうことではなくて、これは政府の方で法律として提案する際、そういうふうに特例法にしたのかどうか、この点をひとつ審議する必要上もございいますので、お聞きをいたしておきたいと思ひます。

○委員長退席、橋口委員長代理着席
○向坂参考人 懇談会におきましては、発行限度額を何倍にしたらいいか、あるいはその限度額拡大のために、商法の改正にするのか、特例法にするのか、そういった点については討議いたしておりませんということとをまず申し上げたいと思ひます。

ただ、この中におきまして検討いたしましたことは、社債市場がそれだけ伸びて、電力債が相当巨額に発行されても、他の産業の社債発行を圧迫し困難にするという事象があるかないかという点については検討いたしました。これは金融、証券などの専門家のグループにおいていろいろな資料をつくりながら、その点を検討したわけでございます。その結果は、先ほどもちょっと触れました

けれども、電力債を相当程度、まあ三倍とか四倍とかそういう限度額を拡大して発行したとしても、社債市場で他の産業の資金調達を阻害するということはないであろうということが結論でございます。

○佐野(進)委員 次に、加藤参考人にお尋ねいたしたいと思うのでありますが、いま私が向坂参考人にお尋ねをいたしておる経過をお聞きであると思ひます。さういふ経過が、この資金需要が非常に大きい、さらに増資ではなかなか賄い切れない、一般借入金という形の中においてもそれぞれ問題がある、したがって社債限度額を広げることによつて資金需要に応じたい、こういうような見解を御説明があったわけでありまして、問題になるのは、その言われるお気持ちについては私も理解しないわけではございません。いわゆる企業経営者としての立場に立つて将来の需要を見通しての一つの対策でありますから、それは当然だと思ひます。この方法として、いわゆる三十九条の改正と商法二百九十七条の改正という二つの問題が出てくるわけですね。

私も仄聞するところによりますと、二百九十七条では一般商法の改正でありますからきわめて時間がかかる。それに比べれば電気事業法の改正は、通産省の方から提案され、商工委員会に提案されて、これを改正すればきわめて簡単だ、しかも、きわめて簡単だという形の中で安易な道をとるといふことだけでなく、当面する資金問題については、この方法によれば一番安全で確実だけれども、ほかの方面の反対があるの十年の時限立法やむを得ないという形の中でこれを認めたのだというふうなうわさ等も私も聞かされておりました。全く将来の恒久的な見通しの上に立っているという形の中で物をお話しになっておられるが、現実の問題としては、当面の緊急事態を乗り切るために、その資金需要に応ずるためにこの特例法という法律を強引に推進したのだというふうなうわさも聞いているのであります。その点は商法二百九十七条でなく、特例法による三十

九条の実質上の改正に至った経過、私は、ちょっとほかの方から入っている情報が入り過ぎていて、かどうかを含めて、ひとつ御見解を明らかにしたいだきたいと思ひます。

○加藤参考人 お答え申し上げます。手前どもは、何しろ、先ほど申しましたように、きょう、あすの資金調達が困ります。われわれ公益事業といえども、私どもはそれに甘える、特別な措置をつくっていただくということよりも、まず努力をいたしまして、そして足りない分を特例法でお願いするという考えを始終持つておるものでございいます。したがって、このたびの社債枠の拡大も、要は、一般商法ということももちろん考えなければならぬが、一般商法の改正は相当時間がかかるやにお聞きいたしております。

私どもは、どのような方法にしろ、社債枠を拡大していただいて資金調達をしたい。これも先ほど申しましたように、社内留保、いわゆる自己資金を拡大するのが企業としては一番健全な方法と思ひますが、先ほども安西参考人からお話がございましたように、増資コストと社債による資金コストは、約倍にも相なるかと存ずるのでございいます。手前どもの経費は、大きいのはたゞいま大体燃料費でございまして、その次に、事業の性格からまいると、設備資金、その方の資本費が非常に多いのでございまして、したがってこれから事業を運営するに当たりまして最も留意しなければならぬのはもちろん企業努力でございまして、その企業努力でございまして、その企業努力は、資本費をどんなに安くするかということにかつておるかとお存するのでございまして。したがって、この資本費を安くするにほたゞいまのところ社債にこしたものはない、こういうことで社債の枠の拡大をお願いいたしたわけでございます。それが時限立法になるとかいうことは、手前どもは一切承知しないこととございまして、早く社債枠の拡大をお願いしたい、この一存でございます。

【橋口委員長代理退席、委員長着席】

○佐野(進)委員 私ども、この法案を冒頭申し上げましたとおり審議する経過の中で、あるいは提案された経過の中で、好ましくない法案じゃないかという気持ちで審議をしているわけですね。反対の立場に立たざるを得ない、いまでもその気持ちであるわけでありまして、その中で、資金が必要だから社債限度額を四倍にしろ、あるいはまた二倍にしろ、こういうような形の中でたゞ安易に枠を広げるといふことでなく、もしそれをやるならば、電力事業とは一体どうあるべきなのか、九分割されている電力事業、あるいは電源開発会社を含めたその体制として将来どうあるべきものかという、そういう根本的な議論の中から、それでは資金需要に対してどう対応するのか、これからの電力需要のどのくらい掘り下げてそこに到達しなければならぬんじゃないか、そういうような気がしているわけでありまして、そういうような気がしているわけでありまして、そういうような気がしているという形の中では、その審議を深めなければならぬ。そうすると長時間にわたる。長時間にわたるといふ形の中においてわれわれも慎重に審議したいと思つておるわけでありまして、加藤参考人から御意見を聞いておるわけですが、こういうような基本的な問題でございまして、先ほどお話を伺きましておきますと、九電力会社は料金の値上げをしなればやるといけな、設備投資をするにはともかく資金枠を拡大してもらわなければならないにもならぬ、あれも困る、これも困るという形の中において、もう電力事業というものはこの際根本的にそのあり方に対して検討を加えるべきじゃないかという気がするのでございまして、経営の責任者として、電気事業連合会の会長としての加藤参考人はこの問題についていかがお考えになるか、いま一点お伺いしておきたいと思ひます。

○加藤参考人 お答え申し上げます。実は現行の経営形態は昭和二十六年にできまし

私はいたします。この点について御所見を承りたいと思います。

それから第二は、加藤参考人に伺います。

四十八兆の設備投資をする、その半分近くがいま申し上げましたように原発によるわけでありま

す。現状のままでこの原発を進めていけば、結果的に料金を値上げする方向になるのじゃないかという不安を持つわけです。それはなぜかと言うと、原子力発電のコストは計算上は安いと言われる。先ほどエネルギー庁長官は、原子力発電は一キロワットアワー当たり八円二十四銭だ、石炭が九円八十銭であり、石油が九円五十銭である、これは一番安い、こう言うのです。しかし、これは七〇%の稼働率を前提にした計算なんです。机上の計算なんです。実際は五十年で平均三二%の稼働率だ。その平均稼働率で割れば、原価計算してみれば実質的にもっと原発のコストは高くなっている。だから、いまの稼働率をその程度で置いて、三〇%か、四〇%か、五〇%程度に置くと、結局そういう計算上の数字でなくて、逆に実質的には値上げを促進する可能性があるのだ。だから、原子力発電の稼働率を高めるということについて一体どういう見通しなり御見解があるのか伺いたい。

第三は、安西参考人に伺います。

LNGが非常にクリーンなエネルギーである、将来大いに期待される、こう言われておりますが、二点伺います。

一つは、LNG発電も非常に今後期待されるのでありますが、コストが高いと言われるのです。一キロワットアワー当たり、石油九円五十銭、LNGは十四円二十銭、石炭九円八十銭、原子力八円二十四銭というエネルギーからの話があったわけですが、このLNG発電が高い理由はどこにあるのでしょうかというのの一つと、もう一つは、電力や供給源を拡大していくについて、LNGという新しいエネルギーの安定供給というのは心配することはないだろうか、この二点について伺いたいと思います。

○向坂参考人 先ほど申し上げたように、資金効

率を高めるために、従来の電力融通だけではなくて、共同立地、輪番開発というような点、あるいは原子炉の改良、標準化など、電力会社間の協力を一層強めるということの必要性は私も大いに強調したいところでございますし、また、資金問題懇談会でも委員の中で強い意見であったということも申し上げたいと思います。

の天然ガス、これは相当でございますが、これらについて話を進めておるのでございまして、供給の安定面については御心配はないと思っておりますのでございます。

以上、お答えいたします。終わります。

○板川委員 時間が来ました。終わります。

○稲村委員長 加藤清二君。

○加藤(清二)委員 お許しを得まして、二、三質問したいと存じます。ところが、質問はたくさんございましてけれども、与えられた時間がきわめて少のうございまして、したがって、まことに恐れ入りますが、参考人のお方は簡潔に、要点だけ御答弁願えれば結構でございます。

最初に、電力とガスの両会長にお答え願いたい。資金がたくさん要る、よくわかりました。ところが、春闘をしますと、これが値上げの原因になる、インフレの原因になるというばかりの一つ覚えみたいな声が、財界の中には流行語のようにあることを知っております。そこで、お尋ねいたします。一体経費のうちに占める労務費、労賃、これは何%ぐらいでございましょうか。

○加藤参考人 私の記憶に間違いなければ、大体現在一二%かと存ずるのでございまして。これは、総経費に占める率は年々下がっております。もちろん一人当たりの労務費は上がりますが、その他のいわゆる燃料費であるとか、あるいは先ほど申しました資本費が上がりまして関係上、その単価は上がるにいたしましたが、総経費に占める率は少しずつ下がっていくというのが従来の傾向でございまして。

○安西参考人 いま的確な資料を持ち合わせませんで申しわけありませんが、大体二〇%ぐらいと思っております。

○加藤(清二)委員 この問題は、いまお答えにならなくても結構です。後からでよろしいですから、瓦斯協会の方、正確なところを知らしていただきますと思います。つまり、労務費がある程度上昇しても、それが直ちに販売される電力とかガ

○向坂参考人 先ほど申し上げたように、資金効

率を高めるために、従来の電力融通だけではなくて、共同立地、輪番開発というような点、あるいは原子炉の改良、標準化など、電力会社間の協力を一層強めるということの必要性は私も大いに強調したいところでございまして、また、資金問題懇談会でも委員の中で強い意見であったということも申し上げたいと思います。

の天然ガス、これは相当でございますが、これらについて話を進めておるのでございまして、供給の安定面については御心配はないと思っておりますのでございます。

以上、お答えいたします。終わります。

○板川委員 時間が来ました。終わります。

○稲村委員長 加藤清二君。

○加藤(清二)委員 お許しを得まして、二、三質問したいと存じます。ところが、質問はたくさんございましてけれども、与えられた時間がきわめて少のうございまして、したがって、まことに恐れ入りますが、参考人のお方は簡潔に、要点だけ御答弁願えれば結構でございます。

最初に、電力とガスの両会長にお答え願いたい。資金がたくさん要る、よくわかりました。ところが、春闘をしますと、これが値上げの原因になる、インフレの原因になるというばかりの一つ覚えみたいな声が、財界の中には流行語のようにあることを知っております。そこで、お尋ねいたします。一体経費のうちに占める労務費、労賃、これは何%ぐらいでございましょうか。

スの料金にイコールで及ぶなどとは考えておりません。その証拠の資料をいただければ結構でございます。

次にこれは前からの約束でございますから、お尋ねいたします。それは、木川田さんやあるいは芦原さんと約束しました。これは当委員会ではなくて、公害委員会でございます。公害基本法並びに関係法を立案、これを審議して通す場合に、ガスと電気だけは、ガス事業法、電気事業法によって始末をするから除外してくれという強い要請がございました。ついにその希望が達せられて、ガスと電気は除外になりました。ところが、時の新聞記者は何と評したかといったら、公害の大どろぼうを逃がして、こそどろだけをつかまえる法律をつくったんだというので、時の立法院のわれわれは大変面目を失墜いたしました。そこで、しからば、電気事業法、ガス事業法において公害法に規制されているものを満たすことができるか、ある程度の修正が行われました。

しかし、お尋ねいたします。それでは、いま本
当に国民大衆の中から、電気もガスも公害はない
のだ、心配ないのだということになれば、立地を
なさる場合に地元の反対はないはずでございま
す。資金がどれだけたくさんできましても、地元
の合意なしに設備をつくることはできぬと思いま
す。自民党の所属の県知事さんでもなおその記事
だけはごめんだと言うて、静岡県も千葉県もお断
わりになった事実もございます。

そこで、お尋ねします。あれ以来、電気とガスは、公害除去、公害追放についてどのような御努力をなさったか。これは本日ここで述べていただく、それだけで時間が来てしまいますから、後で資料として御提出を願えば結構でございます。

次に、お尋ねします。いま四電力が料金の値上げを申請しており、三九%、まるでショッキングだと福田副総理も言いました。労働者の賃金は一けた以内に抑えなければならない、しかしそういうことを考えた経団連あるいは同友会、あるいは

いま向坂さんの座長をして見える資金問題懇談会、これからあたりで、電力料金はそういうやさきに三九%とくる。

そこで、お尋ねしたい。あとの五電力はどうなりますか。

○加藤参考人 お答え申します。

ただいまお話し申されるように、詳細は書類で出さしていただくことにいたしましたので、私の記憶いたしておりますところによりますと、公害対策費は大体二割ないし……（加藤清二委員「電力料金のことだけ答えてください」と呼ぶ）

四電力の料金の問題でございますが、私の記憶では三九％というのは多分北海道電力でございます。して、九州電力さんは三一％台かと承知しております。北海道電力さんの値上げ幅の大きいものは、やはり燃料費であるかと存ずるのでございます。

労務費は、先ほど申しましたようでございますが、これは直接の労務費でございます。人員からまいりますと、設立当時とたゞいまは、電力会社は大体十三万人かと思ひます。これは設立当時と、一人もふえておりません。ところが、販売電力量は十一、二倍に相なっております。したがつて、人件費の割合は相対的に下がつたのでございまして、今度の値上りの中には、大きなのは燃料費と資本費であることを御理解いただきたいと存じます。

次に、いまだ申請いたしておりません五社でございしますが、それぞれ経営に難澁をいたしておることは事実でございます。ただ、五社とも、時局をこの上とも考えまして、一日でも先に、値上げ幅の一厘でも低くなるように、いませつかく努力をいたしておるという状況でございまして、すでにもう首筋まで、鼻のところまで来ている会社もございます。したがって、これがいつまで申請せずにもつかということは、はなはだ私も言いかねまして、ただ苦しいというのを申し上げ、申請その他につきましては、いま慎重にそれぞれの電力会社で考えている、かように存するのでござい

ます。

○加藤(清二)委員 実は、委員長、ここを見てく

ださい。社会党は一人もいなくなったでしょう。それは、この法案に対する態度がまだ決まっていないのです。賛成するか反対するか、いま決めている最中なのです。社会党の商工部会とちようど合致してしまつたので、やむなく部会長の私が質問台に立っているわけなんです。

そこで、この答弁いかんによって、社会党がこ

の法案に賛成するか反対するかが決まるわけでございまして、済みませんけれども、要点を聞きますから、要点にお答え願いたい。

もう一度お尋ねします。五電力の料金値上げは、ことしじゅうにあるかないか。

○加藤密考人　未答えいたします。

それぞれの会社でそれぞれの台所も違つておりまして、いまここであるなしということは、私、申し上げかねることを御理解いただきます。

○加藤(清二)委員 それはいつごろまでにわかり
ますか。

○加藤参考人 お答えいたします。

いまのところ、一日でも先ということのみに努めておりまして、いつごろかということを中心として申し上げかねるのでございます。

○加藤(清二)委員 では、ことはないと思うてよろしいか。それともことしうちにあるでしょうか。

○加藤参考人 状況は非常に苦しいのでございまして、そういうふうにおとりいただくのはこれまたどうかと思います。

○加藤清二委員 委員長にお願いいたします。資金問題懇談会、概略だけはここにいただいておきます。しかし、この資金の問題のうちのいわゆる自己資金、株の増資の問題、それから融資の問題、社債の問題、加えて料金値上げの問題、これの審議の模様を詳細にわかる懇談会の資料を、至急御提出願いたい。これは私のところだけでなくて、社会党の商工部会のメンバーに全部渡すように資料を御提出願いたい。

そうこうしておりますと、もう私の与えられた時間はなくなっていました。あとほんのわずかでございます。そこで、大急ぎでお尋ねします。

資料によりますと、資金コストは、社債が安く株の方は高い、こういうことでございます。そこで私は、不思議に思いましたので、株の関係の利回りを調べてみましたら、その利回りは社債よりも下回っております。

もう一つ問題は、電力の場合は五百円株が大体七百円で、これを入手するときにもさほど高いとは言えません。にもかかわりませず、社債の方が資金コストが安いというわけは一体どこにあるだろうか。自分が創作してはいけませんから、この電気事業連合会の方から出ている便覧で調べてみました。そうしますと、四十四年から四十九年に至る間に、株の発行額と手取り額との間が大変大きな相違があるということがわかりました。四十四年が八十八億、四十五年が百四十九億、四十六年が二百七億、越えて四十八年が二百三億、四十九年が二百四十二億、これだけ発行額面よりは手取りの方が少なくなっているのです。

なぜ私がこういうことを尋ねなければならぬかと申しますと、日本の経済がリセッションのたびに、余りにも振り子が大きく過ぎるためにそのダメージが大きい。だから、通産省の指導方針も、なるべく自己資金を大きくするようにという指導が行われてきた。にもかかわらず、今度のこのアイデアはそれとは逆行することです。ますます資本と借入金との相違が大きくなります。

なぜ資本を大きくすることがむずかしいのだろうか。今度はおたくの方の資料をもう一つ調べてみました。そうしますと、十年前の株主の数と今日の数を比較した場合に、これは大体一・五倍程度になっております。しかし、資本は、ある会社は二倍、ある会社は三倍の余になっております。したがって、どういふことが言えるか。一人当たりの持ち株数は非常にふえている、こういうこと

でございます。なぜそうなるだろうか。これは重要な基本に関する問題でございますが、本日その時間があります。そこで、その原因等々、資料なり結論なりを後で御提出願いたいと存じます。

最後に、安西さんにお尋ねします。

LNGに切りかえられるということは、公害除去の立場から言っても大変重要なことであると同時に、その設置場所が電気と違って人口密集地帯にどうしても集約されてくる。だから、電気以上にその設置現場における公害発生には御留意願わなければならぬ。しかるがゆえに、コストの高いLNGに切りかえた。それは結構なことだと思えます。これから切りかえることによって発生してくる消費者のメリット、デメリットを簡単に御解説願いたい。

加藤さんは、資料が出るか出ぬかという答えだけでいいです。

○加藤参考人 お出しいたします。

○安西参考人 加藤先生はすでに御承知のことと存じますが、LNGは公害を伴わないエネルギーでございます。いま世界各国を大騒がしています。アメリカにおきましては六千億の天然ガスが生産されて消費されております。また、ソビエトにおきましてはすべて天然ガスでございます。ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、それぞれソビエトから輸入しております。英国におきましては北海から導入しております。LNGと申しますのは、日本列島には天然ガスがございます。それから、天然ガスのままで導入することが困難でございますので、これを液化いたしました液化天然ガスにしておりまして、これは天然ガスでございます。無公害でございます。

このメリット、デメリットについて御質問がございましたが、先ほども冒頭で申し上げましたように、従来の都市ガスの中には、一酸化炭素が含まれております。これが生のままでガスが発生いたしますと、一酸化炭素中毒が従来起こったのでございますが、そういう問題が完全に除去されるのでございます。また、われわれの側から見

ますと、今日物理的に都市の道路を掘削して管の入れかえというようなことはできません。現在、東京瓦斯を例にとりますと五千カロリーのガスを供給しておりますが、これを天然ガス、一万一千カロリーにかえますとホルダーを二倍半使えます。供給管も二倍半使えますというメリットもございす。簡単にございしますが、お答えいたします。

○加藤参考人 与えられた時間が参りましたので残余の質問は政府側にいたします。

これで終わります。ありがとうございました。

○稲村委員長 野間友一君。

○野間委員 加藤参考人に最初にお伺いしたいと思ひます。

先ほど質問がありましたが、いま電力四社が大幅な値上げの申請をされておりますが、五十年下の下期のこの四社の決算書類は通産省にすでに渡っておるのかどうか、電事連の会長さんとして、加藤参考人にまずお伺いしたいと思ひます。

○加藤参考人 お答え申し上げます。

五十年下期につきましては、私の聞き及んでおるところによりまして、今月末に大抵決算役員会をそれぞれ開かれるようでございます。その決算役員会で役員承認を得ましたものは、一般に公告し、お役所にもお知らせする、こういうように聞いております。

○野間委員 いま通産省で認可をめぐつての査定が始まっておりますけれども、そうしますと、通産省にもまだ五十年下期の決算書類は出ていないというふうな理解していいわけですね。

○加藤参考人 それぞれ一応の予想は四社はあるいは出しておりますが、これは私の推理でございます。かとも存じますが、これは私の推理でございます。

○野間委員 今月末に大体各社そろつと思ひますが、それがそろつた場合に、すぐに当商工委員会にお出しいただきたい。これは電事連の会長さんにお願ひしたいわけです。

○加藤参考人 承知いたしました。

○野間委員 そこで、一点として、私たちが不況下の電力料金の値上げについて、当委員会でも、あるいは物価特別委員会の中でもいま審議を進めておるのでございます。何しろ五十年下期の経理状況等について私たちはわからないのですから、少なくともそれを出していただいて、これを私たちが審議した上で初めて値上げの可否について検討したいと思ひますので、それまであなたの方では値上げについての通産省に対する要請はやはり差し控えていただきたいというふうに思ひますが、その点についての御意見を承りたい。

それから、時間の関係で続いて申し上げますけれども、資金調達の問題で、自己資金の調達、特に内部留保が非常に減つてきた。確かに四社の値上げの申請の中身を見ましても、収支が極度に悪化したということが出ております。これは、申し上げたように、五十年下の下期についてはまだ私たち承知しませんが、その以前のもので見ても、四十九年の三月期に比べて五十年九月末の決算は、北海道は一〇・〇七、東北は四・四六、九州を除くときは二・一九、九州は四・五七で、九州を除いていずれも二けた台、特に北陸は二一内部留保を伸ばしてある。九社を平均いたしましたとしても八・三九、内部留保がずつと伸びていくわけですから、これは収支がだんだん悪化したという評価とは全然実態が違ふと思うのでございます。こういう実態についてどういうふうにお考えになるのか、加藤参考人にお伺いいたします。

○加藤参考人 お答え申し上げます。四社とも、施行期日を先月の十五日にはお願いしたいというふうなことで申請をされたように承知いたしております。したがって、四社とも一日も早い御認可を渴望していると思ひますが、それから、社内留保の点でございますが、これも私の承知している限りでは、それがふえまじしたのは法で定められている退職給与引当金でございます。

それからもう一つ、償却の点でございますが、オイルショック前は大体定率に近い償却ができました。ところが、その後は全部がようやく定額の償却しかできておりません。これは表面に出ない社内留保の減少だ、かように存じます。

○野間委員 退職給与引当金、これは法的に許される限度額まで目いっぱい積み立てられると思うのです。つまり、いま直ちに電力会社の従業員の半数がやめても、その払いに充当できるものを積み立てておるといふふうに私は考えるわけです。ですから、収支が悪化したと言われながら、目いっぱい積み立てるだけでなくて、先ほど申し上げたように、かなり内部留保はふえて積み増しされておる。このことが申請の中身と違ふのではないかとこのようにお伺ひしておるわけでございます。

ついでに、次の問題についてお聞きするわけですが、販売電力の伸びについて、先ほど加藤参考人は、五十年代は六〇前後の伸びだといふように判断しておるのだというお話でございましたけれども、私たちが若干承知した数字で、たとえば四十九年の三月末に対して五十年三月の伸びが平均して一一・一、こういうふうな聞いておりますけれども、この数字はどうなのかということ、それから、十年間で一億キロワットに伸ばしていく、こうおっしゃいます、この内訳は、産業用と民生用と分けますとどういうふうなことになるのか、これを教えていただきたいと思ひます。

○加藤参考人 お答え申し上げます。私どもは、退職給与引当金は従業員からの債務と心得まして、これは何があっても積み立てるようにながけてまいりたい、かように存じます。それから、このごろでの需要の伸びでございますが、五十年度を通じて、私は大体四四台かと存するのでございます。最近二カ月、三カ月は大体八、九、あるいは一〇〇伸びた会社もございしますが、ただ、これをもちつて直ちにこれからの伸びを大きくするということは、あるいは先ほどから御指摘がありました余剰設備になりはしな

いかと心配をいたす次第でございます。大体あらゆる面からそれぞれの機関で御検討いただいた数字の六割台というのが、一応たゞいま考えられる最大公約数の数字ではないか、かように考えます。

○野間委員 ちよつと一問抜けていますが、十年間の一億キロワットの産業用と民生用の割合はどのくらいになるのか。

○加藤参考人 お答えします。

大体いまのアワの比率からまいりますと、二割二、三分が電灯、家庭用でございます。それに業務用を入れますと、三割前後になると思ひます。しかし、いわゆる負荷からまいりますと、これからだんだん負荷率が下がってまいります。と申しますのは、大口産業も業務管理の面からだんだん夜間の操業率が下がり、それから民生用、家庭用電灯につきましましては、夏場ルームクーラーの普及が相当伸びております。したがしまして、設備に対する負荷率は、アワの伸び以上に設備を拡大しておかなければ供給に差し支えがございいます。

もう一つは、このごろ、スモッグ警報が出ますと火力の二割ないし三割を落とさなければならぬ、それぞれの地域の協定がございいます。したがって、これを考えます場合には、いまの環境が続くとすれば、まださらに発電設備をふやしておかなければ供給に支障を来すのではないかと、私はかえって心配するものでございいます。

○野間委員 大体わかりましたけれども、要するに、一億キロワット伸ばされるうちの約七千万キロが産業用だということ。それから、いま負荷率の問題がございまして、これも調べてみますと、西欧諸国に比較しまして、日本の場合には負荷率が年々若干低下しておるわけですね。これは設備投資の過剰ということではなからうか。

これは同じ先進資本主義国の中でも日本の場合には低下しておる。私たちの計算によりますと、五十年の上期には平均して四九・二％、これは水力が四八・九、火力が四八・九、同じです。原子

力が五八・四。これはいま申し上げた数字を見てもみますと、六六％台からずつと落ち込んで、一九七三年には五九・九、これはそちらの方で出しておられる資料の中にありますけれども、この負荷率の急速な低下、これが、産業を中心とするこのからの設備をずつとやられるわけですが、この中でさらに低下して、要するにこれが国民が電力を利用する場合のコスト高につながってくるのではないかと。

そういう意味では、昭和四十年代の高度経済成長、これは比較的安定しておりましたけれども、これに比べますと四十年代の後半、つまり終盤から非常に不安定な状態が続いておる。こういうことを考えますと、おっしゃるような設備投資をどんどんやっていく中で、これが負荷率の低下を招いて、それがコスト高になるというふうに私は思えるわけですが、その点についていかがでしょう。

○加藤参考人 お答えする前に、訂正のお願いを申し上げます。

先ほど、四社から出しました料金改定実施期日を先月と申しましたが、今月の十五日を希望いたしておるのでございまして、この点、おわびを申し上げます。

それから、負荷率の点でございしますが、これはもう先進国になるに従いまして私は負荷率が下がってくると思ひます。負荷率が下がることは、逆に言うところと民生度、生活の向上にも私はつながっているのではないかと思ひますのでございいます。

○野間委員 時間がありませんので、ガスの関係についても少しお伺いしたいと思ひますけれども、先ほどもお話を聞きましたわけですが、五十年代に設備資金がかなり要る。いわゆる天然ガスへの転換、これがやはり大きな原因であるということ。これも同じように無公害とかいろいろな事情がありまして、産業用の需要がこれから大幅に伸びるといふふうにおもひます。これらの点については間違いないかどうか、まず確認したいと思ひます。

○安西参考人 お答えいたします。

先生のおっしゃるとおりでございます。

○野間委員 読売新聞の五月十一日付にもかなり大きな広告を載せられております。これは東京瓦斯ですね。天然ガスの時代が来たというのが出ておりますけれども、産業用のニーズにこたえて天然ガスにずつと転換される、ここに設備投資をどんどんつぎ込まなければならぬ。ところが、一方、家庭用のガスについては、カラーがアップされますから使用量は半分が済むというような広告も出ておりますけれども、私が懸念するのは、天然ガスに転換される際、しかも産業用のニーズというところで膨大な設備投資をされる、それがひいては消費者のガス料金にはね返ってくるのではないかと、こういう懸念があるわけですね。この点についていかがですか。

○安西参考人 お答えいたします。

工業用がふえると先生のおっしゃるとおりと申しましたが、現実には家庭用が六五％でございまして、業務用が二五％、工業用は一〇％でございまして、したがしまして、産業用がふえるというのは、従来ほとんど産業用に使われなかったものが、一〇％ぐらゐそちらがふえるということでございます。

○野間委員 時間がありませんので、最後に、これは電事連と両方にお伺いしたいと思ひますけれども、要するに本法案が、一般会社の電気の場合には四倍になるわけですね。ガスの場合二倍、このようになりますと、従来からの、料金制度は認可制度をとっておりまして、さらに私は公共性の度合いが強くなつてくると思ひます。それとの関係で、料金の問題もさることながら、政治資金については、電事連あるいは瓦斯協会はこれらについては今後どういふようにされるのか、どういふ方針を持っておられるのか、この点についてお伺いして、質問を終わりたいと思ひます。

○加藤参考人 政治資金問題につきましては、連合会では打ち合わせをしたことは一度もございせん。したがって、今後どうするかというのは、

各会社の自主的判斷に待つものと存じます。

○安西参考人 お答えいたします。

ガス事業界におきましては、昭和四十九年までは政治資金を出しては、昭和四十九年の九月から一切出しておりません。今後もしも出さないうもりであります。

○野間委員 終わります。

○稲村委員長 宮田早苗君。

○宮田委員 私どもは、将来の電力需給を予測して、現実面で発電所等の立地状況を見ましたとき、設備投資の必要性を痛感しておりますので、それを前提にして、まず向坂先生にお聞きをいたしますことは、電気事業審議会での審議の経過の説明があつたわけでございますが、その中で増資についてはどのようなお話し合いがされたか、ございまして御説明願ひます。

○向坂参考人 増資がどの程度できるかということとは、二つの面から検討いたしました。

一つは、資本市場の今後の成長、その中で電力の増資がどれだけの可能性があるかという面の検討でございます。これは大体年一割程度あるは一割二分ぐらゐに将来なるかもしれないけれども、その程度の増資は資本市場の今後の成長から言つて可能ではないかというのが一つのあれでございます。

それからもう一つの点は、資本構成、資本の健全性の意味から言つて増資をある程度は確保したい、それで一〇％で十分であるかどうかは別ですが、けれども、一〇％あるいはそれを若干上回る程度は増資をしていくということが望ましいというものが懇談会での結論でございます。

○宮田委員 お話を伺つておりますと、必要性はよくわかりますが、特に電力、ガス会社は資金調達につきましては社債に依存し過ぎるじやないか、こういう気がするわけでございます。

そこで、加藤、安西参考人にお伺いいたしますが、会社といたしましては自己資本の充実が必要と思はれるわけですが、社債発行限度の拡大はこれに逆行するものではないか、こう考えるわけですか。そこで、自己資本充実のための増資がよい

と私は思っておりますが、その見通しがござい
ましたらひとつお答え願いたいと思ひます。

○加藤参考人 実には電気事業は、過去この二十五
年を振り返つてみますと、他の産業に比較します
と格段に多いのではないかと思ひます。大体二十
五年前の三百倍近くになっているのじゃないかと思
ひます。したがって、私どもは、企業である以上
自己資本の充実が大要結構であると思ひます。し
かし、先ほど来申し上げておりますように、余りに
設備資金が多いということにございまして、戦前大
体四割六割の割合にもなつたことがございまして、
しかし、その後企業経営の悪化に伴ひまして、自
己資本の率が少なく相なつたのでございまして、
私どもは、これから大体二割ないし三割を二
年ないし二年半ぐらいの間隔を置いて増資をいた
したい。できるだけ自己資本の充実には努めま
す。しかし、一方において設備資金の拡大はしな
ければならない。先ほど何だか、設備投資をし
て、いわゆる供給設備の能力をつくつて販売に回
しはしないかのようなお話もよそでは聞きました
が、電気事業は終始供給に追われてまいつておる
のでございまして、ただの一度も供給設備の過剰
と言われたことはございせん。先ほど申し上
げておるとおり、われわれは供給力の不足を来し
はしないかというのを日夜憂慮いたしておるも
のでございまして、したがって、供給力確保のため
の設備資金は何でも確保しなければならな
い、その確保をするために最大限の自己資本の充
実を図り、その不足分を社債ないし長期借入金あ
るいは財政資金に仰ぎたい、こういう念願でござ
います。

○安西参考人 お答えいたします。
自己資金でやれということとはまことにごもつと
もでございます。ただいまガス事業におきまして
は一年置きに三割ぐらゐの増資をいたしておりま
すが、これは少しやり過ぎではないか、三年に一
回ぐらゐが適當ではないかと思つております。そ
ういう状況でございます。もちろん自己資金とい
うものに重点を置くという先生のお考えには全く

同感でございます。

○宮田委員 やはり企業維持の立場からその点の
努力をしていただかなければなりません。自己
資本比率の低下の限度はどの程度をお考えになつ
ておるかということが一つ、もう一つは、いま
審議をしておりますこの法案は、十年間の時限立
法となつておりますが、十年後には電気事業及び
ガス事業は健全な経営になるという具体的な見通
しがあつてそれを考へておいでになるかどうか、
この二つを両参考人にお聞きいたします。

○加藤参考人 お答えを申し上げます。

私は、その間には事情の変化も相当あると思ひ
ます。商法の改正問題もあるいは出てくるかと思
ひますが、それはそれといたしまして、手前ども
は、ただいまの自己資本と社外資本との比率を悪
くしないように心がけたい、それから法律の十年
の間には何とか目鼻のつくようにいたしたい、か
ように存じます。

○安西参考人 時間の関係がございまして、東
京瓦斯を例にとつて申し上げますが、自己資金の比率
は現在二五%でございまして、かつては四〇%あつ
たわけでございます。

なお、十年たつたら安定するかというお尋ねで
ございまして、ガス事業におきましては今後五カ
年間にピークでございまして、たとえば東京瓦斯
を一例にとりますと、五十一年度九百八十五億
円、五十二年度千七百七十七億円、五十三年度千二
百八十二億円、五十四年度千三百七十九億円、五
十五年度千四百五十四億円、六十二年二百七十七
億円の設備投資をする予定でございまして、これ
だけやりますと安定するつもりでございまして。

○宮田委員 次にお尋ねしますのは、社債権者の
保護は、現行の発行限度の二倍にすることによつ
て、担保等の面で支障がないかどうか、この点を
お聞きいたします。

○加藤参考人 お答え申し上げます。

電気事業法におきましては一般担保法がござい
まして、それによつて保護せられ、それから、社
債によりまして調達いたしましたのは、全部設備

資金に回す所存でございまして。したがって、その
点の心配は相かけないように努力いたすつもりで
ございまして。

○安西参考人 お答えいたします。

いま不安はないかというお尋ねでございませ
んが、この社債を発行するのは東京、大阪、名古屋、
西部でございまして、担保力十分でございま
して、不安はございません。

○宮田委員 現在の社債の引き取りは個人が六五
%とおっしゃつておりましたが、今後その程度
と考へてよろしいですか。

○加藤参考人 お答え申し上げます。

いまより以上に個人消化に相努めるつもりで
ございまして。

○宮田委員 時間もございせん。最後にお聞き
いたしますのは、向坂先生にお伺いをいたしま
す。

わが国の経済成長と電力の供給力の問題でござ
いまして、電力の労働組合等の予測をすること
では、現在のような電源開発のスピードでは、五
一七%の安定経済成長を電力供給面から支えられ
るのはせいぜい五十五年ごろまでと見ておるわけ
でございまして、先生はどのような予測をお持ち
か、また、壁にぶつかつてゐる原子力発電所の建
設促進等で、政府に対する提言をひとつお伺いを
申し上げたいということでありまして。

○向坂参考人 こういう経済の変動が大きい時期
でございまして、エネルギー価格が年々上がるよ
うな状況ですから、将来のエネルギー需要を予測
するのは大変むずかしい仕事でございまして。しか
し、経済成長率が五・七%程度であれば、経済成
長率とエネルギー需要全体あるいは電力は、大体
成長率に対して同じような比率で伸びる可能性が
大きいと思ひます。電力が先ほど来のお話のよう
に、今後十年間、平均六%程度の需要増加がある
といたしますと、負荷率が落ちますから、電力設
備はそれ以上に増強しなければなりません。しか
し、もし現在のように原子力、火力などがなくな
るか住民の合意が進まないようであれば、電力の予

備率がだんだん下がつて、五十五年かどうかはわ
かりませんが、五十年代の後半には、再び
四十八年度あるいはそれ以上の不足の状態が起
る可能性があるというふうには私は考へておりま
す。

○宮田委員 終わります。

○稲村委員長 松尾信人君。

○松尾委員 今後の十年間の電源開発計画等を承
つたわけでありまして、これで四十七兆円
だと四十八兆円の資金が必要。それで、自己資
金も一生懸命やるけれども、だんだん賸り切れな
い。社債、借入金もふえていくわけでありませ
ん。けれども、この十年間の計画を見ますと、自己資金
の比率というものが非常に低下しますね。そうす
ると、結局外部の借金がふえてくる。借金がふえ
るといふことは、経営というものが悪化するのじ
やないか、このことを心配するわけでございます。

現在、社債を発行していらつしやいますけれど
も、この社債もやはり借りかえの分も相当ある。
ということとは、十分に償還していくだけの力がな
いということも言えるかもしれせん。そうしま
すと、どうも資金繰りから見ると、外部の借金が
ふえてくる、これは利息をつけて払わないといけ
ないですね。そして他方、大きな電源開発の要請
があるといふので、本当はあなたたちの方が板ば
さみじゃないかという感じが私はするわけです。
私は質問したのでありますけれども、政府が何で
もかんでもやれやれ、こう言うので、しりをひつ
ぱたかれて進んでいるというふうな感じがござい
ます。そういう感じがしまして、老練な方もござい
ませんが、私は心配しておるわけです。
現在、社債の借りかえもしていらつしやる。こ
れは四十七兆円も八兆円も出ていくうちに、う
んと外部の借金がたまつて、そしていまや国民
が信頼しておるあなたたちの経営の状況が、思わ
ないところから、一つの国策として、電源の安定
供給のために一生懸命にやればやるほど悪化して
いくのじゃないかという感じがするのであります

けれども、いかがですか。

○加藤参考人 お答え申します。

私どもの電気事業の経営に当たります基本理念といたしましては、国民の公僕になれというつもりでやっております。決して政府のお話だけで運営をいたす所存ではございません。もちろん政府の御協力、御指導はなければなりません。ただ政府のお話によつてのみということではございません。

それから、資金の点でございますが、いずれにいたしまして、先生御案内のとおり、外部資金に頼ろうが内部資金に頼ろうが、内部資金なればそれは配当として株主に還元し、外部資金なれば債権者に対して利息として払うわけでございまして、会社を経営する上につきましては、企業の健全性からいけば相当のいわゆる自己資金で経営するのが結構でございます。しかし、先ほど来申し上げますとおり、電気事業というのは設備産業でございます。投資産業でございます。したがって、設備資金が膨大でございますから、これの調達をするための資本コストと見合いながら運営をいたしまして、株主さんの信頼、債権者の信頼、お客様の信頼を得たいというつもりで今後とも運営に当たりたいと思ひますから、この上とも御指導をお願いいたします。

○松尾委員 決心はわかつたわけでありませうけれども、果たしていまのお答えのとおり今後の会社の運営ができるのかということですね。国鉄の赤字もこれだけふえてまいりまして、いま国鉄がたがたやっておりますのは、設備投資に膨大な金が必要で、運賃収入では赤字でありながら、そういうものの償還とか元利金の支払いだとか、それでもできないで凍結してみたり、いろいろな問題で苦勞しまして、がたがたやっておりますのが現状ではありませんか。いま電力業界なんかはいいですけれども、そのような轍を踏まないように、余り資金を要するものだから、あなたたちが一生懸命になって内部、外部で自分で資金を調達しているところから、無理がきてがたがくるよう

なかつたことになりはせぬかということを私は言っておるわけですね。そういうことは絶対にないとなつておつたならば、私は非常に喜ぶわけでありませうけれども、その覚悟のほどはいかがですか。

○加藤参考人 私どもの決意を申し上げます。いまも申し上げましたとおり、この上どもの御指導を得まして、電気事業としての使命の完遂に努力したいと存じます。

○松尾委員 決意はよくわかつたわけでありませう。ですから、その決意が決意どおりいくかいかぬかというのは、会社が内外ともに信頼を受けて、そしてつばな運営をしていく。電力料金もしばしば上げない。この前六十何%申請した、今回も三十何%申請しておられますが、国鉄運賃が今回また五十何%、来年また五十%上がるわけですね。それと同じように、電力料金も次から次と上げていかなければいけないようになっていくのではなからうか。そうすると、過度と言つていいかどうかかわりませうけれども、大きな資金需要がいまあるものだから、それを調達しようと思つて御苦勞なさつておる。また、その決意もわかりませうけれども、それがそのまま実現したとすれば、別の角度から、経営上または消費者の電力料金の上から新たな問題が起つてくるのじゃないかというところをお尋ねしておるわけなんです。決意はわかりましたけれども、そういう点についてはどうか、こういうことであります。

○加藤参考人 お答え申します。

先ほど来申し上げますように、設備資金というものが膨大でございますから、これをいかにして少しでも安く価値あるものにいたすかという意味におきまして、われわれあらゆる創意工夫をこらしまして安く上げるように努力をし、その間、再々申し上げますように、あらゆる面から御指導をいただきまして万全を期したい、かように存じます。

○松尾委員 御指導という中が、非常に意味深長なるお話であります。いまの問題はこれでとめまして、向坂参考人に

お尋ねをいたします。

先ほど広域運営の問題が出ました。これは要するにコストの効率を高めるといふ問題ですね。それと同時に、原子力発電等につきましては九社がばらばらで開発していくのではなくて、九社が力を合せて広域的にやる、資金も効率的に使う、人材も効率的に使つていくというような面において、現状では不満ではなからうか。これは広域運営ということから、原子力発電の問題につきましては角度を変えて、それを専門にやつていくような何かのものがあつて、全部の力を総合結果して、資金もして、そして政府の方では安全性の問題、核燃料のサイクルの問題、そういう問題をしっかりと解決して、まず国民のコンセンサスを得るような方向を確立しながら、電力業界としては原子力発電の方へ力を入れていく。その入れ方も、いまのような広域運営に必要な体制を整えることが必要ではなからうか、こう思ひますけれども、御意見はいかがですか。

○向坂参考人 現在の状況では、新しい広域運営に対する電力業界の取り組み方がまだ不足だと私も思ひます。その点は電力会社の中で、共同立地なりあるいは輪番に投資しながら、電力融通を広域的に進めていくという努力をもつてすべきであらうと思ひます。

ただ、それを一つの電力会社、開発会社に集中した方がいいかどうかということは、将来、あるいは遠い将来問題になるかもしれないけれども、現在の段階では、なおそういう広域的な開発を電力業界の協力のもとに進めていく、それによつてできるだけ資本効率を上げていくという努力が重要ではないかというように考える次第でございます。

○松尾委員 せっかく安西参考人がお見えになつたのでありますけれども、特に私はきょう質問はいたしません。と申しますのは、電力業界の代表の方に御質問いたしました。それはあわせてガスの皆様に対する質問であります。広域の問題はいまのところそうはありませうけれども、そういう

ことを含めまして聞いたわけでありませう。特別にきょうは聞きませうけれども、これで私の質問を終ります。

○稻村委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、長時間にわたり貴重な御意見を述べいただきまして、まことにありがたうございました。厚く御礼を申し上げます。

○稻村委員長 引き続き、政府に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐野進君。

○佐野(進)委員 重要法案の審議でありますので、委員長はもちろんだけれども、与党理事関係も、委員が集まるようにひとつ十分努力してもらいたいと思ひます。

そこで、私はいま参考人からいろいろ御意見を聞き、あるいはいままで審議が続けられる経過を踏まえながら、大臣並びに長官に質問をしてみたいと思ひます。

大臣がこの特例法案を提案するに際して、あちらこちらでいろいろな見解を表明されておるようでありませうが、一つには、景気浮揚対策との関連の中でこの法案を出された、こういうような見解を表明されておるようでございますけれども、この法案と景気浮揚との関連がどのような形の中で位置づけられておるのか、大臣の見解をまずお伺しておきます。

〔委員長退席、武藤(嘉)委員長代理着席〕
○河本國務大臣 この法律案の御審議をお願いいたします背景でございますが、昨年の春から年末まで約一カ年にわたりまして、政府の方では総合エネルギー対策閣僚会議というものをつくりました。日本の将来にわたるエネルギー政策をしっかりと議論してまいりました。その結果、現在約九千万キロの発電能力を昭和五十五年までにおよそ四千万五百万キロ増加する、同じく昭和五十六年から六

をしておるかどうかというのを絶対の条件として一つ見ておるわけでございます。

〔武蔵野委員長代理退席、安田委員長代理着席〕

その上に立って、適正なコスト、適正な利潤、こういうことを考えておる。そういう観点に立ちまわして、いま事務局におきまして非常に厳正な査定をいたしておるわけでございます。決して安易な気持ちでこの問題には取り組んでおらぬということをお断りしておきます。

○佐野（進）委員 私がお断りしておることは、決して安易に取り組んでおるということをお断りしておるわけではなくて、安易な気持ちで申請を出してこれ、そうしてそれが当然受け入れられるであらう、そういう気持ちで設備投資をしてこれという要請に基づいて特例法案を提出され、審議してくれと言われるその裏づけとしても業界がお持ちになったとすると、大臣、きわめて大変なことじゃないですか、こういうことを申し上げたわけなんです。したがって、そういうことではないと言わなければ、そういうようなことではなく、特例法と料金値上げとは全く別の問題である。ところが、どうしてもそれが関連づけて考えられる。いわゆるオイルショックがあった、油の値段が四倍になった、諸物価が高騰した、したがって物品購入費が高くなった、人件費が高くなった、したがって、その人件費が高くなったことで、設備をするために金がかかるのだ、それは同時に、經常的ないわゆる一般支出に対しても当てはまることです。一般の支出については料金値上げでこれに対応する、そして恒常的な支出、いわゆる設備投資に対しては、この特例法で設備を發行することによってそれを埋める、そういうことになる、別だと言いながら一体化している形の中に受けとめられる。そうすると、設備投資をしてくださいよ、こう言ったら、ああしやう、だがしかし、料金値上げもしてくださいよ、ああそれはしやう、こういうように受けとめられるのじゃないですか。したがって、もしそういうように

受けとめられて今度のように出されたとするなら、この責任はきわめて大きなことではないか。通産大臣としては、断じてそんなことはないのだ、これは切り離しているのだ、そういうことと形は全く違ったことの中をこれとをやっているのだからやっていると、そういう答弁を私は聞きたい。厳重に監査しているとかどうかということは、それは当然だと思うのです。それは法律のたてまえ上、何も来たから、はいそうですか、むしろ出さないよと言ふことじゃないか、いわゆる通産行政がもし公益事業に対する指導行政としてあるならば、要請をするという形の中で負の条件を負い込んでおられたことではないのか、そういうことをお聞きしておるわけなんです。この法律が提出され、審議され、成立する経過の中において、将来ともそういうことについての懸念は全くないのかあるのか、そのことを明らかにしていただきたいと思ひます。

○河本國務大臣 そういう懸念は絶対ございませぬ。

○佐野（進）委員 懸念がないと言ふことを、違ふでしようと言つてみたつてしやうがないのです、が、そういうことのないようにひとつ厳に対処していただきたいと思ひます。

そこで、私は、そういうような懸念がなく、十年先を見越して、あるいは十五年先を見越して、あるいは来年の状況を見越しながら、現在の設備投資をする上に社債の拡大が絶対必要である、こういうような見解に立たれてこの法律案を出されたと思うのでありますが、その際、この法律案を出す場合に電氣事業審議会に諮問をされたと思うのでありますけれども、電氣事業審議会に諮問をされた際、電氣事業法三十九条の社債、發行の方法と、商法二百九十七条に基づくところの資金の確保と、その二つの条件が当然考えられるわけでありまして、その二つの条件をどのように判断せられ、あえて商法二百九十七条の適用をお考えにならず、電氣事業法三十九条を適用しようとし、この法律を提案しようとしたか、その見解に至つた経過と、そのために電氣事業審議会に諮問をされたというところについてのお考えの根本的な問題、これは政治的でないですか、長官でなく、大臣に政治的な立場からその見解について明らかにしていただきたいと思ひます。

○河本國務大臣 電氣事業のコストをできるだけ安くするということのためには、増資をしますと、やはり一割前後の配当はどうしてもしなければいかぬわけですね。そうすると、それに對していろいろな付帯の経費もかかるとして、一割の場合には約一割八分ぐらいなコストにつくようでありまして、一割二分ということになりますと、二割二、三分ということになりますので、大変なコストになります。そういうことで、やはり社債を發行して資金を調達するというのが電氣事業のコストを下げる非常に大きな要素だと私は思ふのです。中には借入金でやつたらどうかというふうなことを言われる人もありますが、やはり安定した外部資金ということになりますと、社債の方がはるかに安定した資金でございまして、資本金に準ずるとさへ言われておるわけでございますから、安定した外部の資金を調達する、しかもコストを安くしていく、こういう意味におきまして、今回四倍という枠に拡大をしていただくというお願いをしたわけでございます。

○増田政府委員 今回お願いしております社債限度枠の拡大でございますが、これは、従来から電氣事業法に基づきまして商法の一般原則の特例を電力についてだけは認められておつたわけでございます。ただ、最近の情勢に照らしますと、今後の十年間の電力の必要設備を建設いたします費用というものは相当膨大でございます。これに對しまして、資金調達の面で各種の調達の源泉、たとえば増資をやるとか、あるいは自己資金の充足をやる、あるいは借入れをやる、債券を發行する、あるいは財政資金を受ける、各種の資金調達の源泉から判断いたしますと、やはりこの際、社債の枠を拡大することによりまして必要資金を確保することが必要であるということで、今般社債

枠の拡大の御審議をお願いしているわけでございます。また、ガス事業につきましても、これは従来商法の一般原則であつたわけでございますが、これにつきましても、電力と同じように、やはり設備の増強というものが必要になってきておりますために、今回特例として二倍に上げていただくということをお願いしている次第でございます。

○佐野（進）委員 大臣、いま長官から答弁があつて明らかになっておるわけですが、いわゆる商法の二百九十七条による社債發行限度ですね、これは電氣事業に對して存在したのを、今回ガス事業に拡大し、電氣の場合は四倍にする。設備投資という形になってくると、公益性を持つ事業は電氣、ガスだけでなくいろいろある。しかし、電氣事業、ガス事業というのは、通産大臣の所管の中においては最も大きな公共性を持つ事業であります。

しかし、電氣事業、ガス事業だけを公益性を持つ事業だからといってこういうような特別の優遇をするという形になってくるといたしますと、一般企業、商法二百九十七条によるところの企業との格差がますます広がる中において、経済界におけるところの一種のトラブルといひましようか、そういうものが発生する懸念というものが当然予想されるわけでありまして、これらの点については、発生いたしてきましか、あるいは発生する懸念というものは将来ともありませんか。この点は老練な長官が聞くわけでありまして、大臣の見解をお聞きしておきます。

○河本國務大臣 この事業債の發行予定枠は、大体一兆九千億ぐらいになるというふうに承知しておりますが、その中で電力債が約一兆を占めるということになりますと、これは發行方法、發行時期等をよくよく考えまして、他の事業債との間に摩擦を起さないようにやはり配慮していく必要があらうかと思ひます。

○佐野（進）委員 こういう基本的な問題を質問し

続けていきますと、ちがいが明かないほど長くなるわけでありますから、原則的な面での質問として一応終わりたいと思います。しかし、私がいま質問を続けてまいりましたその基本的な考え方については、御理解がいただけたらと思うのです。

そこで、私は、そういう考え方に基づいて、この法案を審議するその中で、幾つかの問題点があるわけです。それらについてはすでに明らかにされてまいりました点等もございしますので、できる限り重複を避けて質問をしてみたいと思うわけでありますが、われわれがこの法律を審議しながら、果たして賛成すべきか反対すべきか、いや反対しなければならぬのではないかと、反対することの方がいいのではないかとという考えにどうしても陥りやすい数点について、質問をしてみたいと思います。

第一点は、いまだ質問してまいりました引き続きでありますが、社債発行限度額を特例法として出した、こういう点が、先ほど質問申し上げました電力、ガス以外の各産業界における抵抗、いま言いました一兆数千億円のいわゆる社債発行限度額の内部における取り合い等々の問題もございするけれども、そういうような抵抗のために特例法としたのではないかと。本来、特例法として存在する意味がないのではないかと。

いわゆる電力事業、ガス事業とも、公益事業として、国民生活の将来長期にわたるこのそれぞれの事業から受ける利益、供与されるものを受ける利益というものを考えていった場合、十年間にいまの倍の施設をつくらなければ国民需要に対応できないと言われているわけです。そうすると、十年たつてから、その後はもう対応しなくてもいいのだ、すべての設備は終わったとは言えないと思うのであります。とするならば、時限的な法律にしたことは、本来この法律の体系としては不合理じゃないですか。

特にガス事業の場合には、先ほど質問する時間的余裕がありませんでしたから打ち切りましたけれども、二倍にすることすら本来積極的な意欲をお持ちになつていない。むしろエネルギー庁あるいは通産当局の方から、どうです、あなたも入りますか、電力会社の方から、入ってくれませんかというような誘いに乗ってきたようなそぶりがあるわけですね。われわれの接触した感じの中でもうかがえるわけです。

そういういたしますと、そういうようなことを前提にした場合、この特例法をつくつたのは、十年という条件をつくるという形の中において、当面ここ一、二年ということでは法律の体をなさぬから、まあ五年にしようか、十年にしようか、しようがないから十年にしようかという程度で、十年というのが決められたような感じがしてならぬわけでございます。そうじゃございせんか。十年というの、一体どういう根拠に基づいてこれを出したのか、その見解をひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○河本國務大臣　まず第一に、電力またはガスというふうな公共事業でございしますが、これは非常に莫大な設備投資を要するわけでございます。先ほど申し上げましたように、六割台の経済成長に必要な電力をつくるだけで四十八兆円という、電力以外の産業ではとても考えられないような莫大な設備投資を要するということが一つ。

それからもう一つは、昨年一カ年間、政府の方でもいろいろエネルギー問題について作業をいたしまして、昭和五十一年から六十年までのエネルギーに対する具体的な見通し、それから経済成長に対するおおよその見当はついたわけです。

ただし、十年の間には新しいエネルギーもほとんど開発されておりますし、十年先以上というところになりますと、具体的にいまここで作業して、いろいろな経済見通しを立てるということとはむずかしい。であるから、とりあえず具体的な計画の立つ十年間だけはひとつこういうことでやってみよう、そして十年間これをやってみて、十年目が近づいた段階において、将来どうなるかという

ことをもう一回エネルギー全体について作業してみよう、そういうことで十年の限時立法ということにしたわけでございます。

○佐野進委員　エネルギー庁長官、いま大臣がそうお答えになりました。私は、当面一、二年の間における急場をしのぐとする意味においてつくつたのじゃないかという、これはちょっとうかつな見方になるわけですが、そういう質問をしていくわけですね。そうすると、さっき言ったとおり、五年でもいい、十年でもいいというように形、片やこういう法律を特別出すなんということになる、他の産業との格差がますますひどくなる、そういうところは抵抗がある。いろいろな形の中で、いま大臣が政治的な発言をされたように、十年ぐらいいいのだらうという一種の漠然たる見解のもとに十年とされた。

ガスの場合はわかるのですよ。積極的ではないけれども、十年たつと、これこれこういう事業計画で、こうなつた場合、ガスが無原則に需要が広がるといふことはないわけですね。一定の地域の中で広がっていくれば、プロパンガスあり、代替エネルギー等もあるわけでございますから、それはないわけですね。しかし、少なくとも電力の場合においてはそれがわからない。五年先、十年先、予測はできるけれども、その状況はわからない。それを十年という形にしたのは、十年たつてもまだこの法律をさらに十年ぐらいい、五年ぐらいい延長するという可能性があつてやつたのかどうか。いろいろな想像が出てくるわけです。われわれはその点がちつともわからないのですよ。

だから、本当の業界の圧力なり大臣が要請したという形の、政治的な判断で、ただやみくもにこの際四倍にしておけばいいのだという形の中でやつたのじゃないかということ、そんないいかげんな法律なんか通さなくてもいいのじゃないかという見解につながるわけですね。この点をもう少し具体的に説明してください。

○増田政府委員　今後の十年間、電力及びガスがどれくらいの需要になるかということにつきまし

て、昨年の半ばまで各種の作業をいたしましたし、また、それを達成いたしますためにどれだけ資金を要するかということにつきまして、電気事業審議会の中に資金問題懇談会を置きまして、これもたしか十二回の会合を行ったように記憶しておりますが、あらゆる角度から必要資金というものを検討いたしましたわけでございます。

その結果といたしまして、現状のままでありますと、電気につきましては四十七兆円の必要資金という計算になつたわけですが、それに対して調達の面で相当な不足がある。これは具体的に言いますと、昭和五十年から五十五年で約五兆円、それから五十六年から六十年で約十二兆円という数字が出たわけでございます。これに対する対策として、今回御審議を得ております社債の枠をどうしても拡大しなければならぬという結論に達しまして、私どもの方でこういう提案をいたしましたわけでございます。

それから、十年後どうなるかというたまたまのお話でございますが、大体今後の十年間がいろいろ設備投資につきまして最も資金需要があるという計算でございします。そういうことで、この法律は限時法になつておりまして、ただし、十年経過いたしました後の経過期間を十年置いておるわけでございますが、その経過期間にありましますように、十年の経過期間を終えましますときにはもとの原則に戻るといふことで、電気については二倍、ガスについては商法の原則に立ち戻るといふことで、これでやつていくのだらうということを考えておるわけでございます。

それで、この十年間に非常に設備資金が要つて、じゃ、その後の十年はどうなるのだらうという問題がございしますが、これにつきまして特に問題になりますのは、今度の四十七兆円の中にも約六割は送電、配電関係でございまして、これの整備を行わなければならないという問題が出ております。この整備については、恐らく十年をもつてピークが過ぎて後、送電、配電の関係の設備投資というものは相当減るだらうと私は思つてお

ります。また、発電関係は約四割を占めておりますが、これにつきましては、石油依存というものが非常に大きくて、このためにエネルギー供給が非常に不安定になっておるとい問題につきましても、このエネルギー構造を変える点が出ております。これにつきましては十年たてば大体完了するといものと考えております。また、設備投資の中には公害設備というものが相当含まれておりますが、これにつきましては十年間で一つの区切りがつけられる、後は正常ベースでふやせばよろしいといことで、既存設備につきましても各種の設備をつけるものがここに集中するといことでございます。

そういう意味で、十年間というものはただ一応のめどとして置いたわけでございせんので、十年間の需要を計算し、十年間における設備資金といものがどれくらい要るか、そしてまた、その調達はどういうようになるかといことを計算いたしました。十年目に、今度の法律が通りましたら電力につきましても大体四倍の枠になるわけでございますが、大体三・七から八ぐらいのところ、これで今後はむしろその率が減る。また、ガスについては最終的には一・六から七、むしろ五十五年の方が少し高いわけでございますが、そういうことで、これも六十年を過ぎますと一応下がりきみになる、こういうことで、決して恣意的に十年とか、あるいは特例法だといことで十年にしておこうといことではございません。

○佐野(進)委員 大臣、そういたしましたら、いまの長官の御説明や大臣の説明等を聞きますと、これは最後の疑問ですが、なぜ本法の改正でこれを行なわなかったかという気になります。本法の改正をして、十年たつてそれが必要なら、十年といものはずいぶん長いですから、それを改正してもいいわけでしょう。これは、二年や三年なら一応特例としてやってもいいけれども、十年というのは相当期間が長いですね。そして、いま言われたように設備投資につなげていくといこととありますから、そうしたら、十年たつたといこと

きに法律を変えるといことは決して不自然ではないですね。ならば、なぜ本法としてそれを改正をしなかったか、特例法としたか、この点、ひとつ見解を明らかにしていただきたい。

○河本國務大臣 これは長官から説明をさせます。

○増田政府委員 ガスと電力につきましても、それぞれ社債の枠の拡大が今年度から必要であるといふことでございしますが、これにつきましては、この枠の拡大の方法として、ただいま先生から御質問がありましたように、本法の改正、つまり商法の改正及び電気事業法の改正でこれを処理するとい方法はあるかと思ひます。ただ、今回の法律改正につきましては、先ほど相当長く御答弁申し上げましたが、十年間でこれはめどがつくので、将来ずっとにわたつて枠の拡大は必要がない。また、これは特例でございしますので、先ほど先生から、ほかの業界との関係その他の御指摘がありました。ほかの業界から、電力、ガスだけを非常に優遇してけしからぬとい声は私も聞いております。しかし、いずれにいたしましても、電力、ガスに対して特例をしくわけでございします。これは必要な時期だけにむしろ限るべきであるといことで、本法の改正でなくて、十年という期限を限つて特例法で持つていく。

また、特例法について各種の立法例を調べますと、十年間の特例法といものが幾つもございます。すので、法制局とも相談いたしました。今回の法律につきましても、ガスと電気に限つた特例法といふことで十年の限時法を出す。しかも、その限時法でございしますが、これは十年たちますと完全に効力を失ふとい規定もはつきり掲げております。普通のように、十年たつてから見直し規定とか、あるいはそのときに廃止法律を出すといこととでなくて、十年にはつきり限つた法律の形式を出しまして、特例法としてこの十年間の資金調達について措置をする、こういう趣旨になつております。

○佐野(進)委員 これは私どもの見解となかなか

かみ合わないわけでありするけれども、そういうような考え方であるといことで、一応答弁を聞いておきたいと思ひます。

そこで、大臣に質問したいのですが、いままでずっと議論してまいりました。結果的に三十九条の改正によつてこの特例法をつくつていくのだ、こういうことで、商法二百九十七条の改正はこれを行なない、こういうことになつた経過の中で、結果的に資金調達の問題が、公益性を持つ電気事業としての形の中においていろいろ優遇措置が講ぜられてゐる。その優遇措置を講ぜられるとい形の中で、どうしても電力料金の値上げ問題を初め、先ほど参考人にも聞いたのですが、昭和二十五年電力が九分割された以降の約二十数年後に

おける今日の段階の状態として、この種の電力債の枠の拡大等を含むいろいろな問題の中で、すでにこの体制そのものに對して検討を加えるべき時期に来てゐるのではないか。料金の問題、あるいは電源立地の問題、さらにはその他設備の問題等々、社会的な問題になりつつある多くの課題をかかえている現体制がそのまま好ましいのかどうかといふことについては、もはや再検討の時代に来てゐるのではないか、こういう意見も、また考え方も当然あるわけであります。

私は、そういう意味において、この特例法案といふものが社債枠を四倍にする、特別の商法二百九十七条の一般法としての形の中でなく、特例法としての形の中における改正という処置の中でこれを直す、そういう形の中で現体制をそのまま存続することがいいのかどうかといふことについては大いに疑問があると思ひますが、現在の電気事業、いわゆる電源開発を含めたそれらの問題について、通産当局としてはどのような見解をお持ちになるか、最初大臣からお聞きし、その次に長官から見解をお示しいただきたいと思ひます。

○河本國務大臣 現在の電気事業を經營しております企業体制、九電力と電源開発、この十企業体制の企業形態といものは、私は満足すべき發達進んでおると思ひます。電気事業を進めていく上におきまして十分機能しておる、こういうふうには解いたしておりますので、現在の体制については十分監督をしなければなりませんけれども、体制そのものを變えていく、こういう考え方はございせん。

○増田政府委員 電力の体制の問題につきましても、ただいま大臣から御答弁申し上げましたとおり、私どもとしては九電力プラス電源開発株式会社の十電力体制といものが大きな効果を發揮している、こういうふうには思つております。ただ、これにつきましては昨年この十電力会社が発表いたしましたいわゆる広域運営あるいは広域建設、開発といものは、やはりこの十電力体制のもとに今後の新しい需要に適應して設備の増加を行いますときに、これを効率的にやるためには、従来のような九電力といものがそれぞれ自分だけでやるといふ形は、相当限界があると思ひます。そういう意味で、企業体制としては冒頭に申し上げましたように現行の体制といふままで、しかしながらその運営においてはさらに広域運営といふものを相当加味していく必要がある、こういうふうには思つております。

○佐野(進)委員 そこで、これからいふゆる社債枠を拡大し、先ほどお話しになりました四十八兆円から五十兆円近い設備投資を行うわけであります。そういたしますと、それだけの膨大な資金を投入して、それぞれの設備をつくつていくわけであります。結果的に、向坂参考人の方からも話がございしたけれども、いわゆる電源開発行為としては原子力発電が資金的に一番高いウエイトを持ち、かつ、発電力においても高いウエイトを持つ、そういうような形の中で、水力、火力等を相補強しながら供給を行う設備をつくり上げていく。

そうなりますと、どうしてもこれだけの膨大な五十兆円にも上る資金を投入して、これから十カ年間にそれぞれの設備をつくり、現行の施設の約倍の能力を發揮させる新施設をつくるといこと

になりますと、もはや水力発電では、立地的にもあるいはその他の見地から言いましても、これはほとんど限界にきている。火力においてもオイルショックその他において非常に大きな経費がかかるという形の中において、原子力に依存せざるを得ない面がある。しかし、この原子力といえども、ウラン鉱の入手難、あるいは価格の高騰等、新しい課題に直面しなければならぬ。こういうようないろいろな難問がこれから出てくるわけであり、そういった面を、たとえば北陸電力、東北電力というような一つの地域性に基づくところの電力会社がそれぞれの立場においてそれぞれの条件に対応した設備を果たして設置し得るかどうかが、設置し得たとしても、それが果たして思うように機能できるのかどうか、これはだれが考えても相当むずかしい。

いま長官から公益性という名のもとに御説明がありましたけれども、この膨大な設備、十年の期限立法とはいわぬが、これらのお金を使ってそれをされるということになりますれば、これから大臣に対する質問であります、いままでは効果を上げたのは当然、私ども効果を上げていないとは言っておられないのであります。しかし、これらの電力行政のあり方、電力会社のあり方等々については、もう少し根本的な立場に立った、いわゆる既存の権益を侵すとか侵さないとかという点ではなくて、国民の立場に立って電力行政ないし電力会社の運営等について一定のお考えを示す時期にきているのではないですか、また、そういう検討をなさるべきときが必然的に来るのではないのでしょうか。それに対して通産当局が一定のプランをお持ちになることは、その責任として当然あるべきものではないか、こう考えるわけですか。この点、大臣の見解をお聞きしておきます。

○河本國務大臣 現在の体制は二十数年の上に積み重ねられてきて、ようやく完全に軌道に乗ってきた、こういうことだと思ふのです。この機構をいろいろ頭の中で考えまして、これを変えていき

ますと、やはり軌道に乗るまで相当時間がかかりますし、混乱が起りますし、現在で何か不都合でもあれば話は別でありますけれども、大体うまくいっている、こういうことでございますから、現在の体制は変えませんが、たとえばことしから始めようといましております九州の松島火力電力でございますが、これなどは複数の電力会社がいろいろ協力いたしまして参加するわけでございす。事業主体は電源開発でございますけれども、関係するところは複数の企業が参加をいたしまして、そして広域的にこれを建設、運営していただく、こういう考え方でございす。こういうふうな考え方が各地にこれから出てくると思ひます。

でありますから、そういうふうな運営の面を工夫しながら、また、通産省にいたしましては監督の面を強化しながら、その面を通じていろいろ創意工夫を加えていく、そういう形で最も能率的な運営をしていきたい、こう思っております。

○佐野進委員 私どもがいろいろな新しい見解を出しますと、大臣は、現行の運用でまあまあやっているのだから、これを整えずして手をつけることはしないじゃないですか、行政指導をやれば、あるいはもう少し指導を強化すれば云々というふうな形でとかく時をお過ごしになるわけですか。しかし、われわれの見解がやがて現実の問題として、当然その問題の組上に取上げられなければならない、いままでの経験から言っても間違いないことも多いと思ふのであります。

そこで、いまの問題、ここで体制も変えなさいなんというのを質問を続けてもどうにもならぬわけでございますけれども、ただ、先ほど来参考人の御意見をお伺いし、われわれが検討し、審議の経過を通じて、すでにいまの電力会社の体制の中で運営することについて、あるいはこれから新しい設備投資をすることに対して、相当体制上の無理があるということだけは、これはだれしも否定することのでき得ない状況であらうと思ふ

のでございます。

したがって、その体制上の無理を、料金の値上げであるとかあるいは社債の拡大であるとか、あるいは人事の刷新であるとか、あるいはその他いろいろな措置の中で乗り切られようとするのでありますから、それはそれとして、私もその努力を何もそれがいけないのと申し上げる必要はないと思ふのです。ただ、電力が国民生活の上に絶対欠くことのでき得ない重要な事業であるとするならば、それに対して直接指導監督をする立場にある通産当局として、単に電力会社の意見に振り回されるのではなくして、電力行政全体の立場から、体制の問題いかにあるべきかということについて少しく検討をなさるべき時期にきているのではないかとこの意見だけを申し上げておきたいと思ひます。

そこで、そういったしますと、結果的にいま大臣の御答弁で明らかにされておられることは、現行体制の中で五十兆円に近い設備投資をこれから十年間に行っていく、そういうことになるわけであり、その設備投資を行っていく際、最も問題になるのは、先ほどたびたび私も申し上げておりますが、その設備を行う立地の問題、土地の問題ですが、それからその設備を行う対象、いわゆる原子力でいくのか、あるいはまた水力でいくのか、あるいはまた火力でいくのか、こういう問題になってくるわけですか。この五十兆円の中においては、先ほど参考人から見解をお聞きいたしましたけれども、政府として、通産当局として、この新しい九千六十万キロワットの出力を出す設備の具体的なその主体は、どこにどれだけのパーセントをお考えになつておられるのか、この点、ひとつお示しをいただきたいと思ひます。

○増田政府委員 昭和六十年度におきます電源構成というもののについて簡単に御説明申し上げたいと思ひますが、現在、昭和四十九年の九千二百五十万キロワットを一億九千二百二十万キロワットにふやすわけでございますが、この一億九千二百二十万キロワットの構成について従来との差を申し上げ

げたいと思ひます。

水力につきましては大体横ばいということで、水力は四十九年におきまして二四・三％でございますが、これを二一・六％ということで、電源構成としては若干の低下でございます。ただ、実績におきましては二千二百五十万キロワットから四千三百三十万キロワットにふやす。これは絶対量が倍になりますので、そういう数字でございます。こういうことで、水力についても相当重点的に設備投資を行います。特に揚水発電につきましては千二百五十万キロワットの建設を今後十年間に行おうという計画になっております。

次に、火力について申し上げますと、火力の中で現在その大宗を占めております石油でございますが、四十九年度におきましては三二・六％、約三分の一に減らすということでございます。

それから、石炭は、現在の五百五十万キロ、五・五％でありますのを、九百六十万キロ、五・五％。これは実際にこの十年間で新設いたします石炭火力は約六百五十万キロワットでございます。従来の古い設備を入れかえるというのがございまして、この差は四百五十万ですが、実際には六百五十万キロワットを建設することでございます。

そして、特に新しいものとして今後考えておりますのがLNGと原子力になるわけですが、LNGについては申し上げますと、現在は二・八％を一四・一％に持つていくということで、二千六百九十万キロワットというものに持つていく。

それから、火力の中にもう一つ残っております地熱発電がありますが、これは環境の保全その他いろいろな問題がありますが、二百五十万キロワット、一・一％の構成にするということでございす。

そして、原子力でございますが、これは四十九年実績が三百九十万、四・二％ですが、これは今日現在ではもう六百六十万キロワットになっておりますから、比率をいたしまして七・八％になっておりますが、これを昭和六十年度におきまして

四千九百万キロワット、二五・六%の比率に持つていくことでございます。

これが二五・六%は非常に多いような数字でございます。また四千九百万キロワットの達成についても今後なされなければならない点があるわけでございますが、ただ、御参考申し上げますと、たとえば欧州、フランスとか、ドイツとか、あるいはその他の国々におきましても、総エネルギーの中の原子力というものを大体一四ないし一五%に持つていく計画になっております。アメリカもいわゆる自立計画では一三%以上というものに持つていきますが、この四千九百万キロワットの計画は日本の総エネルギーの中の九・六%でございます。そういう意味で、最も石油依存が大きく、他のエネルギーに転換が必要である日本におきましての伸び率がむしろ他の諸外国に比して若干低いということも、諸外国から言われているような実情でございます。

それから最後に、今後の必要の資金四十七兆六千億の中でこの原子力に振り向ける分は約十兆円でございます。四十七兆円の中の二一%という構成でございます。そういうことで、今後の設備資金がすべて原子力に行くと、原子力発電の推進ということではございませんので、原子力もその一翼を担う、こういうことでございます。

○佐野(進)委員 時間がなくなりつつありますので、締めくくりに質問をいたしたいと思ひます。いままで、私は、この法律案の内容で疑問とする点について教点質問を続けてまいりました。結果的に、最終的に、いま長官が説明されておるうちに、原子力の発電力の強化ということが、資金的には少なくとも、供給面においてはこの法律案の内容として相当高いウェイトを占めておるということが明らかになったと思うのであります。したがって、この原子力発電所の建設ということは多くの問題点をはらんでおるわけでありまして、すでにその問題点が明らかにされながら、反対運動等も起し、そういう面に対する緩衝的な措置として、電源三法の立法等も行われておるわけ

ありますけれども、いまなおこれらの問題については多くの不安を抱く人たちのあることは事実であります。

したがって、私は原子力発電がその一定の役割りを果たしておるという基本的な問題まで否定するわけではございませんが、この大衆的な不安というものを除去する努力なくして、資金面の強化、あるいは設備投資、あるいは景気浮揚という名のもとにこれらの事業を遂行するということは、きわめて困難な前途を予測せざるを得ない、そういうような気がするわけでありまして、

そこで、時間も来ましたので、大臣と長官に締めくくりに質問をしてみたいと思ふのであります。先ほど来申し上げておるとおり、いまここで重複する時間の余裕はございませんが、要するに、体制的な変革を含む新しい時代に対するエネルギー供給方式として、原子力発電の建設を含むこの事業の執行に当たっては、一法律案が成立した結果としてそれを執行するに当たっては、いままで起さつたあつたものもろの問題に対して積極的に対応することはもちろん、将来発生するであろうと予測される諸問題については、体制、景気その他先ほど来申し上げた多くの問題について万全の措置を講ぜられることが絶対必要不可欠なものでないか、こういうぐあいに考えますので、その基本的な考え方について大臣と長官の見解をお聞きして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○河本國務大臣 これからは原子力発電が一つの大きな課題になるわけでございますが、これを推進するにつかまはしては、安全の問題と環境保全の問題、この二点を特に重視をして、これに努力を集中してまいりたいと思ひます。

○増田政府委員 大臣と同じでございますが、原子力発電につきまはしては、現在あります問題の解決、また今後起こります問題の解決につきまはして、安全の確保、環境の保全その他あらゆる問題の解決に万全を期しつつ努力をいたしたいと思ひます。

○安田委員長代理 野間友一君。

○野間委員 去年の十月一日付の電気事業審議会「電気事業の資金問題に関する意見」というのがあります。この中で電力需要の長期見通しによりまして、先ほども話がありました。五十年から六十年の電力需要の年平均の増加率が六%程度ということになっております。これは四十年代の二%の約半分になるわけですが、この総電力需要の増加量はどうなるのか、率ではなくて、実数でひとつお示しを願ひたいと思ひます。

○増田政府委員 電力需要は、これは年々非常に上がつてきておりますが、ただいま御質問のございました四十一年度から五十年、それから五十一年度から今後計画いたしております六十年の数字について申し上げます。

まず、四十一年度から五十年の総需要の伸びでございますが、四十一年度におきます総需要は千九百億キロワットアワーでございます。五十年におきます総需要は約四千二百二十億キロワットアワーでございます。そうなりますと、四十一年から五十年の増分というのは、その差し引きの二千三百二十億キロワットアワーということになります。これはもう一つは最大電力あるいは年度末設備の問題でございますので、設備だけを申し上げますと、四十一年度の実績は三千九百七十万キロワット、五十年は九千九百八十万キロワット、これは五十年末の設備でございます。その差を申し上げますと、四十一年度から五十年までの増加は六千十萬キロワットということになります。

引き続きまして、五十一年から六十年というものの伸びを申し上げます。これは先ほど五十年の数字を申し上げましたので、一応六十年の数字というのを申し上げますが、六十年の総需要が八千五百五十億キロワットアワーでございます。五十年が先ほど四千二百二十と申し上げましたが、初年度の五十一年度が大体四千五百という推定でございますので、その差額、つまり五十一年度から六十年の十年間の増加、差額は三千六百五十億キロワットアワー、また年度末設備で申し上げますと、六十年の年度末設備が一億九千二百二十万キロワットでございます。五十一年度から六十年度の差額は八千七百三十万キロワット、こういうことになります。

○野間委員 この実数で見ますと、パーセントでは約半分、こういうふうになりますけれども、実数に置きかえて見ますと、その総電力需要が、いまのお話にもありました。五十年代では三千六百五十億キロワットアワーと、もう物すごい速度で伸びることになると思ふのです。

これは五十年代は四十年代の約一・七倍の需要の伸びというような想定でされておると思うのですけれども、この需要の想定ですね、これは具体的にどういう理由あるいは根拠でこういふようになるのか、これをひとつお示しいただきたいと思ひます。

○増田政府委員 今後の十年間の需要の伸びにつきましては、基礎といたしましては、今後の実質成長率がどれくらいになるかというものを基礎として計算いたしたわけでございますが、四十九年度から六十年の実質成長率大体六・三%、これは四十八年を基準にとりますと、下がりました五・六%になるわけですが、四十九年が若干引つ込んでおりましたので、そこで六・三%になっております。それに対して電力の需要というものが大体同じ、しかしながら、それに対しての設備や予備率その他を勘案いたしまして、年率約七・〇%の伸びということで見ておるわけでございます。

ちなみに、過去の数字を申し上げますと、四十一年度から五十年、先ほど私が申し上げました数字で伸び率をはじきますと、設備の伸び率は一〇・八%ですが、この中には四十九年、五十年の落ち込みがございますので、四十一年度から四十八年度のいわゆる八年間高度成長で、あと石油危機が来たまでの伸び率を申し上げますと、一一・四%ということでございます。そういう意味から言ひまして、今後絶対数では非常にふえておる、

先生御指摘のとおりでございますが、率では相当の落ち込みになる、こういうことになりまして。

○野間委員 参考人にも若干聞いたわけですが、電灯と産業用電力の今後の需要の年平均の伸び率を見てみますと、電灯が七・六％、産業用の電力が六・五％ということになっております。これは通産省からもらった資料、電気事業審議会の中間報告です。用途別のものでありますが、そうなっております。これについても率でなくて実数で見えますと、四十九年の実績を基準といたしますと、電灯の需要増加は六十年までで八百九十四億キロワットアワー、一方産業用の電力は二千六百七十二億キロワットアワー。産業用電力が電灯の約三倍になっておりますけれども、これは考えてみますと、五十年代の電力の設備増強計画も、四十年代に引き続いて産業用電力の大幅な需要増加を見込んだ計画ではないかというふうに思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○増田政府委員 今後の電力の需要につきましては、先ほど申し上げましたように、四十八年を基準にいたしまして、六十年までは大体GNP成長率と同じように五・六％を見込んでおりますが、その中で産業用の電力の伸びは五・一％、それから家庭用電力の伸びは六・九％ということと、若干家庭用電力の伸び率が高いわけでございます。ただ、これにつきましては、家庭用電力の需要量の伸び以外に、いわゆるピーク時におきましては、それだけ設備投資の方には大きくかかってくるというものが出てくるわけでございます。

○野間委員 総じて先ほどからお聞きしておるのは、率で言いますといかにも四十年代に比べて低下をしておるようだし、あるいは家庭用と産業用を率で比較するとなんですけれども、実数で見ても、実際は産業用の電力が非常に大きな伸びを示すということが明らかになっておると思うのです。需要想定に基づいて設備計画が作成されるわけですけれども、先ほど若干長官が触れましたが、最大需要電力と供給能力との差、つま

り供給予備力を確保することが安定供給の義務を果たす上で非常に重要視されておるという点から、この供給予備率はここ数年間一体どうなっておるか、その推移を説明願いたいと思っております。

○増田政府委員 六十年におきます予備率、先ほどから御説明申し上げました数字の基礎となっております。予備率は九・八％でございます。五十年代がたしか二・三％になっておりますが、これが九・八％ということと計算いたしております。

○野間委員 過去のを見ても、これは間違いがあれば訂正していただきたいと思いますが、四十三年が七・四％、四十八年が三・六％、四十九年になりまして一七・二％というふうに、非常に予備率が多いわけですね。これは間違いありませんか。

○増田政府委員 先生のお挙げになりました数字のとおりでございます。理由は一、何年かということ、それから四十九年度は前年度に比べて最大需要電力の増加率は一体どうであるのかということ、それから供給能力は何％ふえたか、こういう点について少し数字をお願いたします。

○増田政府委員 四十八年度に非常に予備率が減ったわけですが、これは、四十八年度は石油危機の直前の非常に経済も好況時の分が相当多くこの間に入っております。もう一つは四十八年の夏の非常に暑かったのと、それから若干電源立地のおくれによりまして電力供給が間に合わなかったということと、予備率が三・六％と、四以下になりました。このために、このときにおきましては中部及び関西地区において大口電力使用者に対するピークカットの要請をいたしましたわけでございます。ところが、四十九年度になりますとこれが一転いたしまして、供給予備率が一七％になったわけですが、これは、電力需要が従来毎年一〇％ぐらい上がつておりましたのが、前年度に比べてましてむしろ二％の減少になった

いうことで、ここに四十九年の産業活動の停滞というものがあらわれまして、供給予備率が非常に大きくなったということでございます。

ただ、今後の見方といたしましては、予備率は九％プラスアルファということが言われております。この長期計画につきましては、適正予備率を一応一〇％に立てるということで、長期計画における予備率の見込みは、五十五年におきましては一・一％、六十年におきましては先ほど申し上げましたように九・八％で立てておるということとでございます。

予備率については以上のとおりでございます。○大永政府委員 四十八年度の設備能力が八千四百百万キロワット、四十九年度が九千二百百万キロワットでございます。その間九・五％の設備能力の増大になっております。

○野間委員 四十年代は高度経済成長ということと、そういう意味は比較的安定して経済成長も伸びてくるし、また、電力の需要もそれなりに安定的に伸びてきたと思うのです。ところが、石油ショック等々の中でその後四十九年、五十年には激変したということと、予備率を見ますと非常に激変しているわけですね。

〔安田委員長代理退席、武藤(嘉)委員長代理着席〕
ですから、四十年代を見ますとほぼ安定しておったのが、それが非常に激しい変動の中で狂ったというところ、要するに不況の中で需要が減ったということが予備率を非常に高めた。この逆のこと、四十年代に比べて五十年代はそれぞれ不安定な時期の中で予備率が高くなったり、極端に低くなったり、いま平均して一〇％前後というお話がありました。そういう事態の変動の幅、波が四十年代に比べて非常に不安定な時期が予測されるのですけれども、そういう点についてはどういうようにお考えなのか。

○増田政府委員 ただいま御指摘のありましたように、電力の需要の部面におきまして、また供給部面におきまして、非常に変動する要因がござ

います。

供給の部面で言いますと、現在、水力発電の占める率はそれほど大きくはございません。先ほど申し上げましたように大体二〇％前後でございますが、濁水が続きますとやはり供給力について相当の減少が生ずる。また、特に現在は最大電力というものが出ますのが八月でございます。八月が非常に暑かったり、またその暑さが非常に長く続きますと、これによって電力の需要が急速にはね上がるということとでございます。そういう意味から言いますと、従来七％ぐらいの予備力というもので正當に供給ができておったわけでございますが、今後のことを考えますと、先ほど申し上げましたように長期計画としては一〇％前後の予備率を組むということとでございます。

ただ、これによりまして、いま御指摘のありましたように非常にフラクチュエイトする内容でございます。その場合には需要家の協力を得ましてピークカットその他を行う、あるいは八月でございますので、休日の振りかえその他、大口の産業については協力をしてもらうということと、その調整を行わざるを得ないと考えております。

○野間委員 経済成長が一〇％以上という率でかなり伸びておったことに比べて、今後の経済成長は五％ないしは六％というような予測がされておりますが、そうなりますと、それだけの違いがある場合を想定しますと、計画される場合の予測が狂えば、たとえ一％狂ってもかなり大きな狂いを生ずるのではなからうかというふうに考えるわけですか。

そこで、需要想定される場合に、そのような不安定な五十年代と申しますか、いろいろな波が出てくるというようなことを十分想定された上でやられたのかどうか、その点はどうかでしようか。

○大永政府委員 十年間の電力需要の想定に当たりますと、産業構造審議会を出しております「産業構造の長期ビジョン」というのがございまして、その中で、あらゆるファクターからいろいろ

な産業あるいは民生需要の伸びを想定しておるわけでございます、これをベースにしてはじいたものでございます。

○野間委員 次に伺いますが、現在の設備の利用率は調査されたかどうか、されたとすればどういうふうになっているのか、これは負荷率でも結構です。

○大永政府委員 専門的に申しますと、平均電力と最大電力との比率を負荷率というふうに言っておりますが、この負荷率につきましては、昭和四十年代を通じて逐年若干ずつ低下する傾向にございます。四十九年度の実績では六一・八%でございますが、今後の推定としましては、五十五年度五八・七%、それから六十年年度五八・一%というふうな推定をいたしております。これは、今後におきまして電灯需要及び業務用需要が伸びてまいります、その伸びてくるファクターとしまして冷房需要の増加が大きいわけでございます。そして、そういうことから、夏のピーク時に非常に急激に需要が増加するということからいたしまして、いまの負荷率が低下するという問題が生ずるわけでございます。

○野間委員 五十年度の上期の有価証券報告書、これをもとに各社別の設備利用率というものを試算したわけですが、それによりますと、九社合計の設備の平均利用率が、全体で四九・二%、火力が四八・九、これは水力もそうです、原子力が五八・四というふうな数字が出てきたわけですが、これをいままでの負荷率の推移を見ますと、日本の場合には、先ほど参考人にも私、聞いたわけですが、年々低下をしておるというのが一つの特徴ではなからうかと思うのです。これは、たとえばイギリスの場合には、六八年が五一・五、これが順次五一・九、五二・五、五三・七、五五・八というふうに移りましております。西ドイツもそうで、数字は「電気事業便覧」の中にありますが、日本の場合にはずっと負荷率が落ちておるわけですね。ヨーロッパと逆の傾向、現象を示しているということ、先ほど申し上げたように、私の試算によ

りまして四九・二、これは五十年度の上期の計算ですけども、この現象というか、特徴は一体どういうことになるのか。先ほど参考人から、ルームクーラー云々というふうな家庭用の話がありましたが、それだけでも、そうであれば、ヨーロッパだってそう変わらないわけですか、いかがでしょうか。

○大永政府委員 外国におきましても気候風土等によりまして相当影響をうけて、ドイツとかイギリスにつきましても、いわゆる冷房需要のウェイトがそれほど大きくない。むしろ家庭におきましてもいわゆる調理用とか暖房用とかに使われるというふうな面からいたしまして、負荷率の低下が日本ほどじゃないということでございます。アメリカ等におきましても負荷率の低下傾向が見られる。日本の場合も、先ほど申し上げましたように冷房需要の普及によりまして、非常に残念でございますが、負荷率が若干ずつ低下してくる傾向にある、こういう事情であらうかと思っております。

○野間委員 アメリカは確かに減っていますけれども、しかし、減り方が日本と比べてかなり違ってくるのです。微減ですね。ところが、日本の場合はそうでなくて、急速に減っている。この特徴はどこにあるのでしょうか。

○大永政府委員 現在、日本の一般家庭におきましますルームクーラーの普及率は、約三割程度であらうかと思うわけでございます。アメリカ等におきましては大体普及し尽しておるということでございますが、日本の場合には現在なお普及の途中というところで、そういう差が出てまいるのであらうというふうな考えをしております。

○野間委員 「武蔵電」委員長代理退席、委員長着席。あくまでルームクーラーで判断されるのはどうも解せないわけですが、カナダだってこれはほとんど変わらねえ。だから、日本だけがクーラーがもととなくて、それが急速に伸びた、それが数値となってあらわれておるというように、すべてクーラーにおかかせるのはどうもおかしいと思うのですけれども、それは間違いない事実ですか、どうですか。

○大永政府委員 クーラーが主たる要因だと思えますが、そのほか産業面におきましても、昔と比べて負荷率のよろしい電解、電炉関係、アルミとか、ソーダとか、あるいはフェロアロイとか、いろいろございまして、そういった負荷率の高い産業のウェイトと、比較的負荷率の低い機械産業その他のウェイトの変化による影響も確かにあらうかと存じます。

○野間委員 これは全体の一年間の負荷率ですか。だから、私は、どうもこれは過剰設備ではなからうかというふうに思っています。ないわけですか。標準と申しますか、モデルトなものは大体どのくらいのパーセントなんですか。

○大永政府委員 お答え申し上げます。モデルトなどと言いましても、いろいろ各国のそれぞれの事情によつて違いますが、日本でもやはり負荷率の向上には極力努力をすべきである。特に産業面につきましても、夏休みにおきましてこの休日の振りかえであるとか、あるいは昼間の電力を夜間に持つていく努力とか、そういう努力をいたしまして、極力負荷率の向上を図るべきであらうかと思っております。現在推定をしております五八%というのは、そういう意味ではどうしてもやはりその程度に維持しなくてはいかぬというふうな考えをしております。

○野間委員 負荷率が低いということは、それだけコストが高くなるということになってくると思ふのですけれども、これはいいですね。

○大永政府委員 設備償却費その他の面で、先生御指摘のような影響が出てまいります。

○野間委員 これは避けられないわけでしょうか。これはしかし、くどいですが、ずっと日本だけが急速に低下しておるということがコスト高につながるという点からしますと、不可避的なものなのか、それともやはり、負荷率をもっと高めることは必要になってくると思うのです。逆に言いますと、私はそうではなくて、いま申し上げたように、これはやはり設備が過剰じゃないかというふうに思うわけですね。この

点、どうなんでしょうか。

○大永政府委員 これは先ほど申し上げましたように、電灯とかあるいは業務用におきましますビルとかデパート等におきまします冷房需要の今後の動向、あるいは産業構造面におきまして、電力多消費型産業、いわゆる負荷形態のいいそういった産業のウェイトが減ることからいたしまして、方向としてはやはり低下の方向にあるかと存じます。が、しかし、先ほど申し上げましたように、休日の振りかえの問題とか、あるいは昼夜の電力の振りかえの問題とか、そういういろいろな方法をとることによりまして、極力低下しないように努力すべきである、こういうふうな考えをしております。

○野間委員 少し問題を変えて伺いたいと思いますが、審議会の意見書では、三十四ページにありますが、「電気事業者自身が経営の合理化、内部蓄積の充実に可能な限りの努力を傾注すべき」である、そういう記述がありますし、それから「需要家も負担し、協力を行うことが要請される。政府としても今後、電気事業の内部資金の充実について十分な配慮を払うことが強く望まれる」ということが明記されておりますが、これは具体的に何を指しているのか。

○大永政府委員 この内部資金の比率につきましては、オイルショック以前の全体におきましては、設備資金調達に占めますウェイトがおおむね半分を超えておったわけでございます。四十二年ごろにおきましては七五%内部資金で充当しておったわけでございます。しかしながら、四十九年度におきましては約二五%ということで急速に落ちております。落ちました原因といたしましては、一つはオイルショックによりまして、設備資金が非常に大きくなりまして、いわゆる簿価と時価とが乖離をした、そのために、減価償却は簿価に基づいて行なうものでございますから、減価償却額が減ったというふうな原因がございまして、それから、償却方法につきましても、オイルショック以前におきましては、電力会社はいわゆる

定率償却を採用しておったわけでございますが、オイルショック以後におきましては経営困難からこれを定額償却に変更いたしております。そういったようなことから内部資金の充当率が低下したわけでございますが、今後はオイルショックの影響も次第に薄まりまして、新しい調達設備がふえますので、だんだん償却と時価の乖離も詰まってくるというふうなところかと思っております。内部資金のウェイトも次第に増加すると思っておりますが、やはり経営者といましては資金の節約に努めまして、極力内部資金の拡充を図っていくということが必要ではないかというふうに考えております。

○野間委員 それはよくわかるのですけれども、「電源開発等設備資金の調達」というところの記述なんですが、要するに、内部蓄積を充実させる、需要家が負担し協力せよ、政府も十分な配慮をせよということがこれに出てくるわけですね。これを見ますと、要するに、料金を値上げするのには需要家は協力しなければならぬ、政府も積極的に——積極的とは書いてないのですが、政府としても十分配慮せよということ、一つは需要家に対して値上げに協力せよ、政府も同じような趣旨のことを配慮せよということ、それに關連して、この会社が要するに設備資金を、内部留保を蓄積するということですから、これは値上げによってということにつながってくると思うのです。

ですから、この設備投資ですが、先ほどから申し上げておるように、かなりな産業用の電力の需要の伸びの想定、これは率はともかくとして実数から見ますと、大幅に五十年代に伸びてくる。それに向けて設備投資をしなければならぬ。そうすると、その場合に金が要る。本法案もその一つだろうと思いますが、これによりまして、何かそのような産業用の電力の需要の伸び、これに見合せて設備投資をするのに料金値上げをしなければならぬというふうなことがリンクされておるのじゃないか、この記述ではそう読めるわけですね。恐らく需要家が負担し協力せよということが、そう

ではないという答えは出てこないと思うのですけれども、いかがですか。

○大永政府委員 三五%という内部資金充当の目標を一応昭和五十五年ぐらいの目標として挙げておるわけでございますが、この内部資金といひますのは、外部資金と違ひまして、一番調達面では安定した資金でございますから、企業としては望ましいわけでございます。先ほど申し上げましたように、償却と時価との乖離が次第に埋まってくるというところからいたしまして、次第に内部資金の充当率は上がってくると思ひますが、われわれといたしましては現時点で直ちに三五%の内部資金充当率が確保されると思ひておりませんし、いわんや、たとえば内部資金充当率拡大のために一つの手段としては資産の再評価というふうなこともあり得るわけでございますけれども、現下の情勢におきましてそれができるといふふうには考へておりませんので、やはりあくまでも当面の問題というところではなくて、中長期的な努力目標であるということと御理解をいただきたい、こういうふうに思ひます。

○野間委員 いや、直接の答弁になっておらぬわけですよ。「電気事業の収支の現状からみてその充実が多くを期待することではできず」、これはその内部資金の問題ですね。「所要の内部資金の確保については電気安定供給の確保に寄与する」という見地からみても、需要家が負担し、協力を行うことが要請される。」政府も十分配慮せよというところになっておるわけでしょう。だから、ずばり具体的に、その設備投資をする、金がかかる、それにについては内部合理化等々で、いまの償却と乖離、いろいろありましたけれども、そういう努力はもうするけれども、それでは現在の収支の現状から見たら多くが期待できない、したがって、需要家が負担し、協力せよ、政府も配慮せよということですから、要するにこれは料金値上げということに結びついていくわけでしょう。これは否定できないでしょう。

○大永政府委員 これは電気事業審議会資金問題

懇談会の提言でございますから、われわれはそれを受け取りまして施策をやるわけでございますが、この提言の中には、確かに先生御指摘のように、たとえば将来可能な時点においては一部の設備等につきまして定率償却に復歸するとか、そういったような希望が含まれておるものとわれわれとしては了解しておりますが、先ほど申し上げましたように、現時点におきまして直ちにそういうことが可能な情勢であるというふうには考へていないということでございます。

○野間委員 そう遠慮しなくても、ずばり書いてあることの趣旨を言ってもらいたいいので「電力新報」の五月号でも九電の永倉社長が書いておられますが、これを見ますと、この中でも、料金値上げの理由の一つに、電源開発などが比較的順調に進んでいる、これが要するに値上げの理由の一つだという記載があるわけですね。これはごらんになったと思うのです。つまり、設備の増強あるいは資本費の増大、これが料金値上げの要因になっておるということと九電の社長が認めておるわけでありまして、そうしますと、ここで私、本

当に懸念するのは、五十年代になってどんどんどん設備増強が進んでいく、しかも設備の需要の中心と申しますか、割合として産業が非常に多い。その設備をどんどんどんやることに、それが料金にはね返ってくる。五十年代はずいぶんこれから上がっていくのじゃないか。この九電の社長の話によりまして、ちゃんと値上げの理由の中にに入れておるわけですね。この点がやはり勤労市民と申しますか、消費をする普通の家庭にとつてみれば大問題だと思ふのです。これはいかがですか。

○大永政府委員 確かに資本費の増大する傾向がございます。これは一つには、オイルショックを契機にいたしまして、設備の工事単価が非常に上がっている。恐らくオイルショック前に比べまして、現在は七割程度工事単価が上がっておるというふうな思ふわけでございますが、この工事単価の上がりまして設備が今後ちょうど稼働時期に入

つてまいりますと、いわゆる償却資金その他の関係で上がってくるという問題がございます。それから同時に、公害防止投資その他設備投資の内容もふくらんでくるというふうな点もござい

ます。そういうことからいたしまして、資本費の増大というのは確かに今後の非常に大きな問題である。ただ、これは過剰な設備をつくるということではございせん、あくまでも電気の安定供給に必要な限度の設備をつくっていく。しかしながら、工事費の単価の上昇その他において資本費の上昇につながってくる、いわばやむを得ない面もあるのではないかとこのようにわれわれとしては考へておるわけでございます。

○野間委員 もとに戻りますが、それが、電灯の需要増加が六十年までの十年間に八百九十四億キロワットアワー、産業用が二千六百七十二億、産業用が電灯の約三倍になっておるわけでしょう。こういうことから、要するに設備投資がこれを理由にしてどんどんどんやられる、それが全部はね返ってくるのがたまらぬ。特に家庭用の電灯の料金にはね返ってくる、これは避けられないと思うのです。これは国民感情として、こういうようなことでわれわれに全部はね返たらたまたまぬというのが率直な感情なんで、そういう点から質問申し上げておるわけですが、それに総括原価を電圧別あるいは需要種別に配分する仕組みでは、電灯への負担が一番重くのしかかってくるという仕組みは、これは否めないと思うのです。

これは九州電力の場合、少し検討したわけですが、総括原価の四四%が固定費ということになっております。その金額は四千三百三十六億円、そのうち電灯需要への負担配分が何と千四百九十八億円というふうになるわけですね。ところが、特別高圧電力の場合にはこの負担配分が九百六十六億円、高圧電力で千二百九十二億円というふうになりまして、消費電力量が家庭用電灯の二倍に

なつておる大口電力は、一方の固定費の負担は半分近くで済む、これは不公平ではなからうか、こ
うなつたら、原価主義による料金制度そのもの
も、これはやはり大問題だというふうに言わざ
るを得ないと思うわけですね。

しかも、これが今後十年間の相次ぐ料金値上
げ、しかもこれが民生用の電灯とかあるいは家庭
用の値上がりということと連結してはね返つてく
る、そういう事実についてどう考えられるのかと
いうことと、同時に、設備資金の調達を検討さ
れる場合に、この料金制度についてもあわせて検
討しなければ、こういうような不公平は国民感情か
らしたらどうにもならない気持ちになつてくる
と思うのです。こういう点についてはどういふ
うにお考えでしょう。

○大永政府委員 固定費の各需要種別への配分に
つきましては、発電部門の固定費、それから送電
部門、変電につきましては一次、二次、三次とい
うふうに、それぞれの部門での固定費をそれぞれ
の需要種別に配分する、こういう形になつてお
るわけでございます。

ただ、家庭用の固定費の負担が特別高圧に比べ
まして大きいんじゃないかという御指摘でござい
ますが、これは特別高圧の場合には発電部門から
一番短い経路で需要者のところまで電気がいく、
それから家庭用につきましては、送電、さらに変
電も一次、二次、三次変電を経ましていくわけ
でございますので、どうしても固定費の中で電灯に
いく分がその分だけ多くなるという事情がある
ことは、ひとつ御理解をいただきたいと思つて
ございます。

ただ、具体的な九州電力のいま申された数字
が、もし今度の料金認可申請の数字にかかわるも
のであるといたしますならば、これは今後われわ
れといたしましても嚴重に審査の上で結論を出
すべき問題でございまして、その点もあわせて御
了承いただきたいと思つ次第でございます。

○野間委員 繰り返しはいたしませんけれども、
とにかく何をやっても庶民にツケが回つてくると

いうことは、実際私たちは耐えられないわけです。

要するに、四十年代に比べて五十年代の需要測
定の伸び、これはパーセントにすればなるほど産
業用がそんなにばかでないということではないと
思ひますけれども、実数からすればそうではな
く、膨大なそういう実数になるわけですね。しか
もそれに対して、そういうものを賄うために設備
投資をされる、設備投資をするのに金がかかる、
どこから調達するかということ、この意見書に
よりまして、これはやはり需要家の協力を求め
なければならぬということになるわけですね。そ
うして、その原価主義からずつと計算していきま
すと、結局そのツケは、全体の割合が少ないに
もかわらず、やはり国民に回つてくる。です
から、四十年代の高度成長経済の時期での安定期に
比べて、もつともと厳密に需要などを想定され
て、その中で特に、諸外国の例もありますけれ
ども、日本が特別この負担率が低いというよう
なことも踏まえて、やはりもつと硬直でなくて弾力的
に考える、しかも、設備投資を考へる場合には、
やはり料金制度というものを絡めてやらなけれ
ば、これはどうにもならないというふうと思
うわけですね。

今度のこの法案についても、私たちはそういう
点からやはりもつと再検討する必要があるのと違
うのかという意見をきょうは申し上げて、あとま
た次回に申し上げたいと思ひます。

○稲村委員長 次回は、来る十四日金曜日、午前
十時理事会、午前十時三十分委員会を開会するこ
ととし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十分散会

小規模企業共済法の一部を改正する法律案

小規模企業共済法の一部を改正する法律

小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二号)の
一部を次のように改正する。

第四条第二項中「二十口をこえては」を「六十口

を超えては」に改める。

第十六条の二中「第二号」の下に「若しくは第三
号」を加える。

第十六条の三第一項中「第二号」の下に「又は第
三号」を加え、「行なつた」を「行つた」に改める。

第四十二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、
同項第二号イ中「事業」の下に「事業の転換を含
む。以下において同じ。」を加え、同項第三号中
「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号と
し、同号の前に次の一号を加える。

三 個人又は会社等の役員たる小規模企業者の
地位において締結した共済契約に係る共済契
約者に対し、その者が自から居住するための
住宅の建設、改良又は購入に必要な資金の貸
付けを行うこと。

第四十二条第二項中「第二号」の下に「及び第三
号」を加え、「行なわなければならぬ」を「行わな
ければならぬ」に改める。

第四十三条第一項第三号中「第二号」の下に「及
び第三号」を加える。

第五十八條の次に次の一条を加える。

(国の補助)
第五十八條の二 政府は、事業団に対し、政令で
定めるところにより、その業務に要する経費の
一部を補助することができる。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理 由
小規模企業共済法の施行状況にかんがみ、掛金
月額の数額の最高限度を引き上げるとともに、小
規模企業共済事業団の貸付業務を拡充する必要が
ある。これが、この法律案を提出する理由であ
る。

本条施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、初年度約一千
万円の見込みである。